

畜産・酪農をめぐる情勢

令和7年7月

農林水産省
畜産局

目 次

【畜産・酪農の概況】

○ 我が国の農業における畜産の地位	・ ・ ・	3	○ 畜産物の食料自給率	・ ・ ・	5
○ 畜産の都道府県別産出額	・ ・ ・	4			

【牛乳乳製品関係】

○ 生乳の需給構造	・ ・ ・	6	○ 乳用後継牛の確保に向けた取組	・ ・ ・	14
○ 最近の生乳の生産・処理状況	・ ・ ・	7	○ 酪農経営における労働負担の軽減	・ ・ ・	15
○ 生乳の用途別仕向量の推移	・ ・ ・	8	○ 酪農の生産性の向上、省力化の推進	・ ・ ・	16
○ 生乳需給の推移	・ ・ ・	9	○ 畜産・酪農の就農・後継者支援対策	・ ・ ・	17
○ 乳製品需給の推移	・ ・ ・	10	○ 畜産・酪農における労働力不足対応 （外国人材の活用）	・ ・ ・	18
○ 総合乳価の推移	・ ・ ・	11	○ 酪農の経営安定対策の概要	・ ・ ・	19
○ 生産コストと所得の推移	・ ・ ・	12	○ 改正畜産経営安定法における生乳流通	・ ・ ・	20
○ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移	・ ・ ・	13			

【牛肉関係】

○ 牛肉の需給動向	・ ・ ・	21	○ 肉用子牛対策の全体像	・ ・ ・	28
○ 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移	・ ・ ・	22	○ 肉用子牛対策の概要	・ ・ ・	29
○ 肉用子牛価格の推移	・ ・ ・	23	○ 肉用子牛生産者補給金制度	・ ・ ・	30
○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移	・ ・ ・	24	○ 優良子牛生産推進緊急支援事業	・ ・ ・	31
○ 肉用牛繁殖雌牛の動向	・ ・ ・	25	○ 肉用牛肥育経営安定交付金 （牛マルキン）の概要	・ ・ ・	32
○ 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組	・ ・ ・	26			
○ 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進	・ ・ ・	27			

【豚肉関係】

○ 豚肉の需給動向	・ ・ ・	33	○ 豚の生産能力向上への取組	・ ・ ・	36
○ 豚枝肉卸売価格の推移	・ ・ ・	34	○ 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）概要	・ ・ ・	37
○ 豚飼養戸数・頭数の推移	・ ・ ・	35			

【鶏肉関係】

- 鶏肉の需給動向 . . . 38
- 鶏肉卸売価格の推移 . . . 39
- 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移 . . . 40

【鶏卵関係】

- 鶏卵の需給動向 . . . 41
- 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移 . . . 42
- 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移 . . . 43
- 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 . . . 44

【飼料関係】

- 畜種別の経営と飼料 . . . 45
- 飼料自給率の現状と目標 . . . 46
- 近年の飼料穀物の輸入状況 . . . 47
- 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 . . . 48
- 配合飼料価格安定制度の概要 . . . 49
- 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況 . . . 50
- 乾牧草の輸入・価格動向 . . . 51
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 . . . 52
- (トピックス)青刈りとうもろこしの生産・利用の状況 . . . 53

【輸出関係】

- 畜産物の輸出について . . . 54
- 牛肉の輸出について . . . 55

- 豚肉の輸出について . . . 56
- 鶏肉の輸出について . . . 57
- 鶏卵の輸出について . . . 58
- 牛乳・乳製品の輸出について . . . 59

【その他】

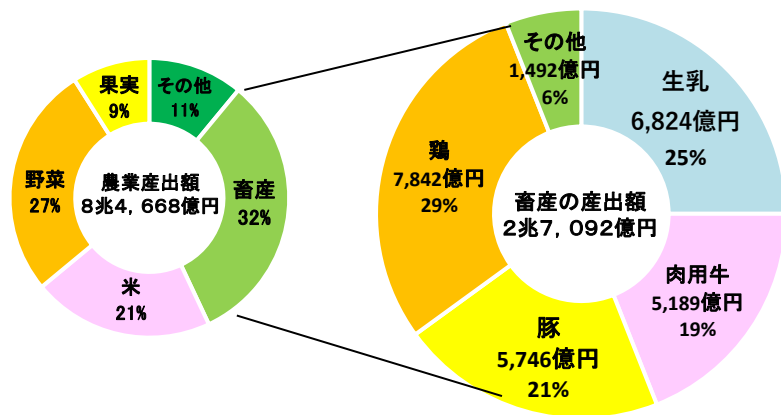
- 持続的な畜産物生産の在り方について . . . 60
- 畜産分野の脱炭素化への取組 . . . 64
- 畜産クラスターの支援状況 . . . 68
- 畜産クラスターの取組事例 . . . 69
- 畜舎特例法について . . . 71
- 畜舎整備に活用可能な事業 . . . 72
- 家畜の導入等に活用可能な事業 . . . 73
- 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 . . . 74
- 国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業 . . . 75
- 畜産におけるGAPの取組について . . . 77
- 畜産農家向けの金融支援策について . . . 78
- みどり投資促進税制について . . . 79
- みどり投資促進税制の対象機械 . . . 80
- 総合的なTPP等関連政策大綱 . . . 81

【畜産・酪農の概況】

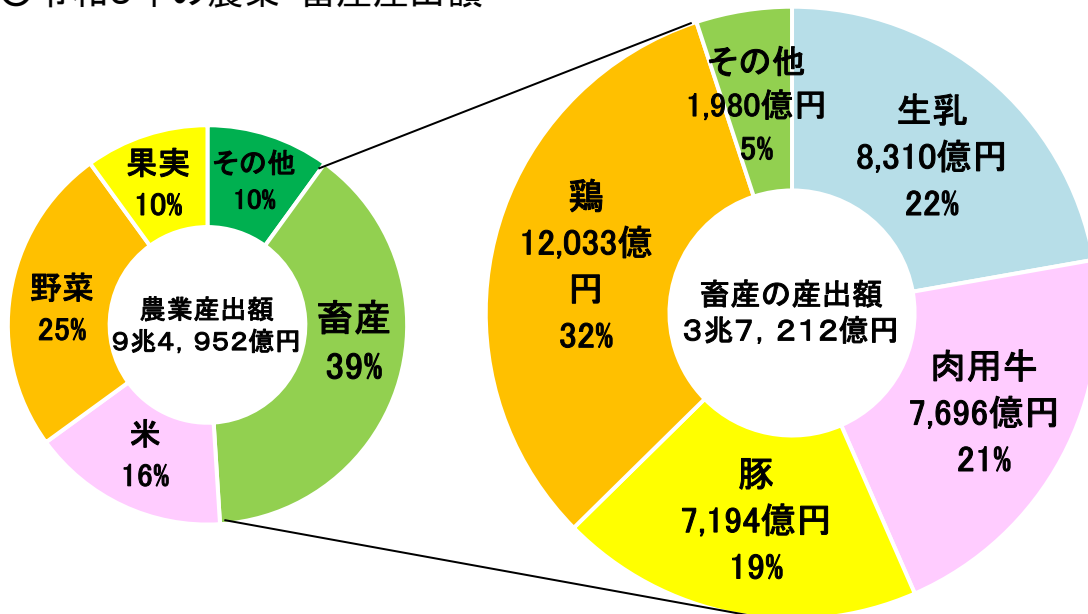
我が国の農業における畜産の地位

- 令和5年の農業産出額は9兆4,952億円。うち畜産は3兆7,212億円となっており、産出額の約39%を占める。
(畜産の産出額に占める割合: 生乳:22%、肉用牛:21%、豚:19%、鶏:32%)
- 10年前(平成25年)と比べ、額で1兆120億円、農業生産額に占めるシェアで7ポイント増加。

○平成25年の農業・畜産産出額



○令和5年の農業・畜産産出額



◎平成25年から令和5年の10年間で
農業産出額は112%、
畜産の産出額は137%に増加

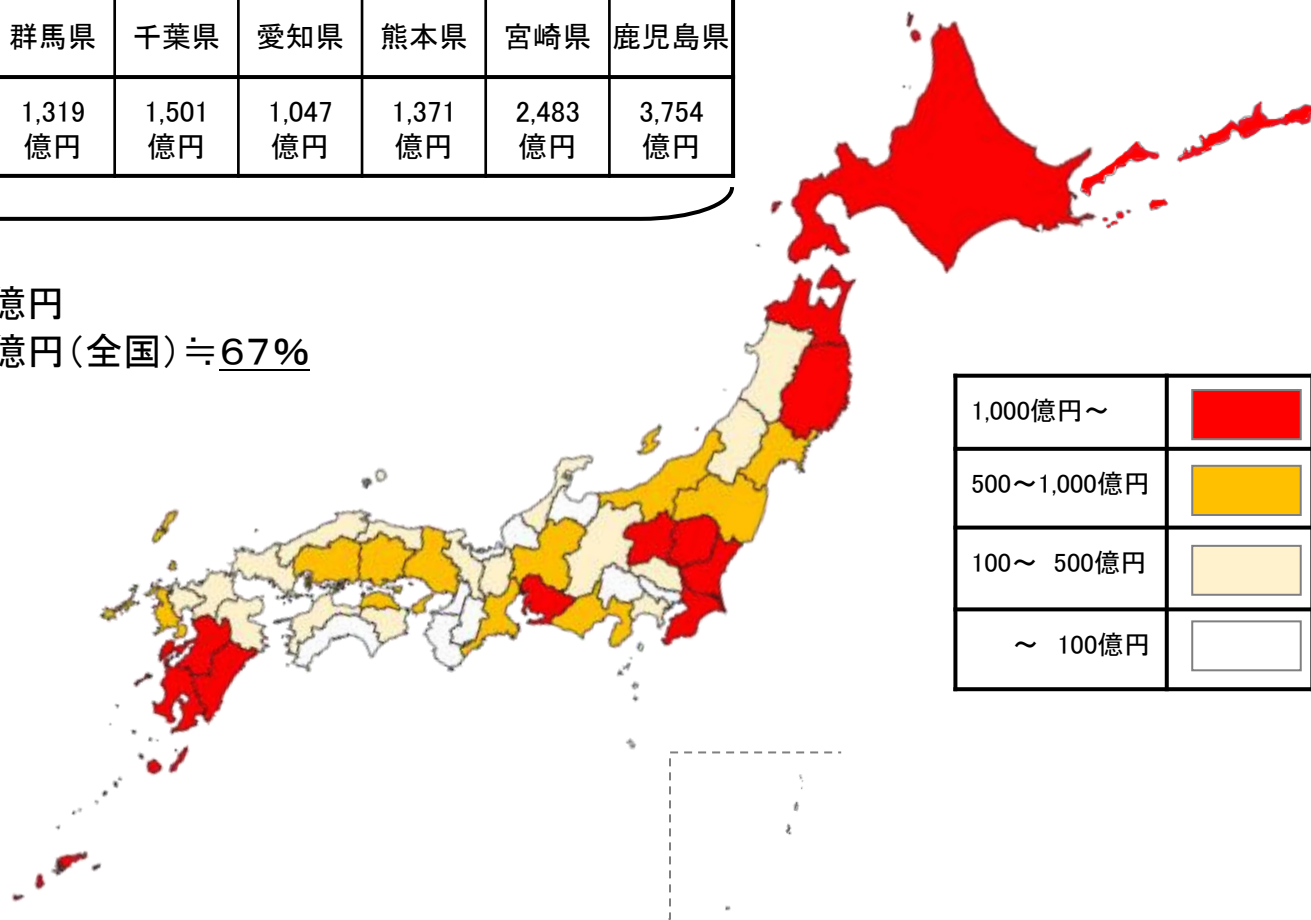
資料: 農林水産省「令和5年農業総産出額(全国)」

畜産の都道府県別産出額

産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が11道県（北海道、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、愛知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）となっており、この11道県で全国の約67%を占める。

北海道	青森県	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	愛知県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
7,837 億円	1,090 億円	1,975 億円	1,353 億円	1,367 億円	1,319 億円	1,501 億円	1,047 億円	1,371 億円	2,483 億円	3,754 億円

計 2兆5,097億円
÷ 3兆7,685億円(全国) ÷ 67%



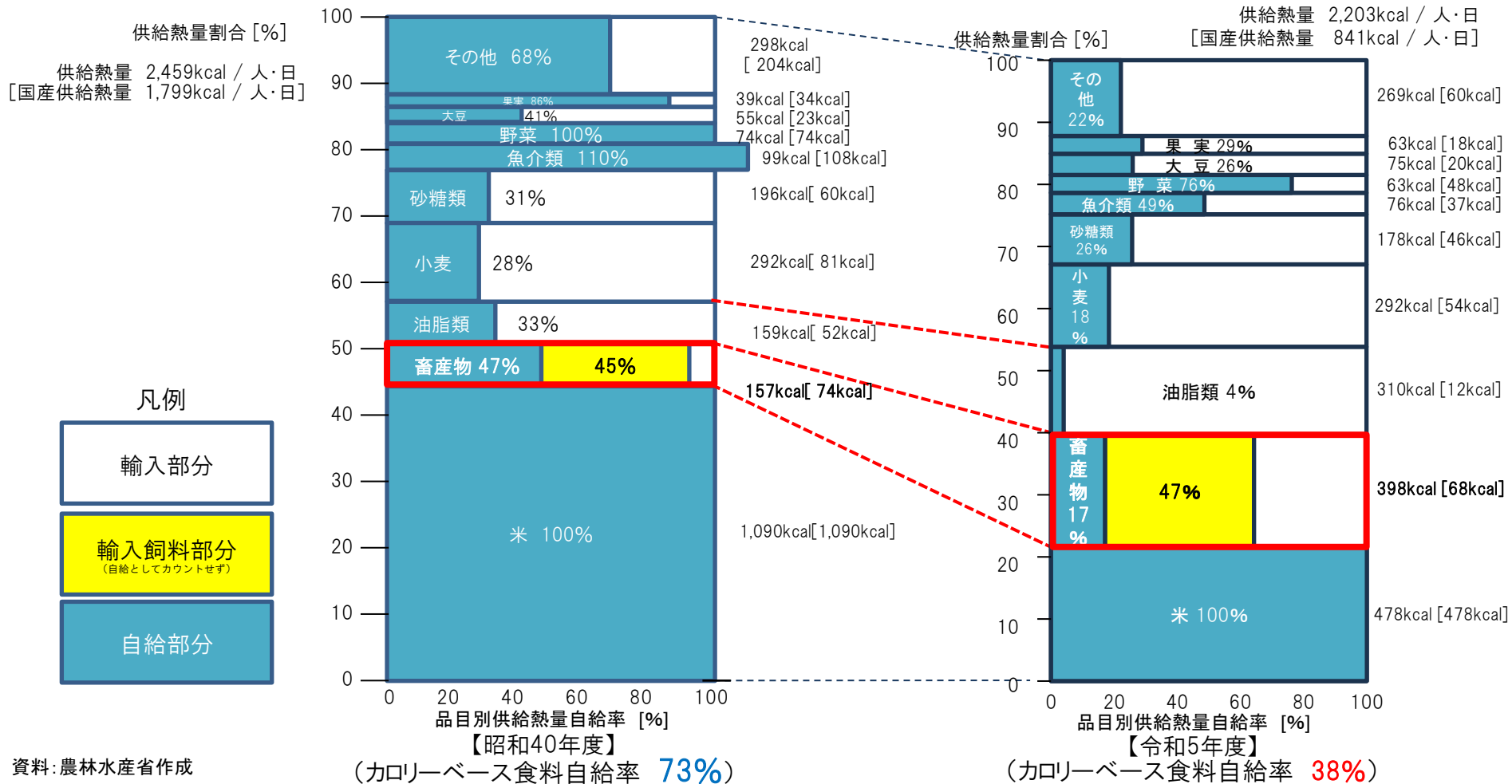
資料：農林水産省「令和5年農業産出額（都道府県別）」

注：都道府県別の全国合計値は中間生産物（子豚等）が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

畜産物の食料自給率

- ・ 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- ・ 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和5年度)

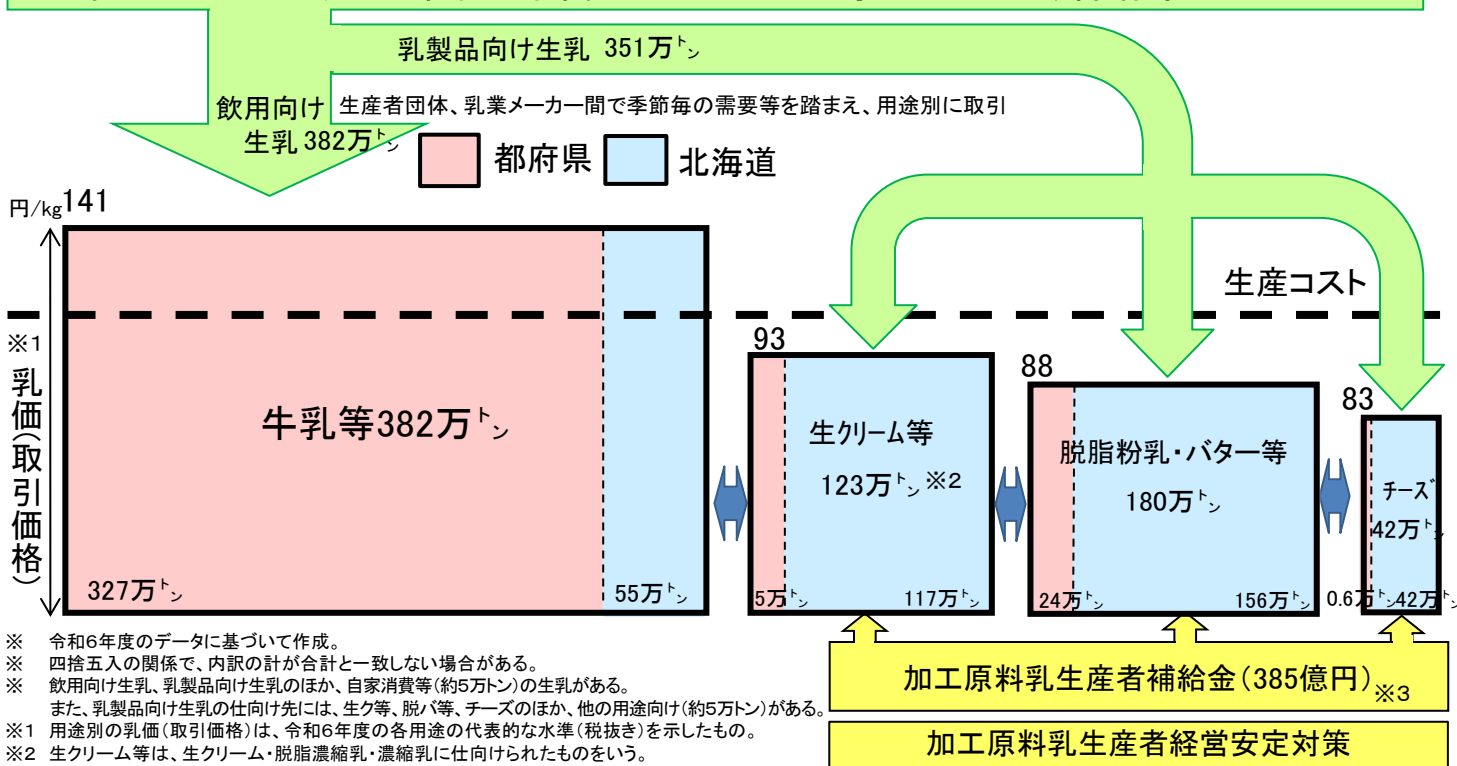


【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

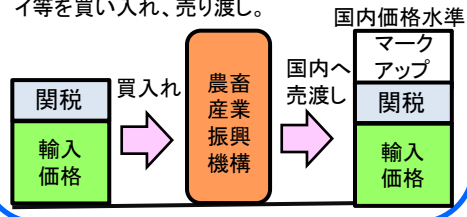
国内の生乳生産量(令和6年度) 737万^ト(北海道426万^ト、都府県311万^ト)



輸入乳製品 442万^ト

乳製品の国家貿易制度

(独)農畜産業振興機構が、売買同時契約方式(SBS方式)を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買入れ、売り渡し。



関税割当品目	国家貿易品目	自由化品目
学校給食用脱脂粉乳等	バター・脱脂粉乳・ホエイ等	チーズ 328.8万 ^ト
53.5万 ^ト	17.8万 ^ト	その他 41.9万 ^ト (アイスクリーム等)

※令和6年度のデータに基づいて作成。
※ 輸入数量には飼料用を除く。
※ 生乳換算数量。

最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和3年度までは増加傾向で推移してきたが、令和4～5年度は需給緩和等を背景に生産者が抑制的な生産に取り組んだこと等から減少。令和6年度は生乳生産抑制の見直し等を受け、+0.7%増加。
- ・ 令和7年度(4-5月)の北海道の生乳生産量は前年同期比+2.6%の増加、都府県は▲ 0.2%の減少、全体で+1.4%の増加。
- ・ 令和7年度(4-5月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同期比▲0.1%の減少、乳製品向けは+3.0%の増加。
- ・ 令和7年度(4-5月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同期比▲1.0%の減少、乳飲料は▲2.2%の減少。はっ酵乳は+0.1%の増加。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位: 万トン、%

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (4-5月)
生産量	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	732 (▲2.8)	737 (+0.7)	131 (+1.4)
北海道	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	417 (▲1.9)	426 (+2.1)	75 (+2.6)
都府県	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	315 (▲4.0)	311 (▲1.3)	56 (▲0.2)
牛乳等向け処理量	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	384 (▲2.6)	382 (▲0.5)	64 (▲0.1)
乳製品向け処理量	360 (+7.3)	354 (▲1.5)	344 (▲3.0)	351 (+2.0)	66 (+3.0)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	173 (▲4.5)	180 (+4.1)	36 (+4.0)
うちチーズ向け	44 (+5.7)	45 (+3.0)	43 (▲4.8)	42 (▲0.9)	8 (+2.7)
うち生クリーム等向 け	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	122 (▲0.8)	123 (+0.2)	21 (+1.2)

牛乳等の生産量の推移

単位: 千キロリットル、%

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (4-5月)
飲用牛乳等	3,579 (▲0.1)	3,535 (▲1.2)	3,461 (▲2.1)	3,432 (▲0.8)	570 (▲1.0)
牛乳	3,197 (+0.1)	3,150 (▲1.5)	3,082 (▲2.1)	3,072 (▲0.3)	513 (+0.3)
加工乳・ 成分調整牛乳	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	379 (▲1.7)	360 (▲4.8)	57 (▲6.6)
乳飲料	1,084 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	1,061 (▲1.3)	1,005 (▲5.3)	168 (▲2.2)
はっ酵乳	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	988 (▲4.8)	1,040 (+5.2)	178 (+0.1)

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

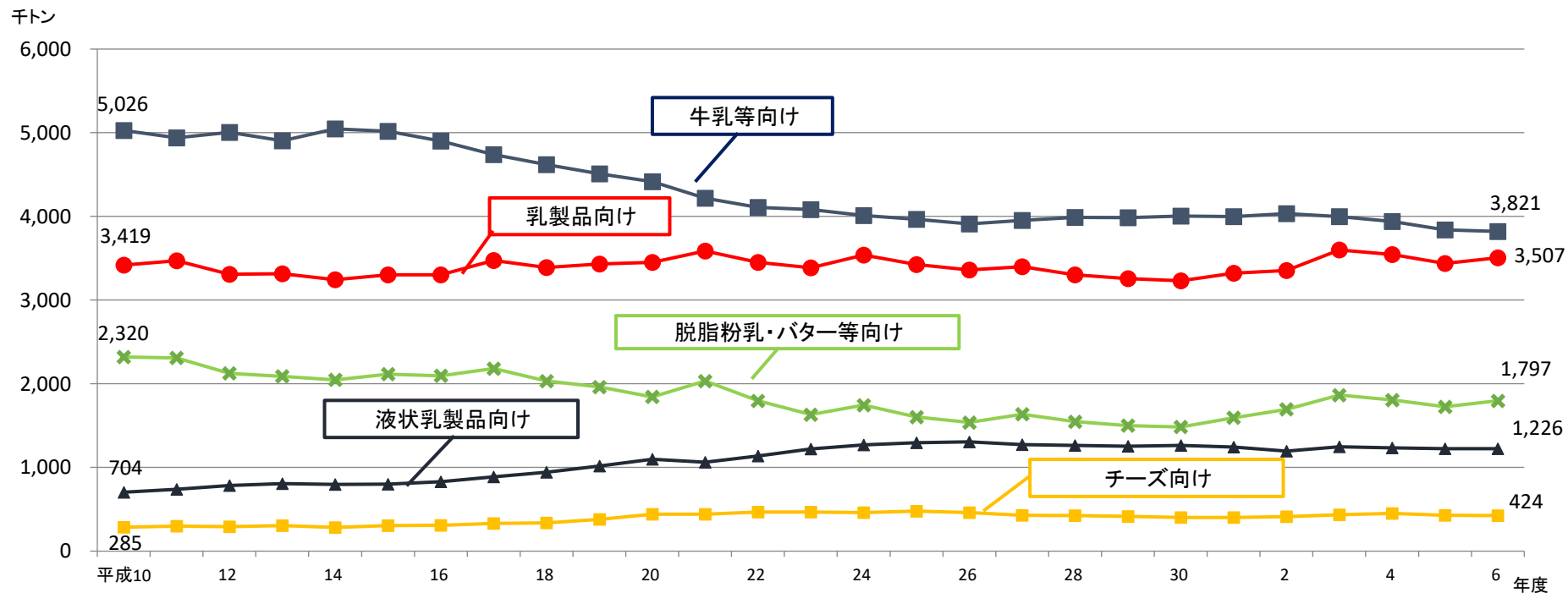
※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和6年度及び令和7年度の数値は速報値。

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」

生乳の用途別仕向量の推移

- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増したが、令和3年度からは微減。
- 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。令和4年度から、生乳生産量の減少に伴い微減したが、令和6年度では生乳生産量の増加に伴い、微増。

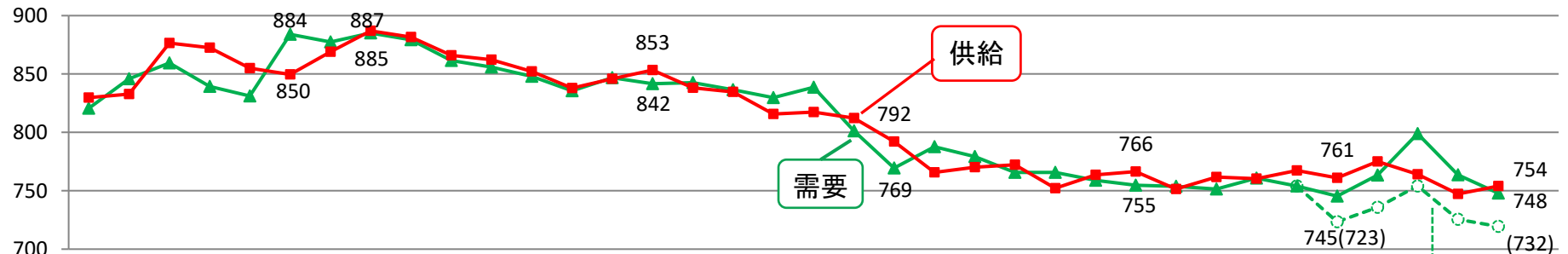


資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構調べ

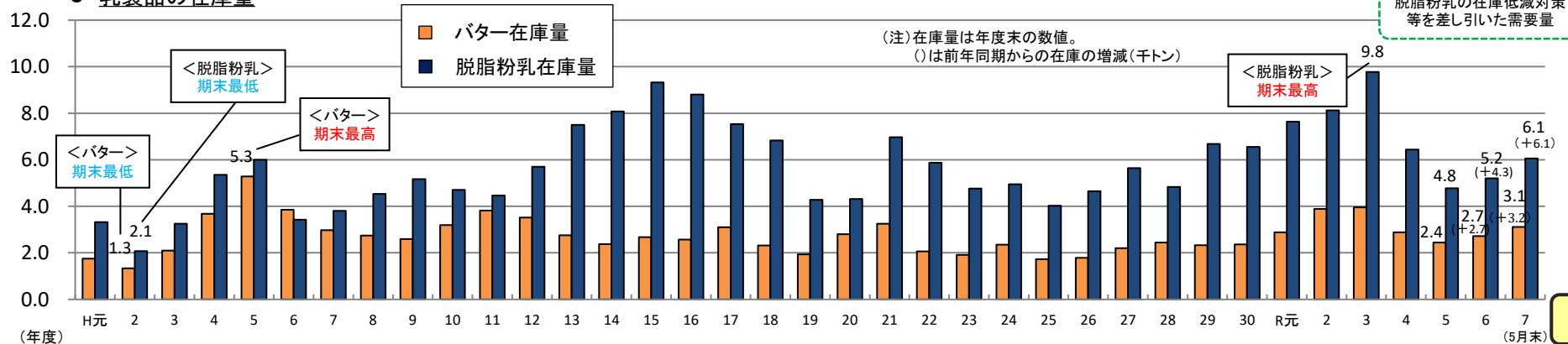
生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、新型コロナの感染拡大前までの数年間は国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移。
- ・ 令和2年度頃からバター需要が好調である一方、脱脂粉乳の需要がヨーグルト消費の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷したことで、需給ギャップが生じ、脱脂粉乳の在庫の積み上がりが発生。
- ・ 在庫削減対策等の取組により、脱脂粉乳の需給は足元で改善が見られるものの、需要不足は当面見込まれており、全国で協調した対策がなければ脱脂粉乳在庫は積み上がる状況。

(万吨) ● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



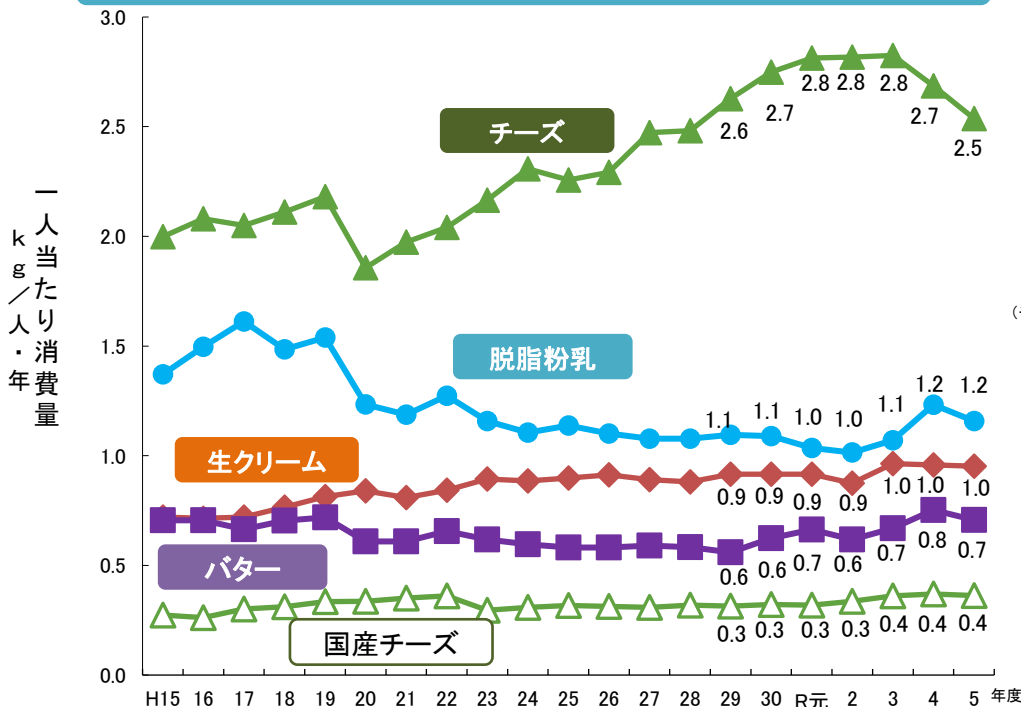
● 乳製品の在庫量



乳製品需給の推移

- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 令和5年度の牛乳・乳製品の自給率は、チーズの輸入量が減少したこと等から、前年度より1ポイント増加。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度以降は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により、消費量は減少。

乳製品の1人当たり消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」、「国勢」調査、牛乳課推計

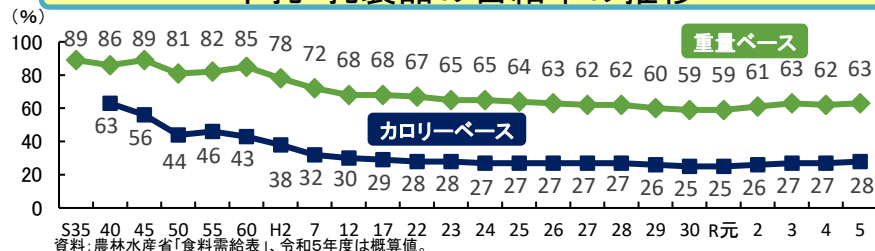
注1：1人当たり消費量＝（生産量＋輸入量－在庫増減－輸出品）÷各年10月1日時点の総人口

注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

注3：「チーズ」及び「国産チーズ」の1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

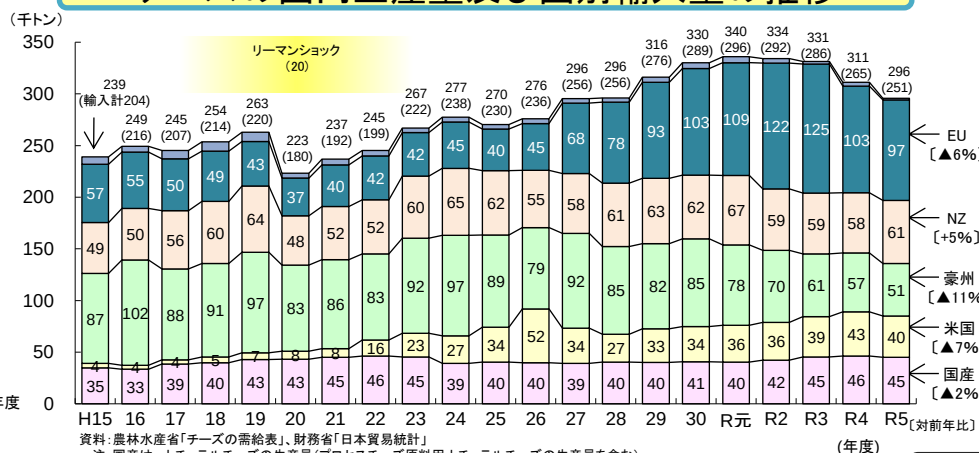
注4：「チーズ」はナチュラル及びプロセスチーズを、「国産チーズ」は国産ナチュラルチーズを指す。

牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和5年度は概算値。

チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」

注：国産は、ナチュラルチーズの生産量（プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む）

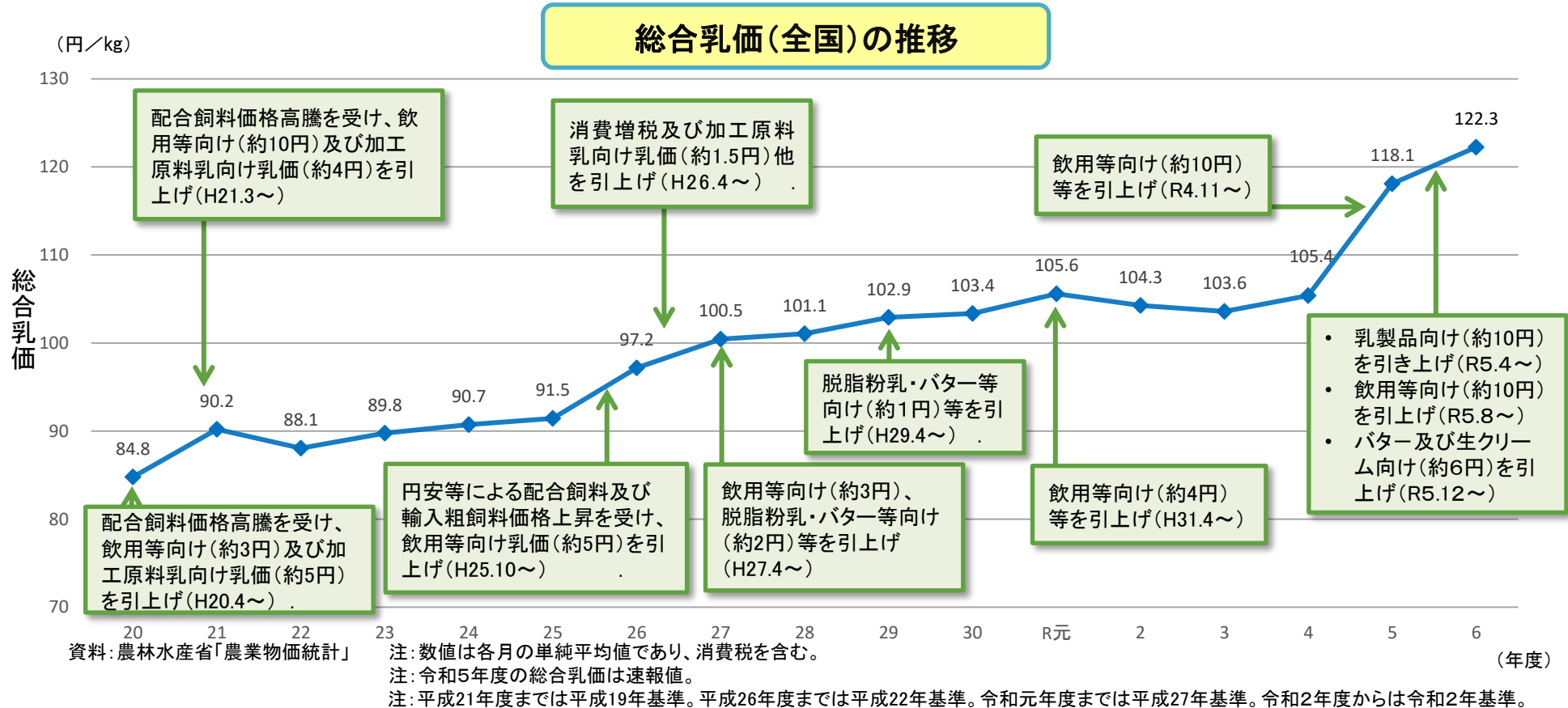
輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量

注：英国はR2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。

注：国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は平成20年度以降上昇していたが、近年その傾向も一服。
- ・ 令和4年度からは、生産資材価格の高騰を受けて、令和4年11月、令和5年8月の飲用等向け乳価の各10円引き上げ、令和5年4月の乳製品向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。

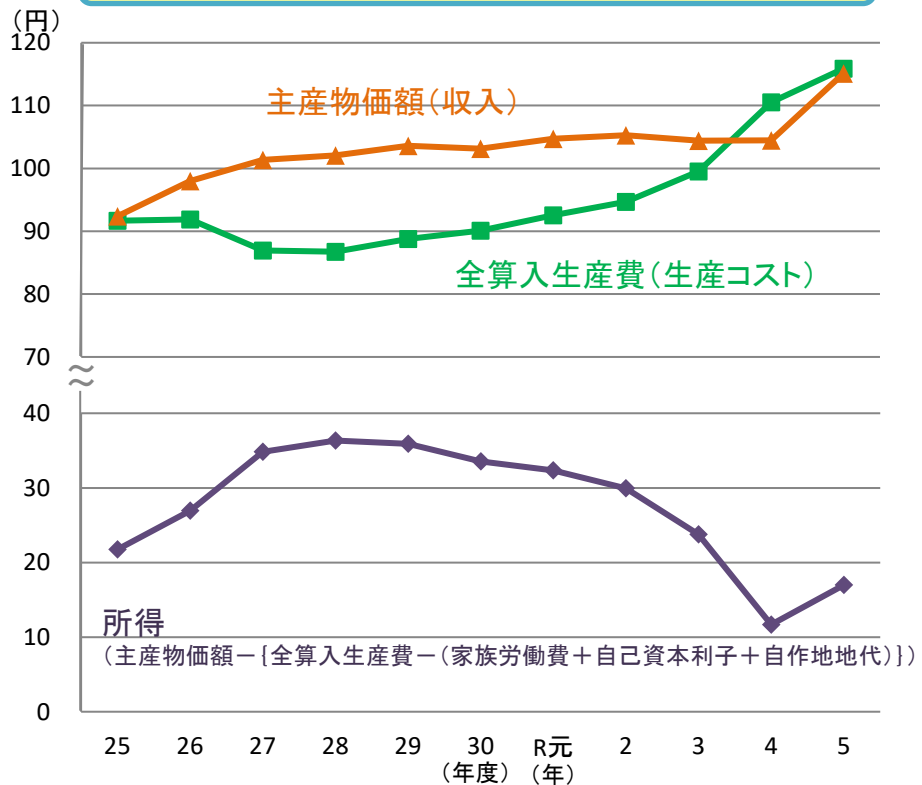


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

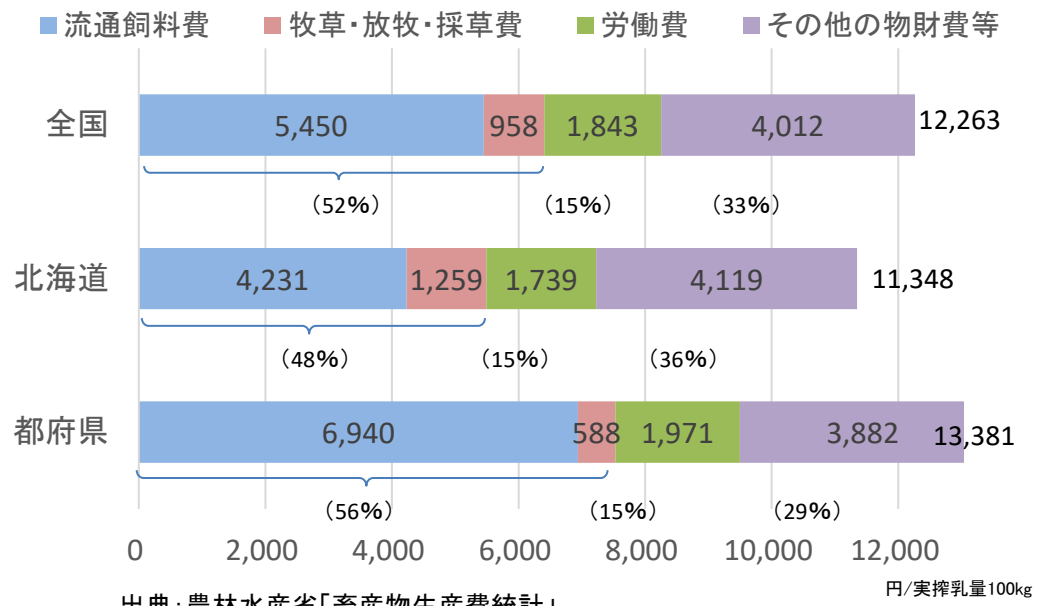
生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年以降は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰等により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、28年度までは乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇等により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少傾向で推移。特に令和4年は、生産コストの上昇により、所得が大きく減少。令和5年は、令和4年11月以降の段階的な乳価引上げに伴う主産物価額の上昇により、所得は前年に比べ増加。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和5年の生乳生産費(費用合計)



出典:農林水産省「畜産物生産費統計」

注1:消費税含む。

注2:畜産物生産費調査は、平成25～30は年度、令和元以降は年。

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3～5%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年から増加傾向で推移してきたが、令和5年以降減少。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移。

区 分 / 年		29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5	6	7
乳用牛飼養戸数（千戸）		16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6	11.9	11.3
（対前年増減率）（％）		(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)	(▲5.6)	(▲5.0)
うち成畜50頭以上層(千戸)		6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6	5.5	5.4
戸数シェア（％）		(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)	(46.8)	(48.5)
乳用牛飼養頭数（千頭）		1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356	1,313	1,293
（対前年増減率）（％）		(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)	(▲3.2)	(▲1.5)
うち 経産牛頭数（千頭）		852	847	839	841	839	849	862	837	826	820
うち 未経産牛 （乳用後継牛）頭数（千		471	481	492	499	513	507	510	519	486	473
うち成畜50頭以上層(千頭)		934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054	1,048	1,046
頭数シェア（％）※注2		(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)	(80.7)	(81.8)
一戸当たり 経産牛頭数（頭） ※注3	全 国	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3	68.0	70.6	73.9
	北海道	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1	90.0	93.0	97.4
	都府県	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1	51.6	53.9	55.8
経産牛一頭当たり 乳量（kg）※注6	全 国	8,581	8,636	<8,767>※注6		8,806	8,938	8,871	8,809	8,957	—
	北海道	8,518	8,568	<8,945>		8,943	9,066	8,946	8,901	9,087	—

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値（注6）。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

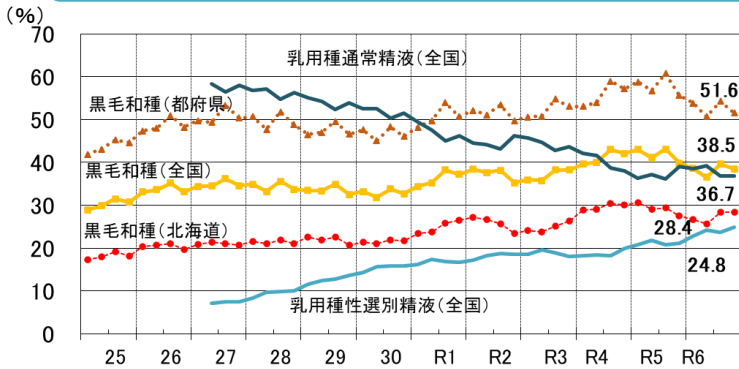
5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6：経産牛一頭当たり乳量は、翌年度に「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出。平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

- ・ **性選別精液**の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。更に、黒毛和種精液による交配率の上昇もあり、乳用雄子牛の出生頭数は、平成25年度の頭数と比較し10万頭程度減少。
- ・ 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

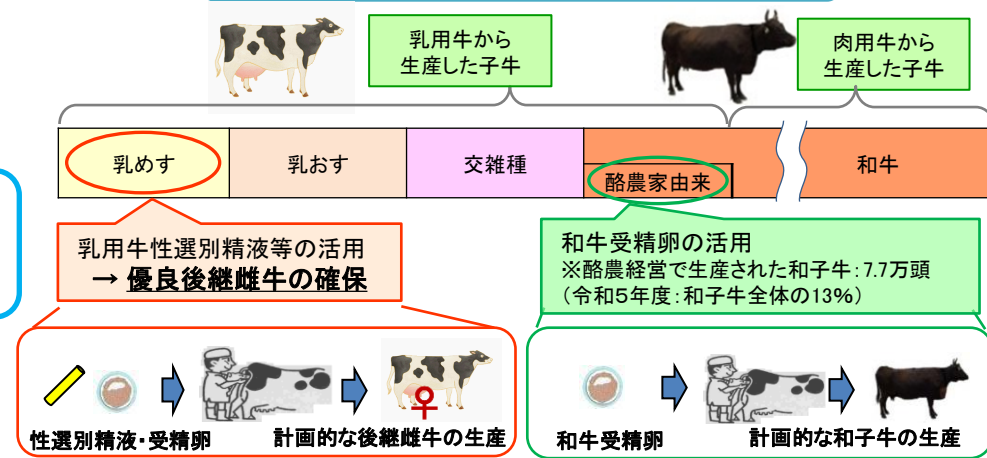
乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況



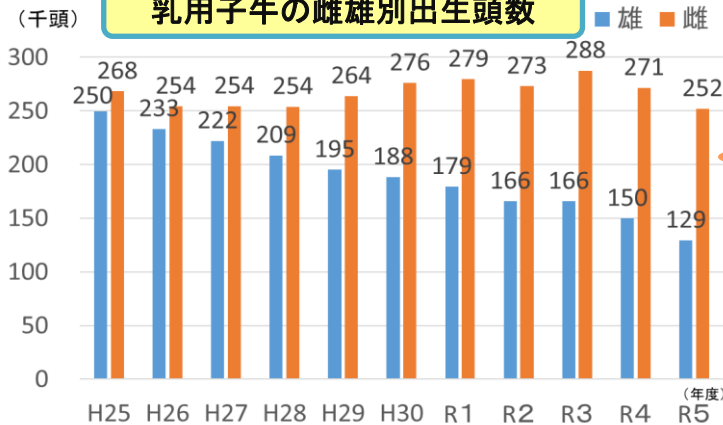
資料：日本家畜人工授精師協会

(年)

性選別精液等と和牛受精卵の活用



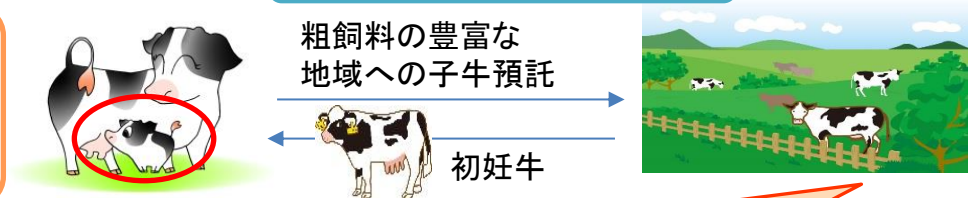
乳用子牛の雌雄別出生頭数



資料：家畜改良センター

乳用種の出生頭数に占める雌の割合は66%

預託育成の推進



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進
省力化機器の整備(発情発見、給餌等)、運動場の整備(電牧柵等)

【酪農経営支援総合対策事業: R6 ALIC事業】

酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、[酪農ヘルパー](#) の取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(令和5年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,261	1,806	1,694	1,882

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働負担の軽減に向けた取組

- (1)飼養管理方式の改善
 - ・ つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧
- (2)機械化
 - ・ 搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入
- (3)外部化
 - ・ キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

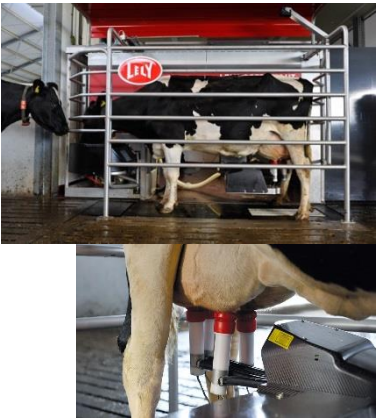
- 畜産クラスター事業(R6補正(一部基金))
 - 省力化機械の導入等を支援
- 酪農経営支援総合対策事業(R7ALIC事業)
 - 省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援
- 酪農ヘルパーの利用拡大(R7ALIC事業)
 - ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - ① 傷病時における経営継続を支援
→傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間 利用日数(1戸あたり)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	23.1	23.6	23.7	24.1	24.0	24.9

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置

搾乳ロボット

搾乳ユニット自動搬送装置

発情発見装置

分娩監視装置

哺乳ロボット

導入前

搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要

自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい

毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)

分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視

子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要

導入後

自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果
Ex: 導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減

搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果
Ex: 導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少

発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果
Ex: 導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)

分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減
Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)

自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果
Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減

畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- ・ 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・ 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

経営離脱・新規就農状況

			R1	R2	R3	R4	R5
酪 農	全国	離脱者数	536	504	472	794	700
		新規就農者数 (うち新規参入者)	85 (28)	105 (37)	92 (38)	56 (22)	95 (42)
	うち北海道	離脱者数	197	134	151	243	249
		新規就農者数 (うち新規参入者)	54 (24)	72 (28)	53 (26)	35 (17)	59 (33)
肉 用 牛	全国	離脱者数	1,620	1,354	1,487	1,644	2,016
		新規就農者数 (うち新規参入者)	223 (54)	235 (61)	223 (69)	156 (84)	162 (63)
	うち九州・沖縄	離脱者数	876	708	809	823	1,026
		新規就農者数 (うち新規参入者)	123 (25)	163 (36)	156 (43)	93 (45)	93 (31)

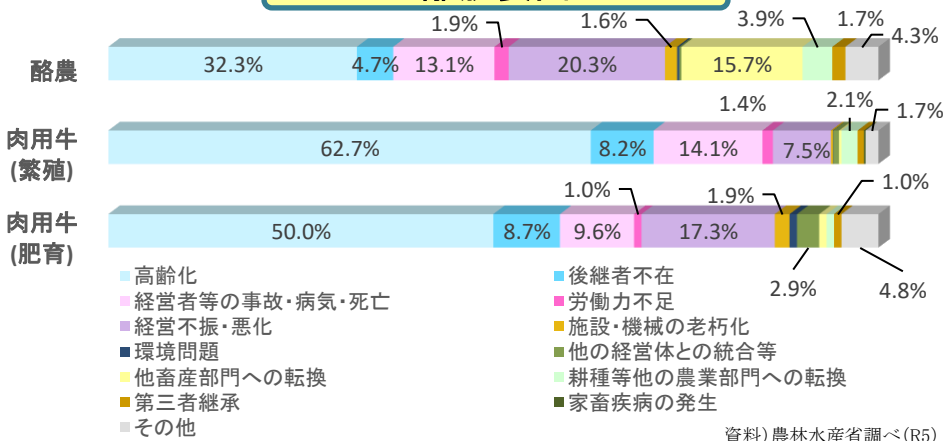
「新規就農者」：経営者として新規に就農した者（新規参入者、Uターン就農者）

「新規参入者」：農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

「Uターン就農者」：農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の経営に参加又は経営を継承した者

資料）農林水産省調べ

離脱要因



【R6補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

（所要額）

319億円の内数

- ・ 新規就農者に対し、施設整備や家畜導入に要する経費、経営資源の継承手続きに要する経費を支援。

【R7当初】新規就農者育成総合対策

107億円

- ・ 経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- ・ 就農に向けた研修資金、経営開始資金を交付。

【R7当初】雇用就農資金

30億円

- ・ 雇用就農の促進のための資金を交付。
- ・ 就農希望者が農業にチャレンジしやすくするトライアル雇用就農の推進を支援。

【R7当初】青年等就農資金

融資枠 180億円

- ・ 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援。

【R7 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- ・ 担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・ 生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・ 酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R7当初】農地利用効率化等支援交付金

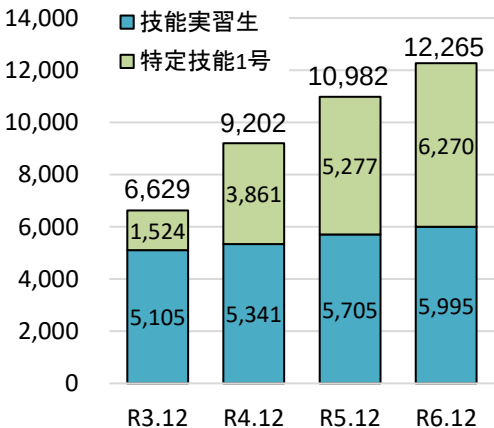
20億円

- ・ 地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

畜産における労働力不足対応(外国人材の活用)

- 技能実習生及び特定技能外国人数は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用も進展。
- 入管法等の改正(R6.6)に伴い、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設(R9施行予定)。
- 外国人材の定着・活躍には、待遇や仕事面だけでなく、生活面の支援や地域の理解醸成等の環境整備が重要。

畜産分野の技能実習生数及び
特定技能外国人数の推移



国籍・都道府県別特定技能1号
外国人数ベスト3
(畜産分野・R6年末時点)

ベトナム	2,274人
インドネシア	2,152人
フィリピン	612人
ほか	
北海道	1,689人
茨城県	516人
千葉県	479人
ほか	

現行制度と育成就労制度の比較

	技能実習制度(現行)	育成就労制度(R9～)
目的	技能移転による国際貢献	人手不足分野における 人材確保と人材育成
在留期間	1号:1年 2号及び3号:2年 (実習終了後は原則帰国)	3年 →特定技能1号水準の人材を育成。 特定技能への移行により、 長期間産業を支える人材を確保。
従事可能業務	・ 畜産農業全般(第1号) ・ 酪農、養豚、養鶏 (第2号、第3号)	畜産農業全般

出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」、「特定技能在留外国人数」

【優良事例】株式会社メイプル牧場（酪農・肉牛一貫、島根県）

＜経営の概況＞

肉用牛 330頭（うち繁殖雌牛200頭弱）
乳用牛 1,600頭（搾乳1,100頭）
職員 日本人28名、外国人18名

＜受入れのための取組＞

- ・常に登録支援機関に相談できる体制（SNS）
- ・通訳を介した、毎月の個人面談
- ・家具・家電、Wi-fi等完備の宿舎を整備。
- ・日本人と区別をしないキャリアアップ
- ・地域の行事にも積極的に参加。



外国人材（ベトナム）



敷地内の宿舎

特定技能制度の概要

	特定技能1号	特定技能2号
目的	人手不足分野における人材確保	
技能水準	相当程度の知識・経験 (即戦力となる人材)	熟練した技能 (高度な技術的・専門的判断が可能な人材) (監督者として業務を統括できる人材)
在留期間	最大5年 (1年以内の期間で更新)	制限なし (3年以内の期間で更新) ※条件を満たせば家族の帯同も可能
従事可能業務	畜産農業全般	

資料：農業分野における特定技能外国人受入れ優良事例集を基に作成

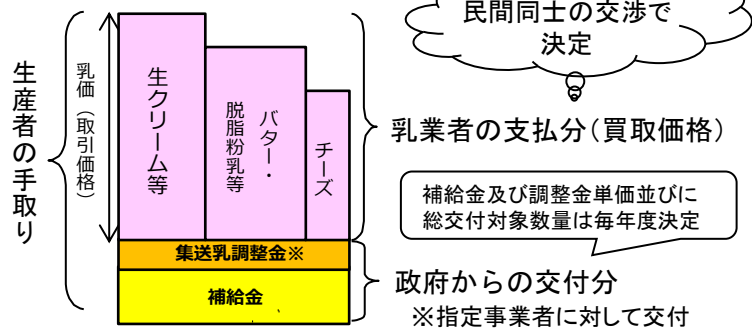
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳[📄]について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳[📄]を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

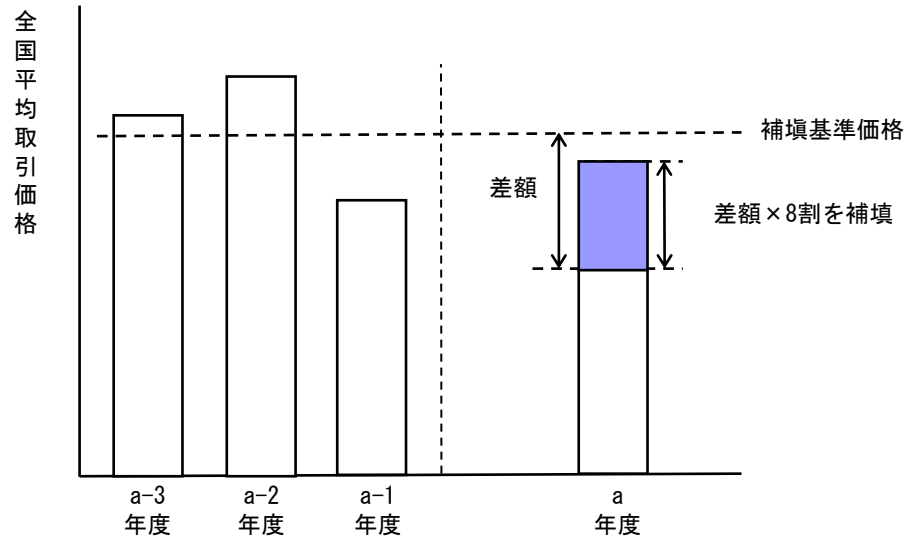
加工原料乳生産者補給金制度

令和7年度

加工原料乳生産者補給金単価	9.09円/kg	} 11.90円/kg
集送乳調整金単価	2.73円/kg	
[関連対策]	0.08円/kg]	
総交付対象数量	325万トン	} 343万トン
[関連対策]	18万トン]	

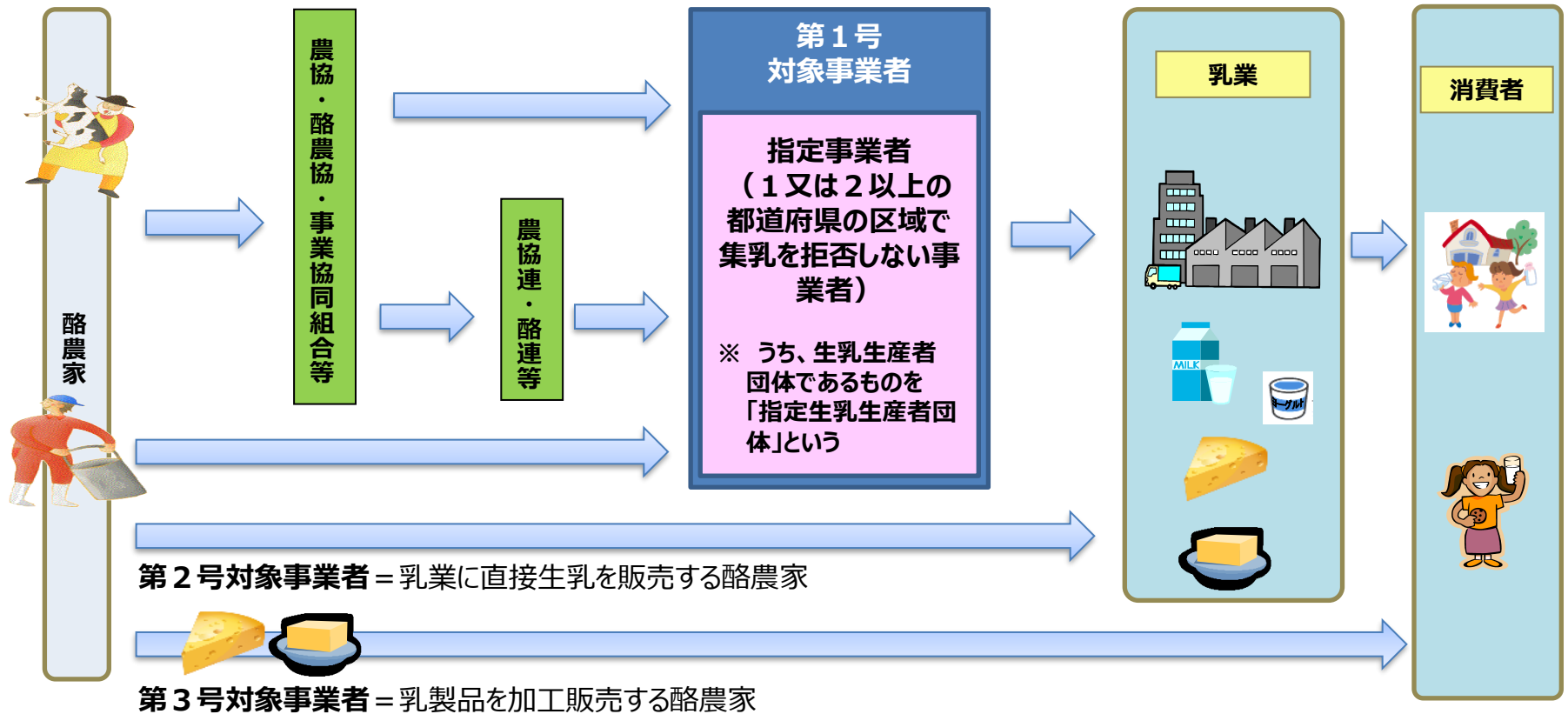


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



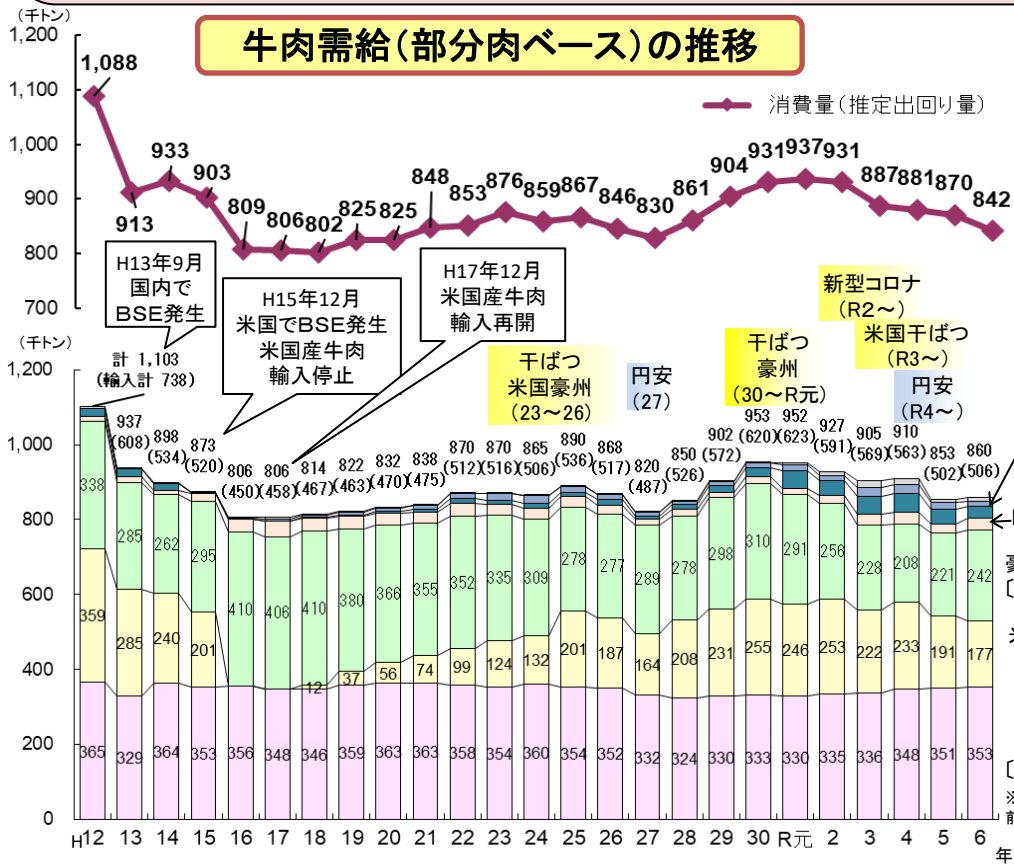
- **対象事業者（第1～3号）は**、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉關係】

牛肉の需給動向

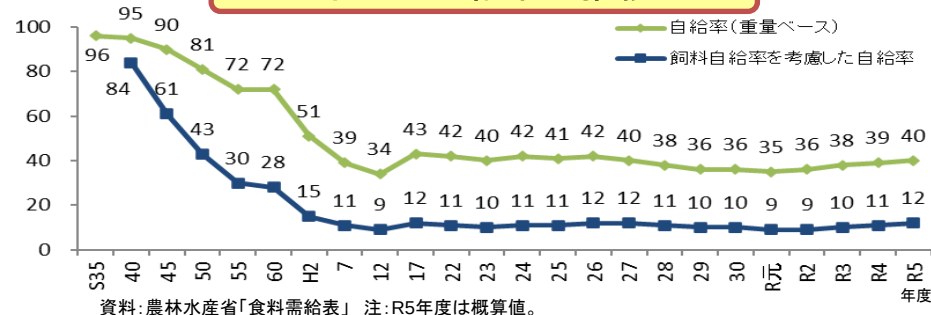
- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降5年連続で減少。令和6年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響により、84.2万トンで推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向だが、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和6年度は、全体では35.3万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで40%。

牛肉需給(部分肉ベース)の推移

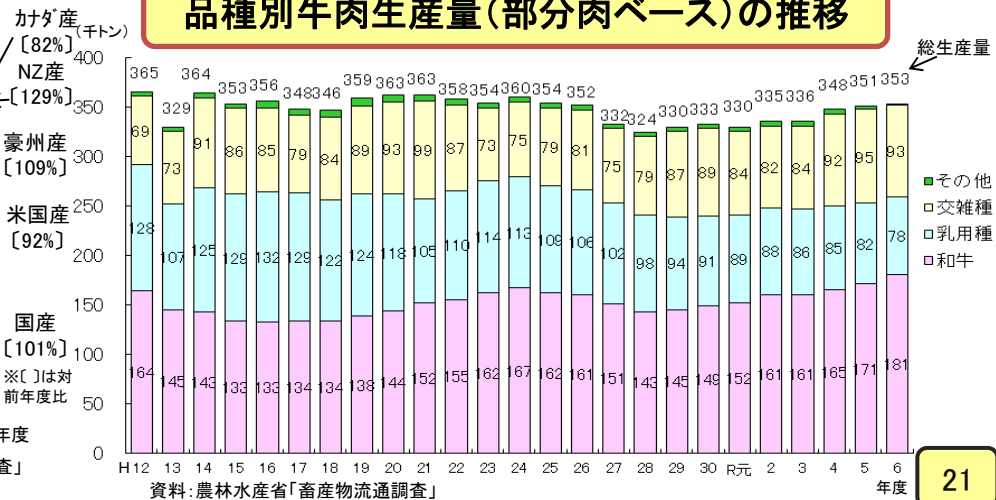


資料:農林水産省「畜産物流通調査」「食料需給表」 財務省「貿易統計」 (独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注:推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

牛肉の自給率の推移



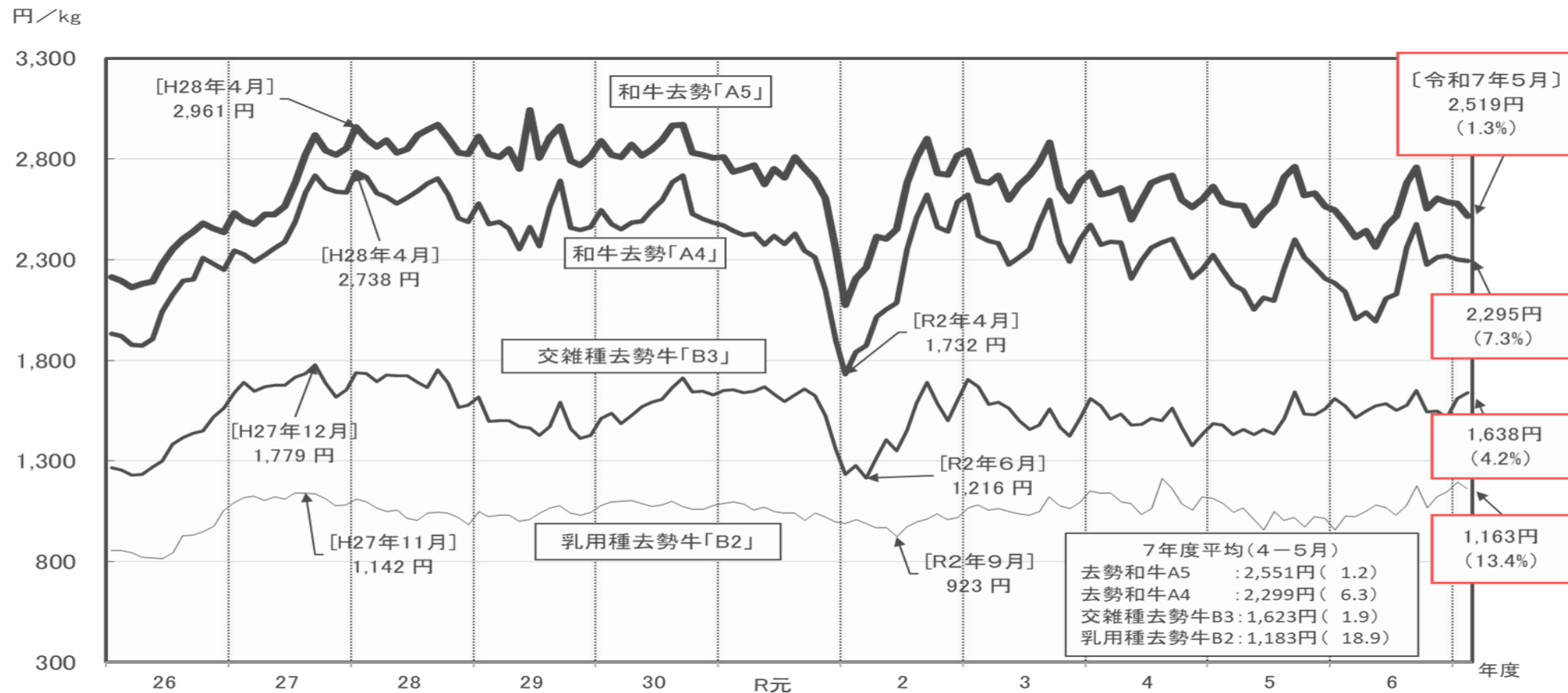
品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料:農林水産省「畜産物流通調査」

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- ・ 和牛の価格は、令和元年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下したが、令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月には、コロナ前(R元年11月)を上回る水準まで回復。
- ・ 令和3年度は、断続的なコロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等の低迷により、コロナ前(R元年1～12月)を下回って推移。
- ・ 令和4年度及び5年度は、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響により、前年を下回って推移。
- ・ 令和6年度は、年度全体では前年を下回って推移したが、後半にかけて比較的值ごろな4等級等では前年を上回る水準で推移。
- ・ 令和7年度は、前年を上回る水準で推移。

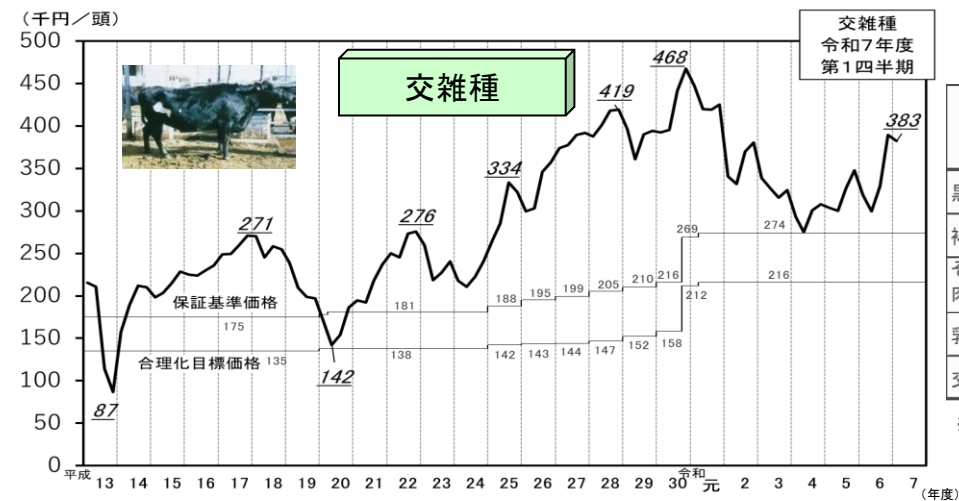
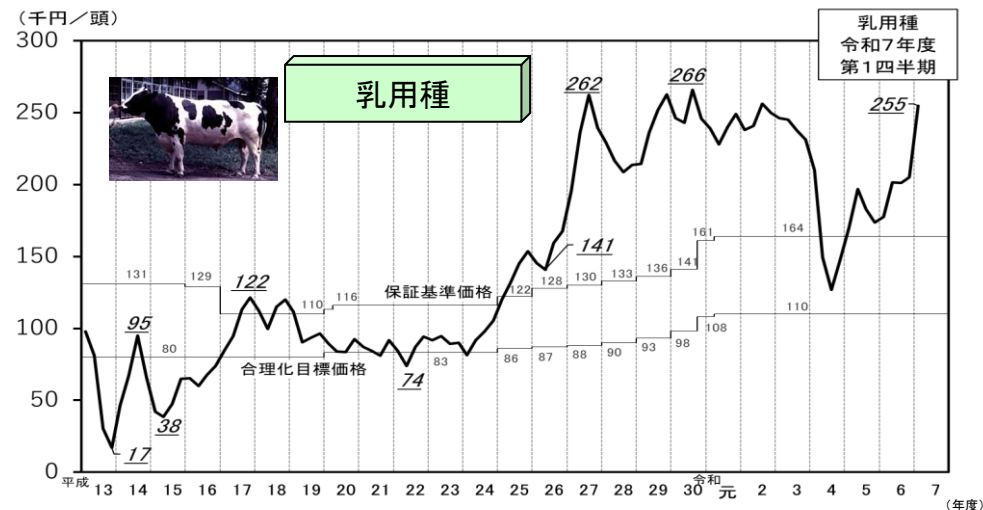
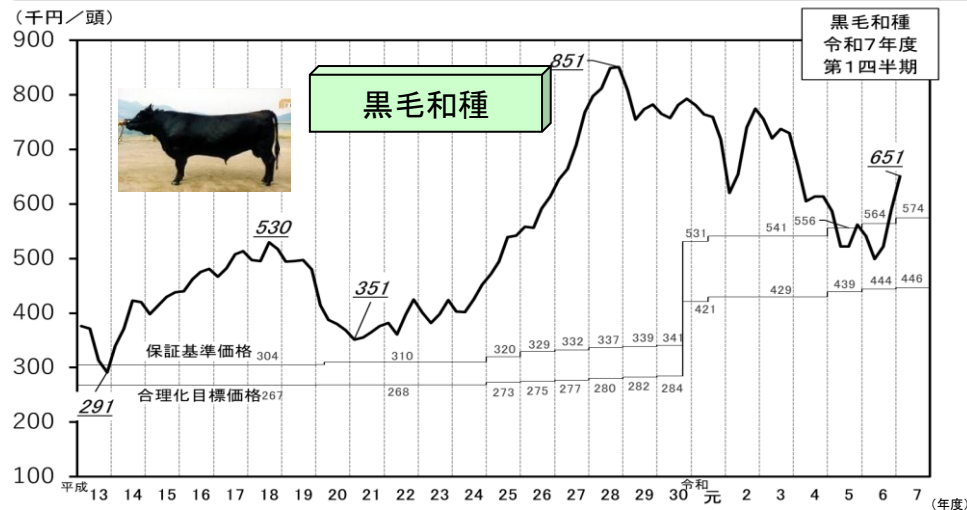


資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注: ()内は前年同月比。

肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月以降、再び下落。直近の令和7年度第1四半期は、3品種とも保証基準価格を上回って推移。



令和3～7年度補給金単価(単位:千円/頭)

品種	R4年度				R5年度				R6年度				R7年度
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	34.40	33.50	0	22.60	65.10	42.10	0	0
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	67.63				90.51				49.90				—
乳用種	0	14.50	36.60	15.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。

区 分 / 年		29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5	6	7
肉用牛	戸数(千戸)	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6	36.5	34.0
	(対前年増減率)(%)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)	(▲5.4)	(▲6.8)
	頭数(千頭)	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672	2,595
	(対前年増減率)(%)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)	(▲0.6)	(▲2.9)
1戸当たり(頭)		49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	76.3
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8	29.4
	頭数(千頭)	597	610	626	605	622	633	637	645	640	611
	1戸当たり(頭)	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1	20.8
うち 肥育牛	戸数(千戸)	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6	9.5
	頭数(千頭)	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617	1,577
※注2	1戸当たり(頭)	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7	166.0

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

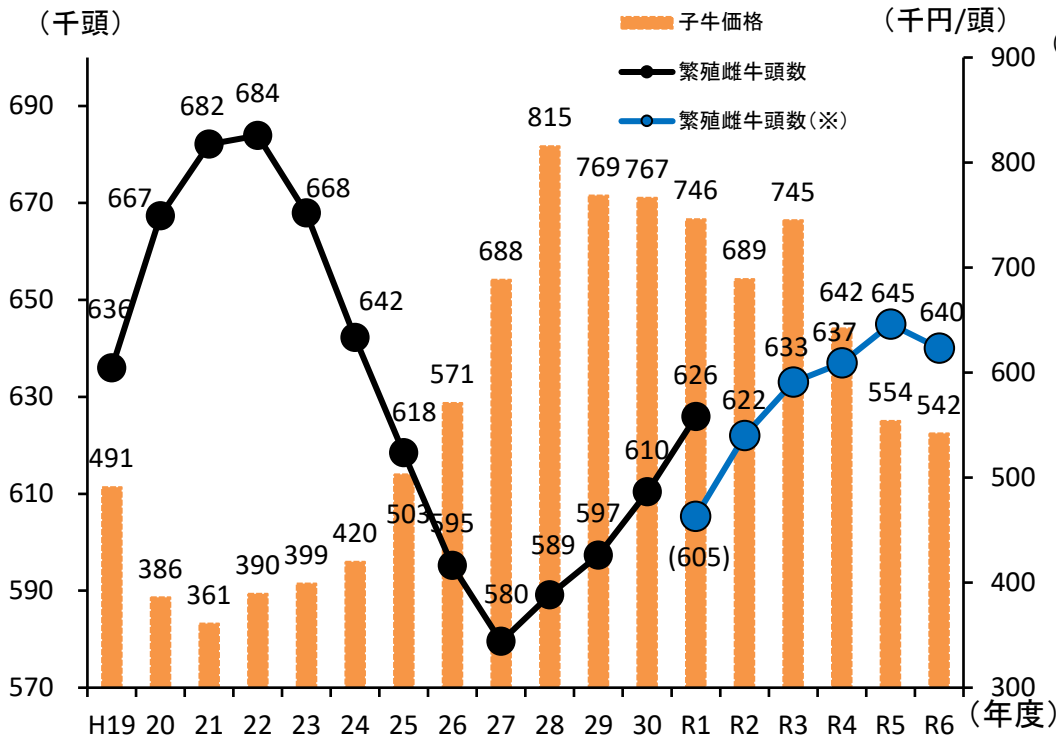
3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用牛繁殖雌牛の動向

- ・肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、令和5年まで増加したものの、令和6年は64万頭と微減。
- ・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合については、令和2年度まで上昇傾向で推移したが、令和3年度以降低下し令和6年度は27%。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移

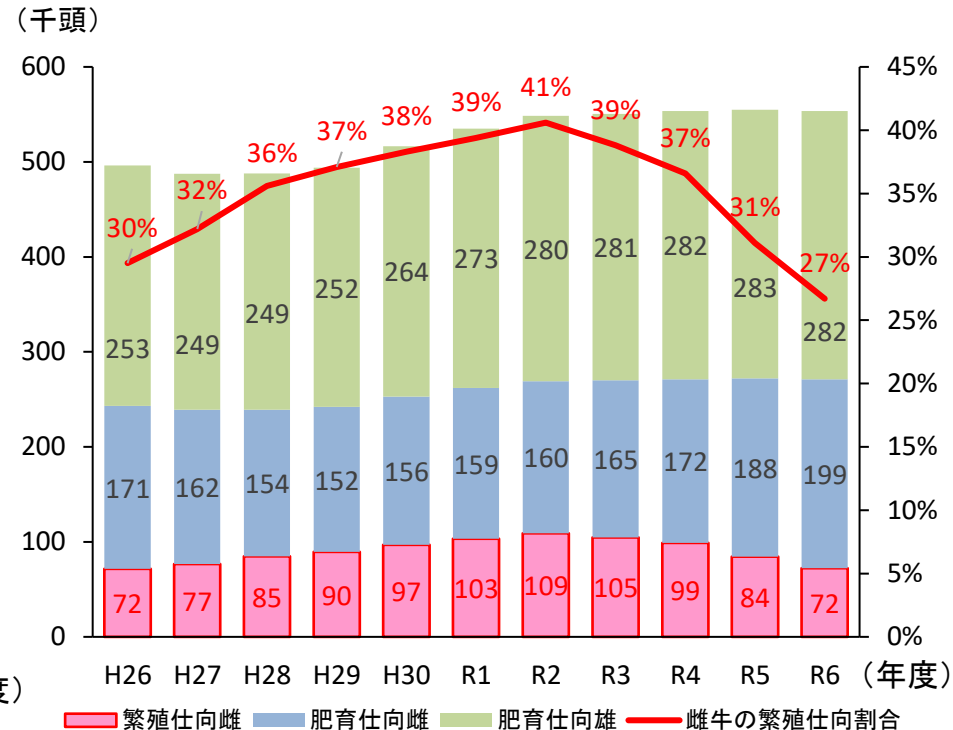


資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)

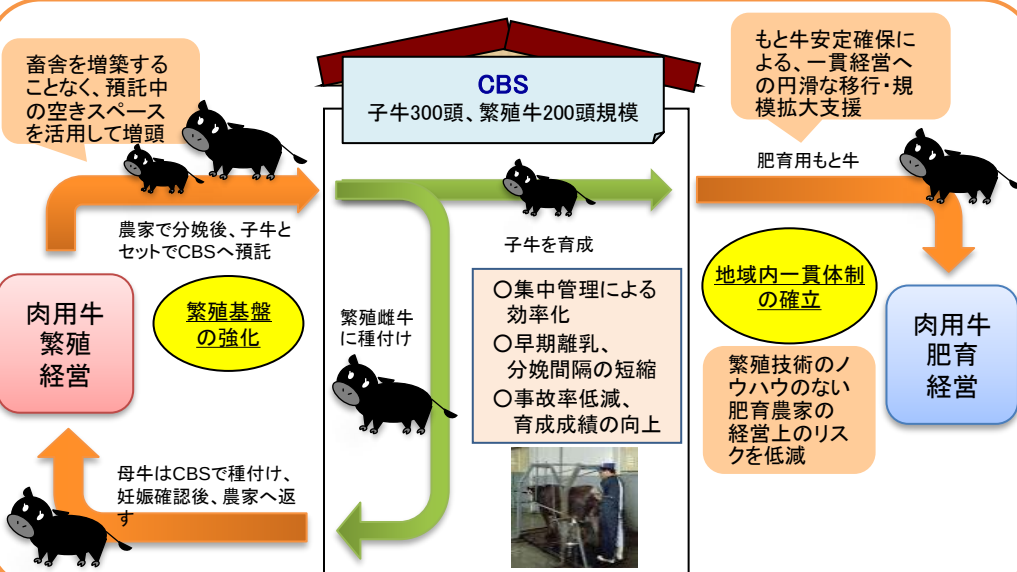


- 注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
 注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
 注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したものと推計

肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛へ更新を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



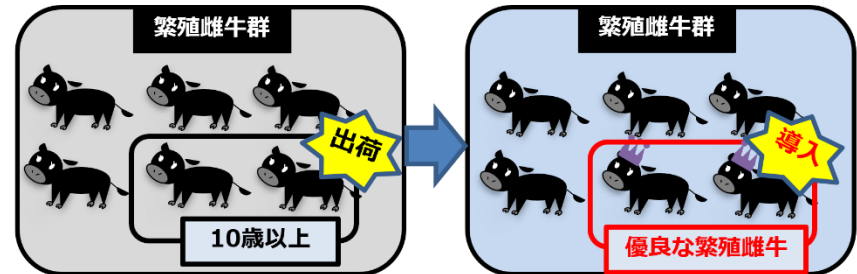
取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

優良な繁殖雌牛への更新支援

- 高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



取組の効果

- 繁殖雌牛群の能力向上
- 肉質や増体に優れた子牛生産による販売価格の上昇

ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩に近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の全体像(令和7年度)

- 肉用子牛生産者補給金は、全国の平均売買価格が保証基準価格(黒毛和種は57.4万円)を下回った場合に、その差額の10/10を国が交付。
- 優良和子牛生産推進緊急支援事業は、ブロック別平均売買価格が発動基準(黒毛和種は最大61万円)を下回った場合に、取組に応じて最大3万円/頭を定額で交付。
- 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業(緊急特別対策)を新設。和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格が発動基準(黒毛和種は最大61万円)を下回った場合に、取組に応じて1万円/頭(離島等は5万円/頭)を定額で交付。

61万円(黒毛)

【発動基準・発動額】(R7.4~R8.3)

品種区分	発動基準	発動基準	発動基準
黒毛和種	61万円未満	59万円未満	58万円未満
必要取組数	2つ	3つ	4つ
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭
褐毛和種	56万円未満	54万円未満	53万円未満
その他肉専	36万円未満	34万円未満	—

【飼養管理向上の取組】

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底	・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

【発動基準・発動額、取組】(R7.4~R8.3)

品種区分※1	発動基準	発動額	
		離島等以外	離島等※2
黒毛和種	6 1 万円	1 万円	5 万円
褐毛和種	5 6 万円		
その他肉専	3 6 万円		
必要取組	各和子牛産地※3で下の内容を含む基盤強化計画を作成。 下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。 ① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）		

※1 自家保留牛も対象

※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

※3 都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

緊急特別対策
(新設)

57.4万円

保証基準価格

10/10

全国平均売買価格

【平均売買価格は四半期毎(その他肉専は年度毎)に算定】

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと）が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格（令和7年度）（単位：千円/頭）

	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	574	523	334	164	274
合理化目標価格	446	406	259	110	216

〔生産者積立金〕

- 負担割合 国：1／2、県：1／4、生産者：1／4
- 1頭当たりの生産者積立金（うち生産者負担金）

黒毛和種：1,600円/頭（400円/頭）

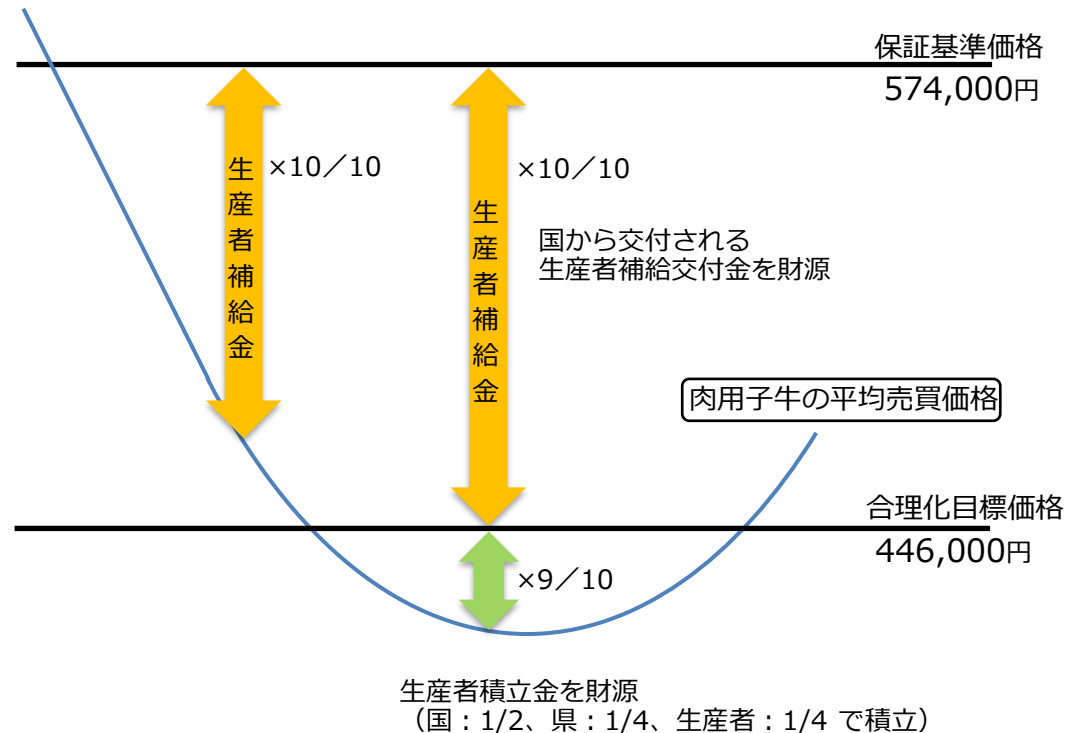
褐毛和種：6,000円/頭（1,500円/頭）

その他肉専用種：20,000円/頭（5,000円/頭）

乳用種：5,000円/頭（1,250円/頭）

交雑種：2,400円/頭（600円/頭）

【黒毛和種の場合】



≪R7年度所要額：662億円≫

優良和子牛生産推進緊急支援事業(令和7年度)

1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

発動基準 (税込)	黒毛和種	61万円	59万円	58万円
	褐毛和種	56万円	54万円	53万円
	その他の肉専用種	36万円	34万円	—
必要取組数		2つ	3つ	4つ
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

※1: 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算
※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック
※3: 黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

<飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー		子牛メニュー	母牛メニュー
・ 飼料効率の改善	・ 添加物による栄養補助	・ 疾病防止のワクチン接種	・ 疾病防止のワクチン接種
・ 駆虫・防虫対策	・ 寒冷・暑熱対策	・ 疾病の早期治療	・ 発情発見機等の活用
・ 牛体管理の徹底		・ 栄養状態を強化する人工哺乳	・ 高度な栄養管理

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和7年4月から令和8年3月まで

5 令和7年度の発動実績（※飼養管理向上のための取組を4つ（その他の肉専用種は3つ）以上行った場合の奨励金単価）

	黒毛和種					褐毛和種	その他の肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	兵庫県	九州・沖縄		
令和7年4月～6月	—	—	—	—	—	—	—

和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業(令和7年度)

1 事業の目的

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。

2 事業の内容

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格※1、2、3が、発動基準（下表）を下回った場合に、優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニュー（下表）のうち1つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円/頭（離島等※4は5万円/頭）を交付する。

品種区分	発動基準	取組メニュー	発動額	
			離島等以外	離島等
黒毛和種	61万円	① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産	1万円	5万円
褐毛和種	56万円			
その他肉専用種	36万円			

※1:黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値 70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2:褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3:黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※4:「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和7年4月から令和8年3月まで

5 令和7年度の発動実績

	黒毛和種					褐毛和種	その他の肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	兵庫県	九州・沖縄		
令和7年4月～6月	-	-	-	-	-	-	-

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

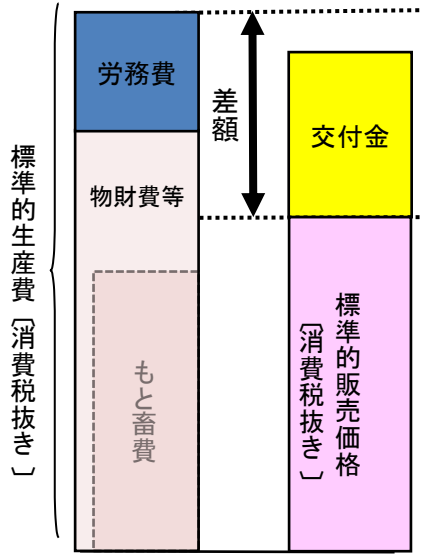
- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：18,000円／頭
肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円／頭)



品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	北海道		12,363
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	11,287
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
	静岡県	—	

品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
沖縄県		—	
交雑種			—
乳用種			22,460

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。
注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

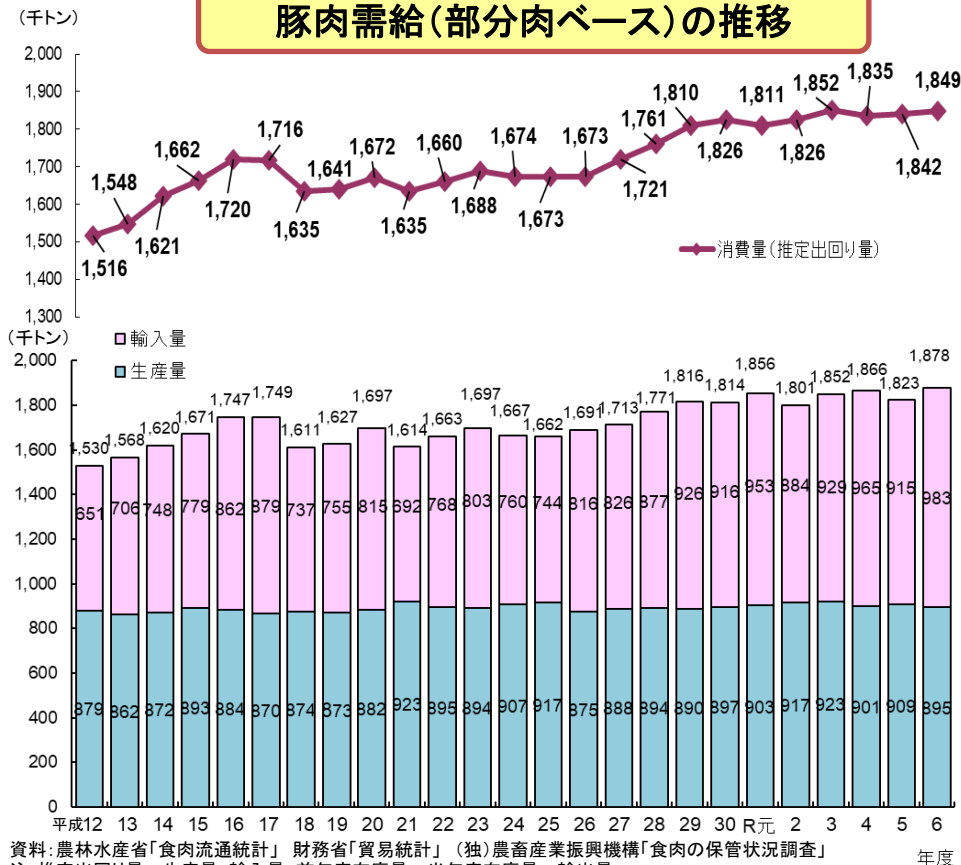


【豚肉関係】

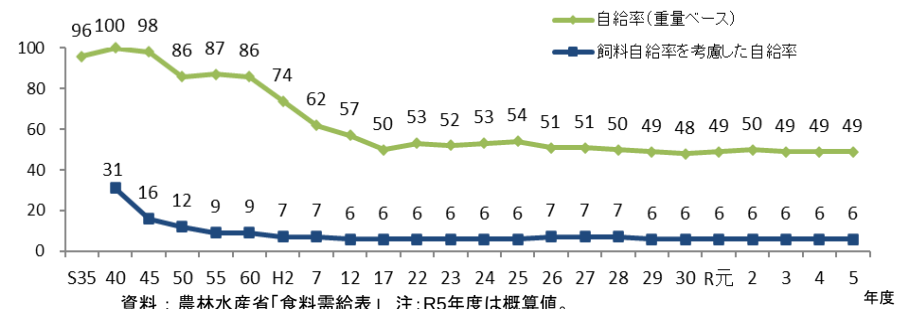
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。さらに平成29年度以降、豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和6年度は、輸入量の増加により、185万トンで推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和6年度では89.5万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで49%。

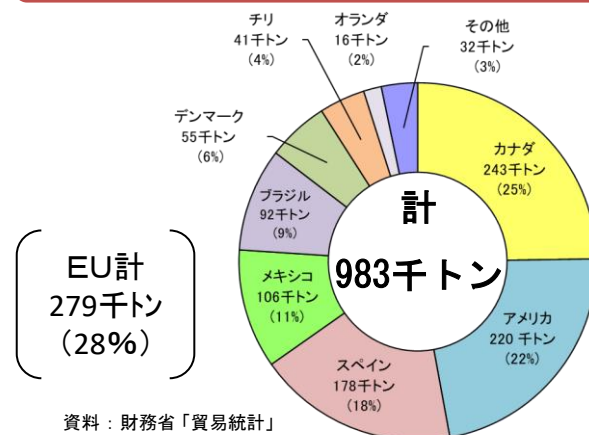
豚肉需給(部分肉ベース)の推移



豚肉の自給率の推移



国別輸入量(部分肉ベース)令和6年度

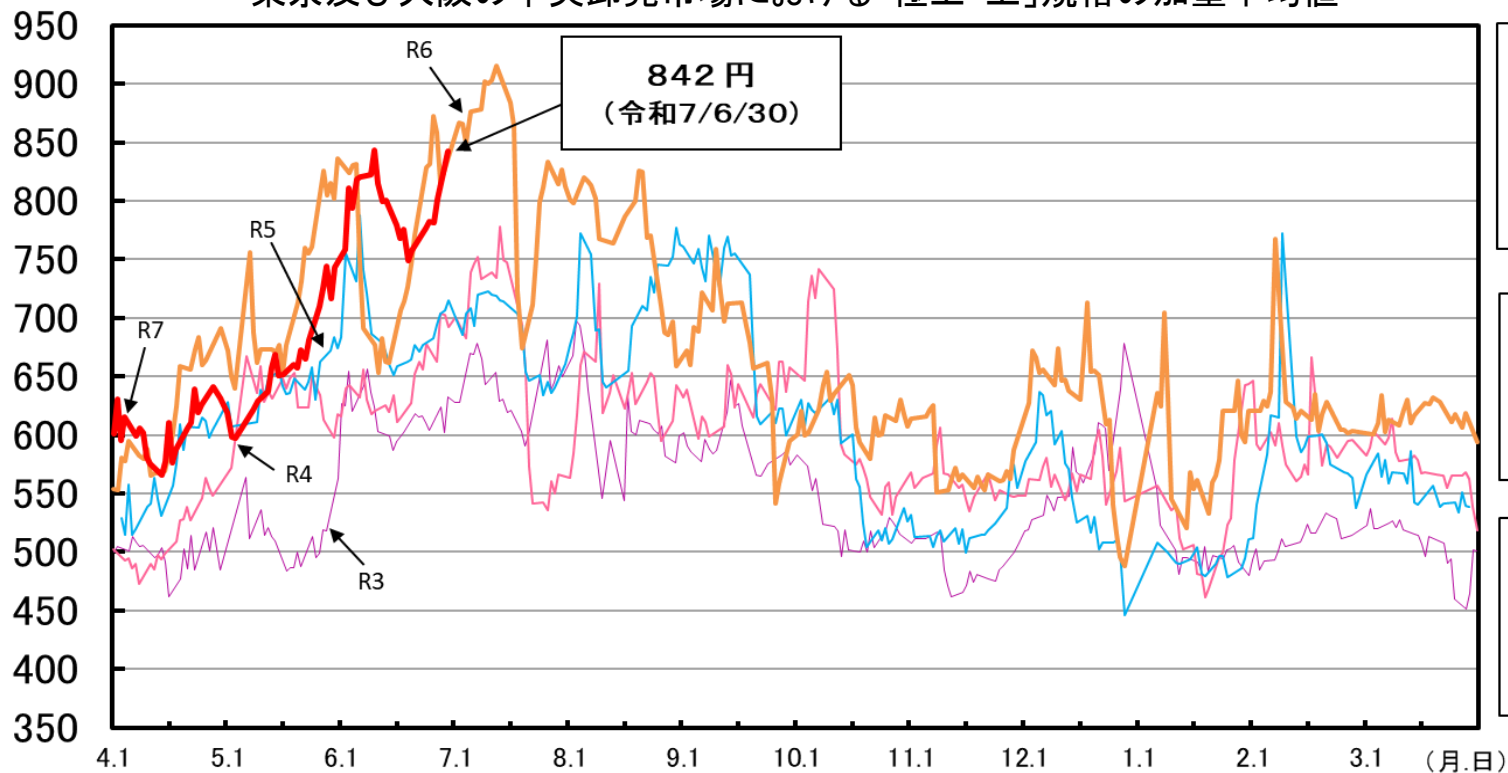


豚枝肉卸売価格の推移

- 令和3年度は、旺盛な「巣ごもり需要」により、前年を下回るも、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移。
- 令和4・5・6年度は、節約志向の高まり等による需要の増加により、国産豚肉の引き合いが高く、堅調に推移し、3年連続過去最高の平均価格を更新。
- 令和7年度も、高い水準で推移し、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移(H29～R元年同期比:20.7%)。

(円/kg)

東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



資料:「畜産物流通調査」農林水産省統計部

注1:東京・大阪食肉市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)

注2:土・日曜日、祝日の価格を除く。

注3:卸売価格は税込価格

年度平均価格

令和3年度:547円

令和4年度:595円

令和5年度:605円

令和6年度:665円

令和7年度:(4～6月)683円

※令和7年6月は速報値

月別平均価格

最高値

令和6年7月:830円

最低値

令和3年11月:491円

日別平均価格

最高値

令和6年7月12日:915円

最低値

令和5年12月28日:446円

豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数及び飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は増加しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	26	28	29	30	31	令和 3	4	5	6
飼養戸数(戸)	5,270	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590	3,370	3,130
(対前年増減率) (%)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)	(▲6.1)	(▲7.1)
うち肥育豚2千頭以上層(戸)	1,020	961	990	1,030	1,030	997	958	972	910
戸数シェア (%)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(29.7)	(32.0)	(31.8)
飼養頭数(千頭)	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949	8,956	8,798
(対前年増減率) (%)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)	(0.1)	(▲1.8)
うち子取用雌豚(千頭)	885	845	839	824	853	823	789	792	758
(対前年増減率) (%)	(▲1.6)	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)	(0.3)	(▲4.2)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692	6,753	6,634
頭数シェア (%)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)	(79.1)	(78.8)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8	2657.6	2810.9
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9	317.3

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

豚の生産能力向上への取組

- 我が国では、(独)家畜改良センター、都道府県、民間種豚生産者が国内外から育種素材を導入し、それぞれの目的・ニーズに応じた改良を実施し、多様な特性を持つ種豚を作成。
- 国産のデュロック種は、肉質面で一定の評価を得ており、産肉能力(増体性など)は、着実に向上。
- 一方、繁殖能力(年間離乳頭数など)は、改良の規模が小さいこと等から、デンマークやオランダなどの改良先進国に比べて劣る状況。
- このため、(独)家畜改良センター、都道府県及び民間種豚生産者からなる「国産純粋種豚改良協議会」を設立(平成28年3月)し、遺伝的能力評価や優良な種豚の利活用を進めるとともに、改良に用いる豚の頭数規模を拡大し、我が国の種豚改良を加速化。

産肉能力(一日平均増体量)の改良

品 種	H24年度(g)	R4年度(g)	増体比(%)
デュロック種(雄系)	716	743	104

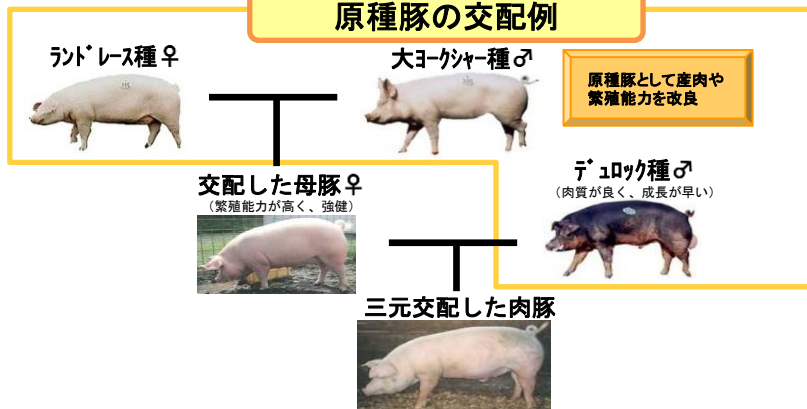
注: 遺伝的能力評価事業で収集したデータによる(生時を0kgとして算出した105kgまでの間の値)

家畜改良センターが造成したデュロック種「ユメサクラエース」



家畜改良センターは、筋肉内脂肪が多く(ロースで6%以上)、増体性の良いデュロック種を造成。

原種豚の交配例

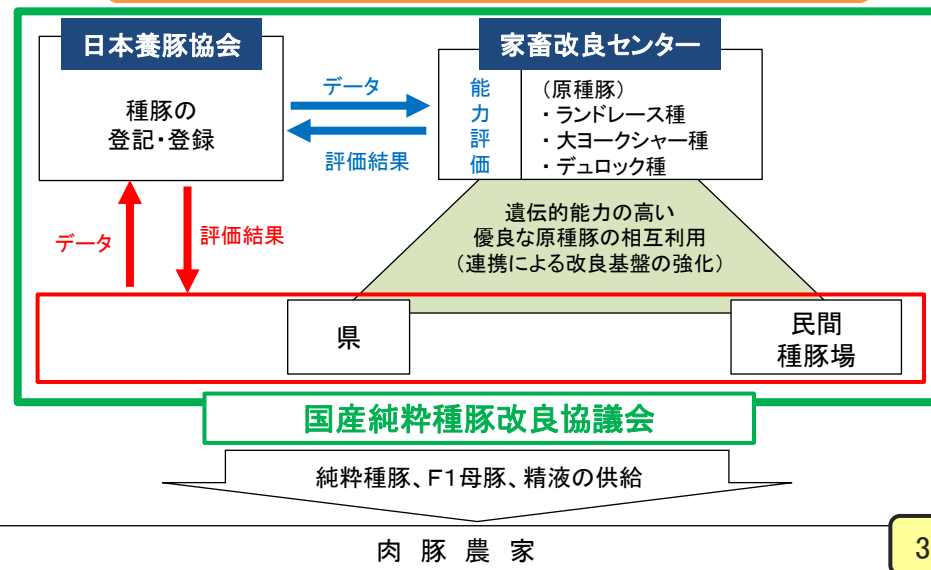


繁殖能力の国際比較

繁殖能力	日 本	米 国	オランダ	デンマーク
年間分娩回数(回)	2.29	2.38	2.34	2.24
1回当たり育成頭数(頭)	10.5	11.4	13.9	15.2
年間離乳頭数(頭)	24.2	27.8	32.5	34.1

出典: 諸外国のデータについては、「2022Pig Cost of Production in Selected Countries」
日本については、畜産振興課調べ

国産純粋種豚改良協議会による改良の推進



肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

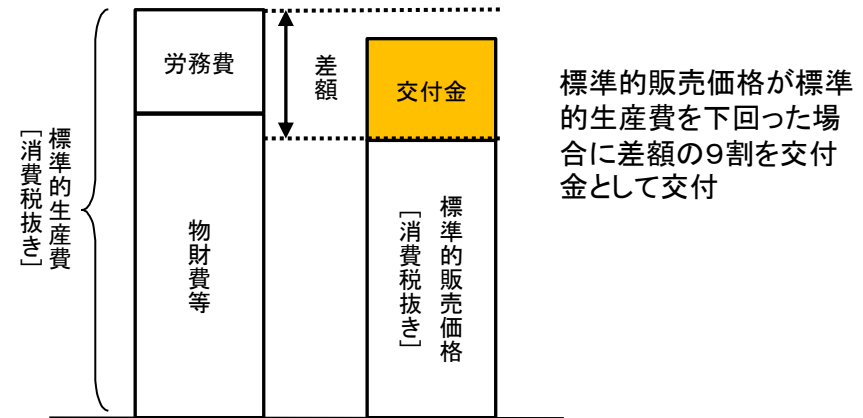
① 負担割合 国：生産者 = 3：1
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)

② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③ 対象者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円／頭

《令和7年度所要額》 168億円



平成22～令和6年度交付金単価(単位：円／頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

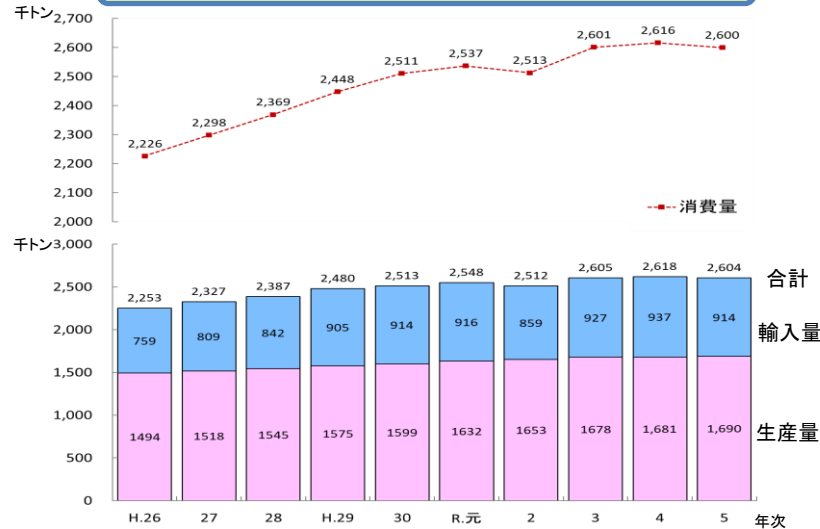
年度	平成22年度				平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和5年度	令和6年度 第1～4四半期 (確定)
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4		
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

【鶏肉関係】

鶏肉の需給動向

- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移。
- 生産量は、需要が堅調に推移していることから、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新。
- 輸入量は、国内消費量の3～4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイ・中国。

鶏肉需給の推移(調製品を含む)

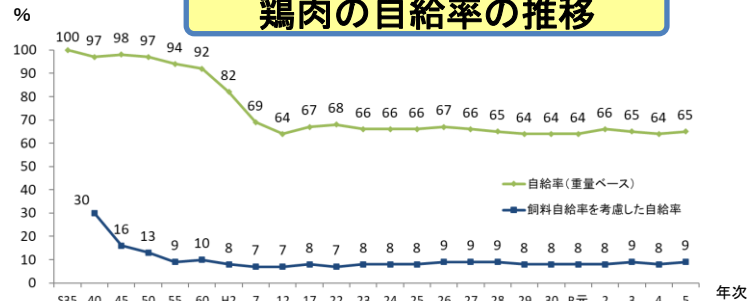


資料: 農林水産省「食料需給表」

注1: 消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。

2: 鶏肉調製品を含む

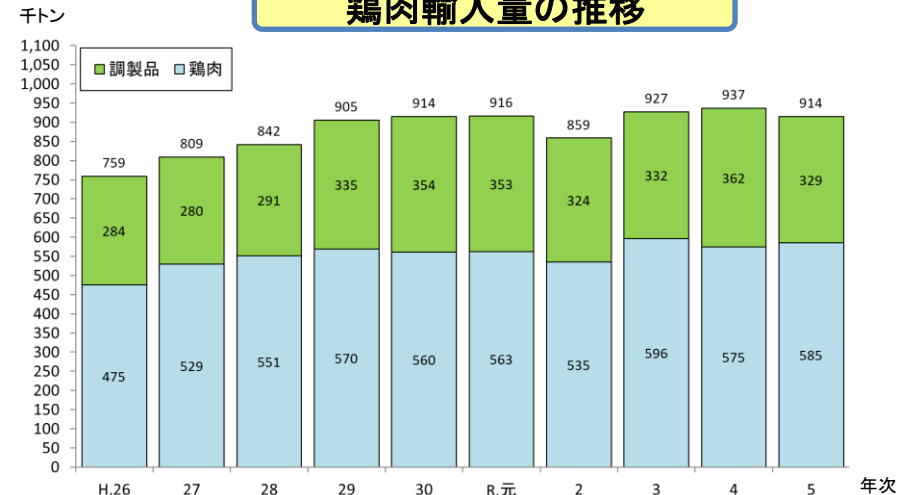
鶏肉の自給率の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」

注: H20年度以前は年度ベース。

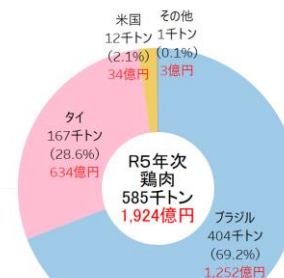
鶏肉輸入量の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」

注: 鶏肉調製品は、骨付き肉量ベース

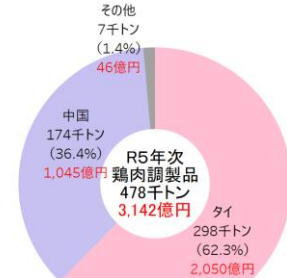
鶏肉



資料: 財務省「貿易統計」

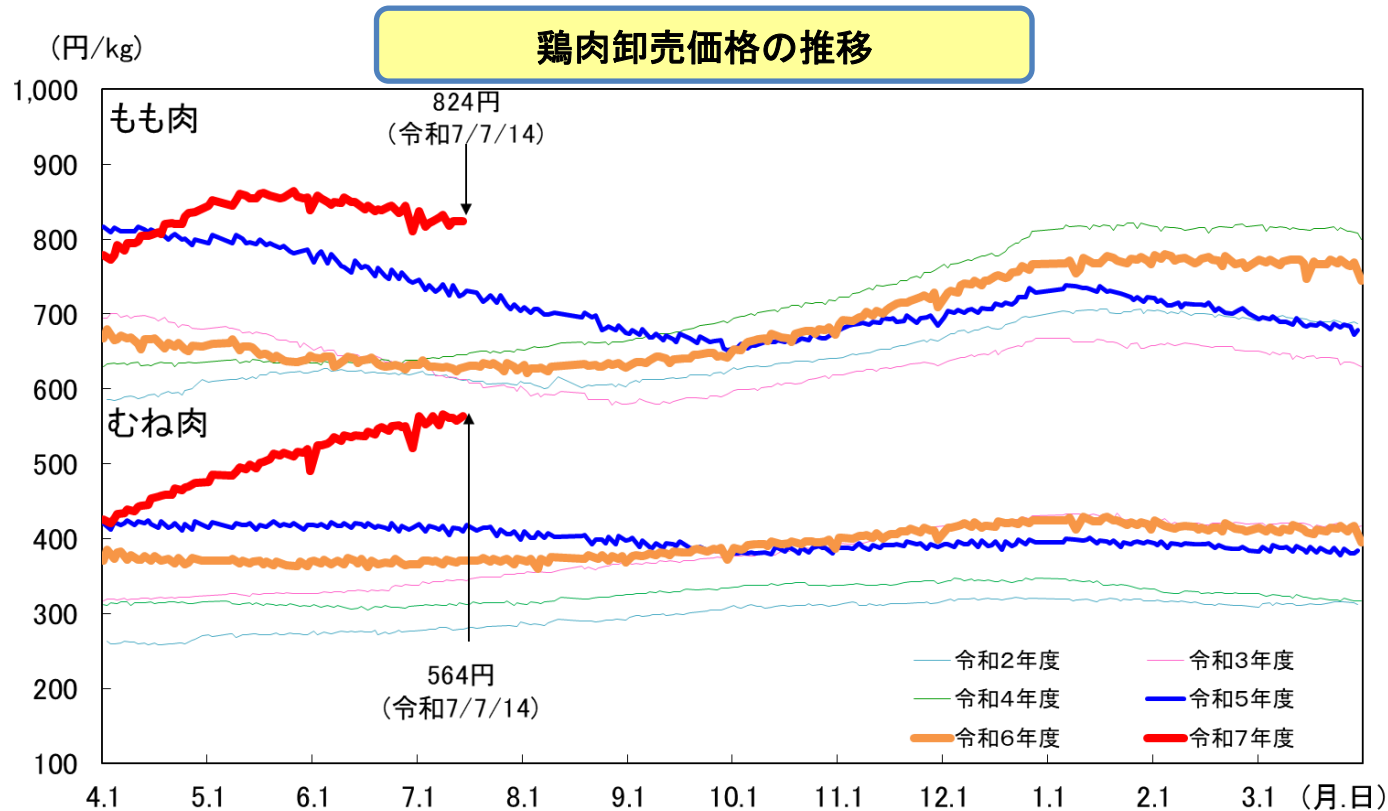
注: 鶏肉調製品は、実量ベース

鶏肉調製品



鶏肉卸売価格の推移

- 令和4年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を大きく上回る水準で推移。
- 令和5年度は、令和4年度と同様の状況が続いたものの高値疲れもあり、もも肉およびむね肉の価格は下落傾向で推移したが、例年を上回る水準で推移。
- 令和6年度は、節約志向の高まり等により、鶏肉の需要は堅調であり、もも肉、むね肉ともに例年を上回る水準で推移。
- 令和7年度は、堅調な需要を背景に例年を上回る水準で推移。



鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移しているものの、大規模層は増加傾向で推移。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移。

区 分 / 年	26	28	29	30	31	令和 3	4	5	6
飼養戸数（戸）	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100	2,050
（対前年増減率）（％）	（▲1.7）	（▲0.8）	（▲2.1）	（▲2.2）	（▲0.4）	（▲4.0）	（▲2.8）	（0.0）	（▲2.4）
飼養羽数（千羽）	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463	144,859
（対前年増減率）（％）	（3.1）	（▲1.0）	（0.4）	（2.9）	（▲0.4）	（1.0）	（▲0.3）	（1.6）	（2.4）
出荷戸数（戸）	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120	2,100
うち50万羽以上層（戸）	230	266	268	272	282	298	313	277	312
戸数シェア（％）	（9.5）	（11.3）	（11.6）	（12.0）	（12.5）	（13.7）	（14.6）	（13.1）	（14.9）
出荷羽数（千羽）	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878	731,847
うち50万羽以上層（千羽）	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874	387,559
羽数シェア（％）	（41.5）	（44.1）	（43.8）	（45.3）	（46.2）	（48.1）	（49.4）	（48.7）	（53.0）
一戸当たり平均 飼養羽数（千羽）	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7
一戸当たり平均 出荷羽数（千羽）	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0	348.5

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」（各年2月1日現在）

注1：50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

2：平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

3：2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間（前年の2月2日から当年の2月1日まで）に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

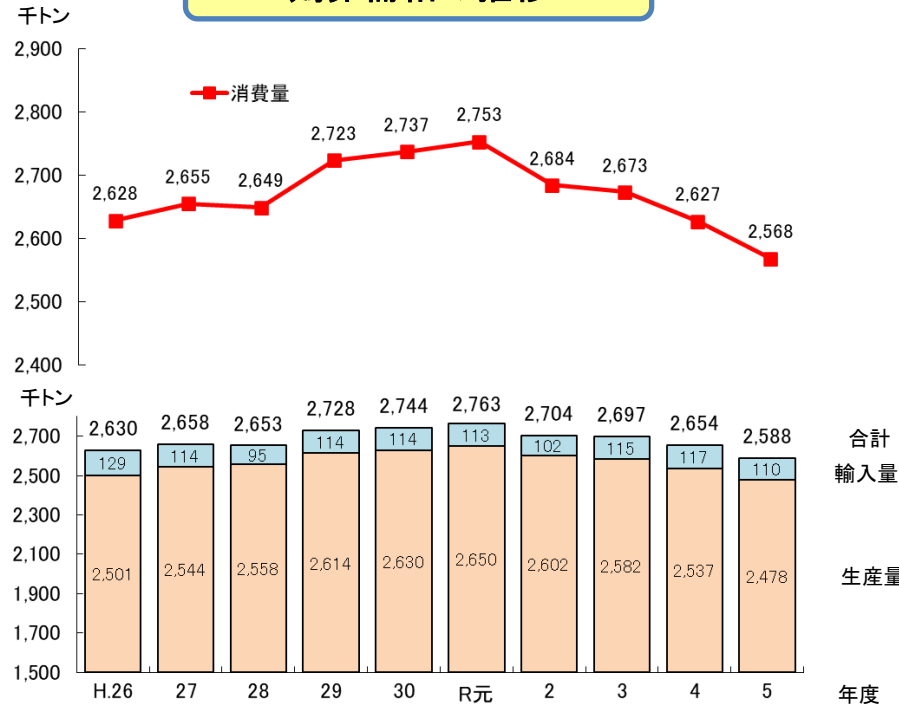
4：平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の（ ）内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

【鷄卵關係】

鶏卵の需給動向

- ・消費量は平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による需要の減少や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による供給の減少により、それぞれ前年度を下回って推移。
- ・生産量は、平成26年度以降概ね安定的に推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生により、それぞれ前年度を下回って推移。
- ・輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



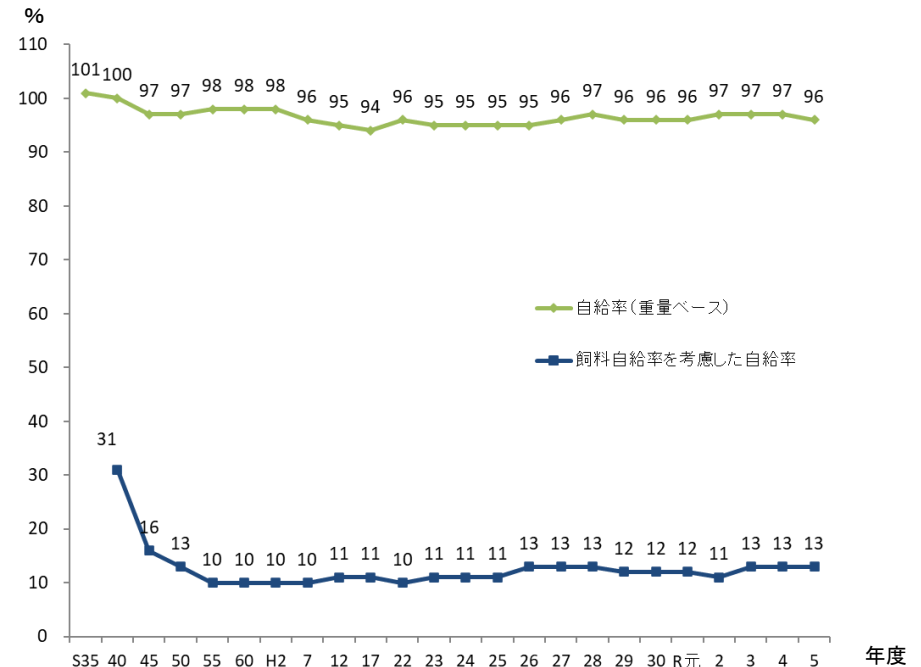
資料：農林水産省「食料需給表」

注1：R5年度は概算値。

2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。

3：輸入量は殻付き換算。

鶏卵の自給率の推移



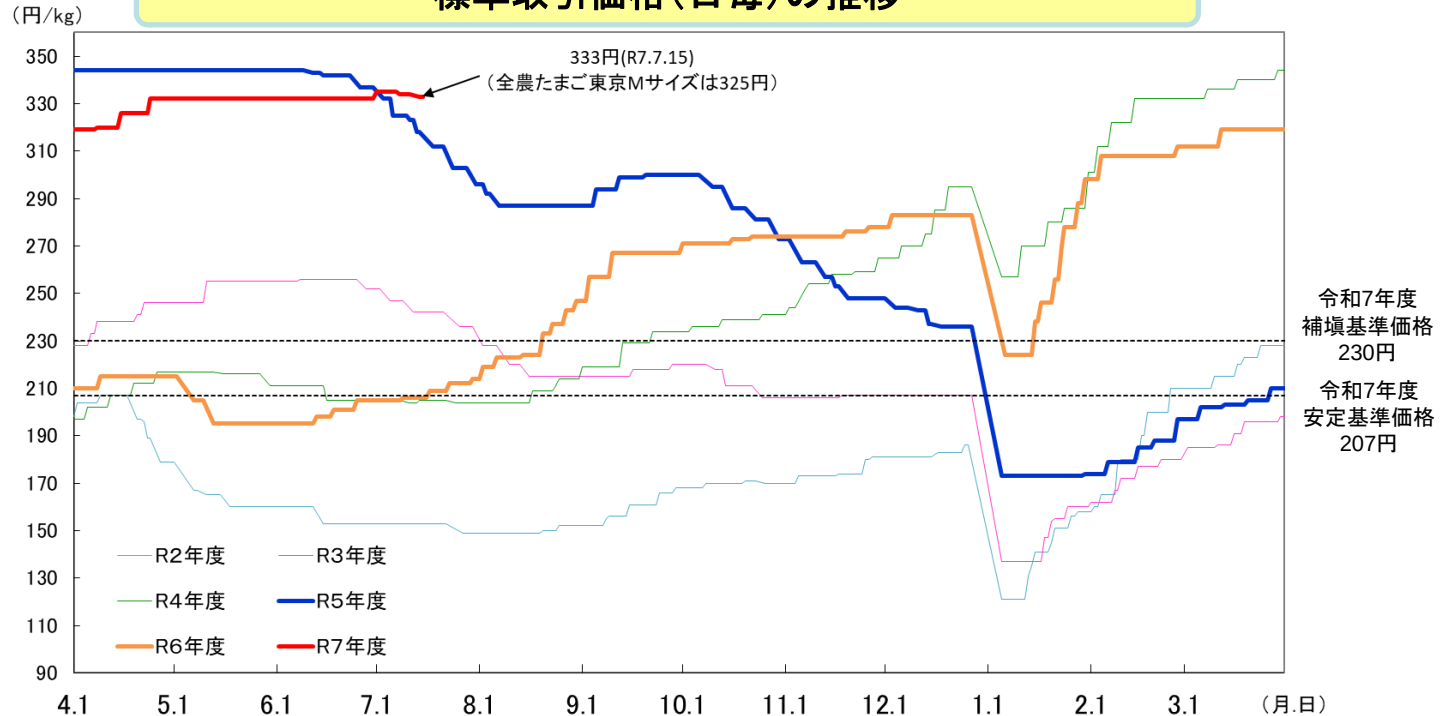
資料：農林水産省「食料需給表」

注：R4年度は確報値、R5年度は概算値。

鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和4年度は、10月以降の鳥インフルエンザ発生により、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼり、年度末にかけて大幅な高値で推移。
- ・ 令和5年度は、鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んだことや鳥インフルエンザの影響により減少した加工用の需要が回復しなかったこと等から、6月以降価格は下落傾向で推移し、1月以降は鶏卵生産者経営安定対策事業が発動したことにより、例年並みの水準で推移。
- ・ 令和6年度は、引き続き加工用の需要が減少していたことにより、夏までは価格が低迷し、鶏卵生産者経営安定対策事業の発動が続いたが、夏以降は猛暑の影響により供給量が一時的に減少したことや、1月に鳥インフルエンザの発生が頻発したこと等により、例年よりも高い水準で推移。
- ・ 令和7年度は、前年度1月に頻発した鳥インフルエンザに伴い、鶏卵の供給量が減少している中、需要は堅調であるため、例年よりも高い水準で推移。

標準取引価格(日毎)の推移



資料：一般社団法人 日本養鶏協会

注：標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS～LLサイズ(6規格)の加重平均価格

鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は令和3年以降減少傾向で推移していたが、令和6年はわずかに増加。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成26	28	29	30	31	令和 3	4	5	6
飼養戸数(戸)	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690	1,640
(対前年増減率) (%)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)	(▲3.0)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	324	347	340	332	329	334	334	306	313
戸数シェア (%)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)	(21.3)
成鶏めす飼養羽数 (千羽)	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579	129,729
(対前年増減率) (%)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)	(0.9)
うち10万羽以上層 (千羽)	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908	105,162
羽数シェア (%)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)	(81.1)
一戸当たり平均 成鶏めす飼養羽数 (千羽)	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1	79.1

資料: 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1: 種鶏のみの飼養者を除く。

2: 10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3: 数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4: 平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

- ・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

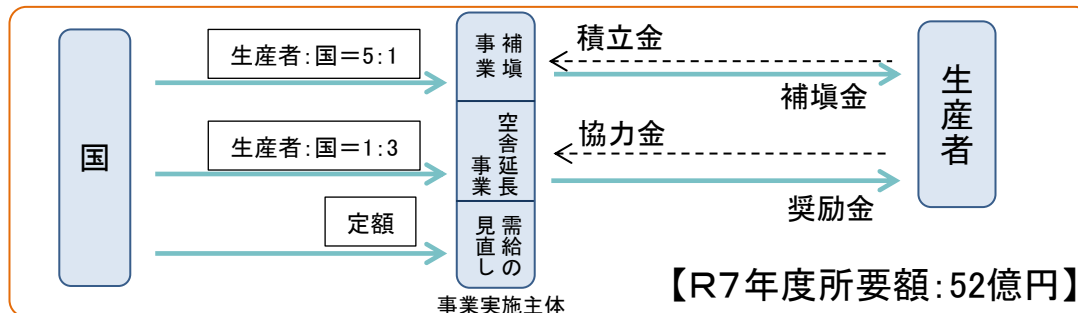
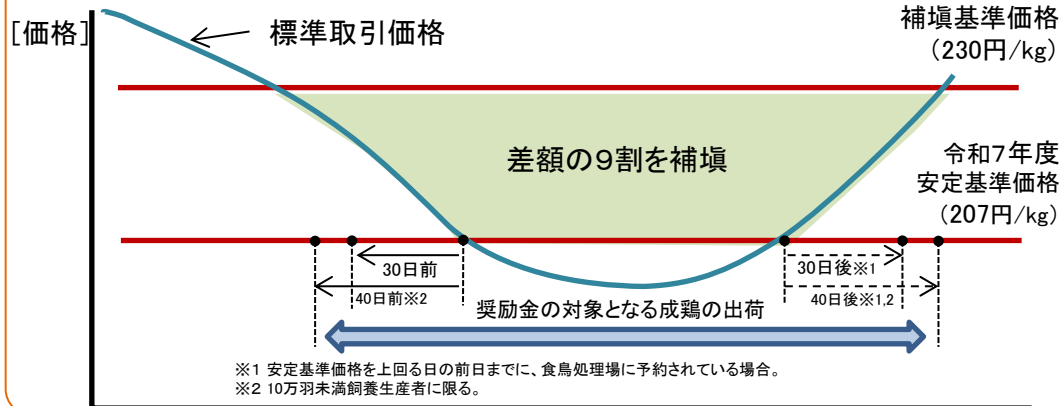
＜奨励金単価（ ）内は10万羽未満飼養生産者＞

- ・ 空舎期間 60日以上～ 90日未満 210円/羽（310円/羽）
- ・ 空舎期間 90日以上～120日未満 420円/羽（620円/羽）
- ・ 空舎期間 120日以上～150日未満 630円/羽（930円/羽）
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。

（1及び2の事業）



令和7年度補填金単価(単位: 円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金 単価	0.000 (6.831)	0.000 (18.000)	0.000 (18.000)	(11.943)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)

() 内は令和6年度実績。

【飼料関係】

畜種別の経営と飼料

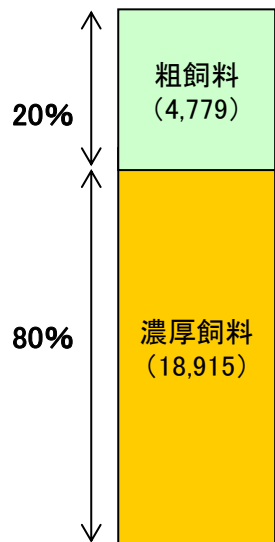
- 我が国の令和5年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%(TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4~6割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6~7割。

粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

注: TDN(Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。

カロリーに近い概念。1TDNkg≒4.41Mcal

R5年度供給量(概算)
23,693千TDNトン



畜種別の構成(R5年)
(TDNベース)

<酪農>

粗飼料

濃厚飼料

北海道

53%

47%

都府県

45%

55%

<肉用牛>

繁殖

58%

42%

肉専用種肥育

13%

87%

乳用おす肥育

9%

91%

交雑種肥育

12%

88%

<養豚・養鶏>

100%

粗飼料: 乾草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし等)、稲わら等
濃厚飼料: とうもろこし、エコフィード、ふすま、大豆油かす等

農林水産省「令和5年度飼料需給表(確報)」 農林水産省「令和5年畜産物生産費統計(確報)」より試算

経営コストに占める飼料費の割合(R5年)

繁殖牛

(子牛生産)

44%

肥育牛

40%

生乳

北海道

48%

都府県

56%

肥育豚

67%

養鶏

ブロイラー経営

59%

採卵経営

57%

資料: 農林水産省「令和5年畜産物生産費統計(確報)」および
「令和5年営農類型別経営統計(確報)」

注1: 繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり
生乳は実搾乳量100kg当たり、養鶏は1経営体当たり

飼料自給率の現状と目標

- ・ 令和5年度(概算)の飼料自給率は、前年度から1ポイント高い27%となった。
- ・ 令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画において、令和12年度の飼料自給率目標を28%と設定している。

近年の飼料自給率の推移

年度	H17	H22	H27	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (概算)
全 体	25%	25%	28%	26%	25%	25%	25%	26%	26%	27%

資料:農林水産省「令和5年度飼料需給表(確報)」

食料・農業・農村基本計画における 飼料自給率の現状と目標

[令和5年度概算]

27%

[令和12年度目標]

28%

資料:農林水産省「食料・農業・農村基本計画(令和7年策定)」

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針における 国産飼料の生産・利用の拡大に向けた取組の方向性

飼料生産も含めた地域計画のブラッシュアップを図りつつ、
国産飼料の生産・利用を拡大していくために、以下の取組を強力に推進。

- ・ 飼料生産組織の運営強化
- ・ 草地基盤整備の着実な実施
- ・ 労働生産性や単収の面で有利な飼料作物の作付拡大
- ・ 飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- ・ 耕畜連携による安定的な量や質の確保、販売時の品質表示、
効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- ・ スマート農業技術の開発・普及
- ・ 飼養管理の省力化等につながる放牧の更なる活用や公共牧場の
有効活用の推進

近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン弱で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)

	R4年度	R5年度 (確々報値)	R6年度 (確報値)
とうもろこし	1,116	1,126	1,133
こりやん	15	9	5
小麦	41	41	39
大麦	108	107	102
その他	4	4	4
合計	1,284	1,286	1,283

注: その他とは、えん麦、ライ麦である。

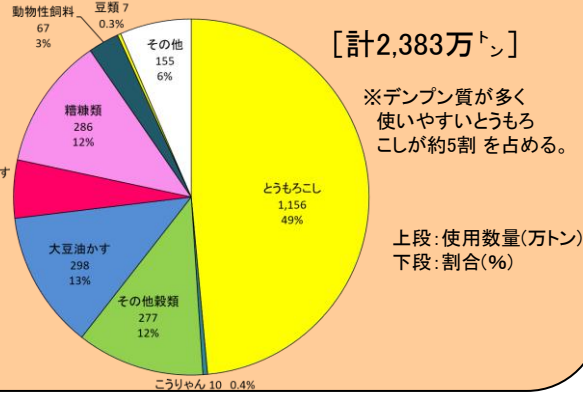
世界のとうもろこしの輸出状況 (百万トン)

	R5/6輸出量	R6/7輸出量	R7/8輸出量 (予測)
①米国	57.3(30%)	69.9(36%)	67.9(35%)
②ブラジル	38.3(20%)	43.0(22%)	43.0(22%)
③アルゼンチン	36.3(19%)	34.5(18%)	37.0(19%)
④ウクライナ	29.5(15%)	22.0(11%)	24.0(12%)
世界計	192.6(100%)	192.6(100%)	195.8(100%)

我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

	R4年度	R5年度 (確々報値)	R6年度 (確報値)
米国	44%	46%	81%
ブラジル	45%	42%	18%

配合・混合飼料の原料使用量 (令和6年度)



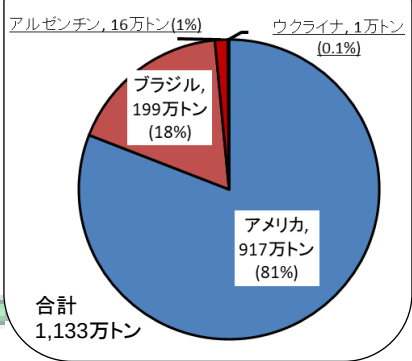
配合飼料: 家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たすように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料
混合飼料: とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

米国 (令和6年度) とうもろこし (81%)

ブラジル (令和6年度) とうもろこし (18%)

オーストラリア (令和6年度) 大麦 (53%) 小麦 (65%)

直近の飼料用とうもろこしの輸入国及び輸入量 (令和6年度)



米国産とうもろこしの需給 (百万トン)

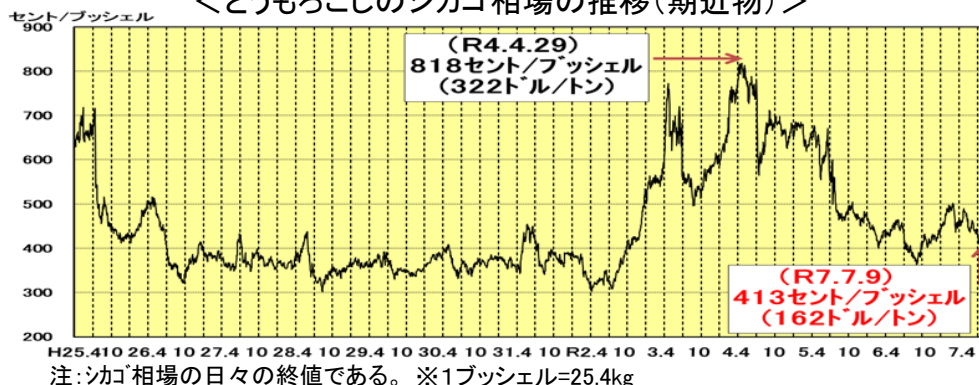
	R5/6	R6/7	R7/8 (予測)
生産量	389.7	377.6	398.9
輸入量	0.7	0.6	0.6
国内需要量	322.9	319.2	323.5
飼料用	148.4	144.2	148.6
エタノール用	139.1	139.7	139.7
その他	35.4	35.3	35.2
輸出量	57.3	69.9	67.9
期末在庫量	44.8	34.0	42.2
期末在庫率(%)	11.8	8.7	10.8

資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (July 11, 2025)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注: 米国産とうもろこしの需給については、1bu＝約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシェルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、米国や南米の需給等の動向を受け、令和7年7月現在は4ドル/ブッシェル台前半まで下落。
- 大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和7年7月現在は200ドル/ショートトン台後半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、令和3年には船腹需要の増加により上昇し、同年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和7年7月現在は40ドル/トン台後半で推移。
- 為替相場は、大きく変動しており、令和7年7月現在は145円/ドル程度で推移。

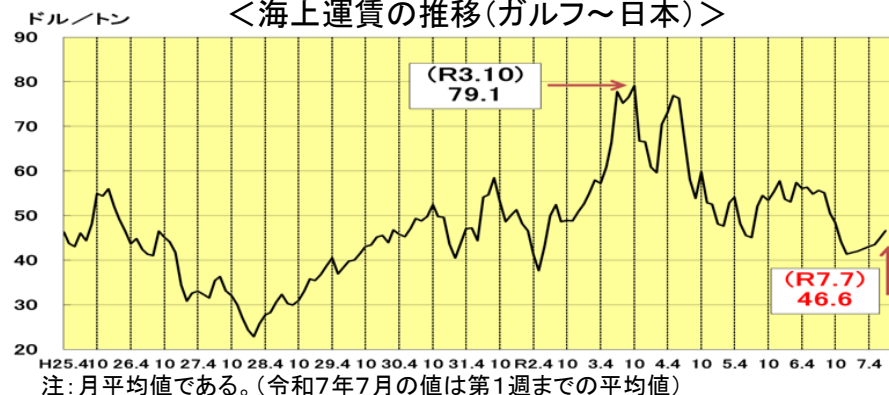
＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



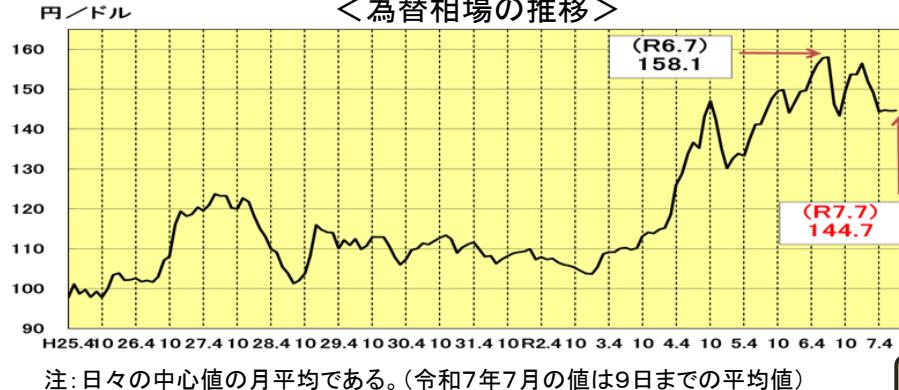
＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



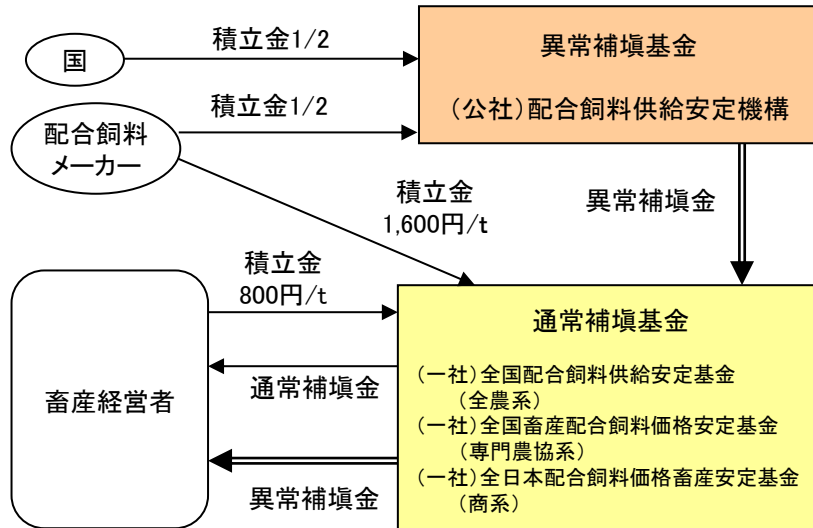
＜為替相場の推移＞



配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」（国と配合飼料メーカーが積立て）の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格（メーカー建値）から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期（1～3月）に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期（4～6月）においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期（1～3月）まで連続して通常補填、異常補填ともに発動。
- この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」（新たな特例）を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期（4～6月）、第2四半期（7～9月）、第3四半期（10～12月）に緊急補填が発動。

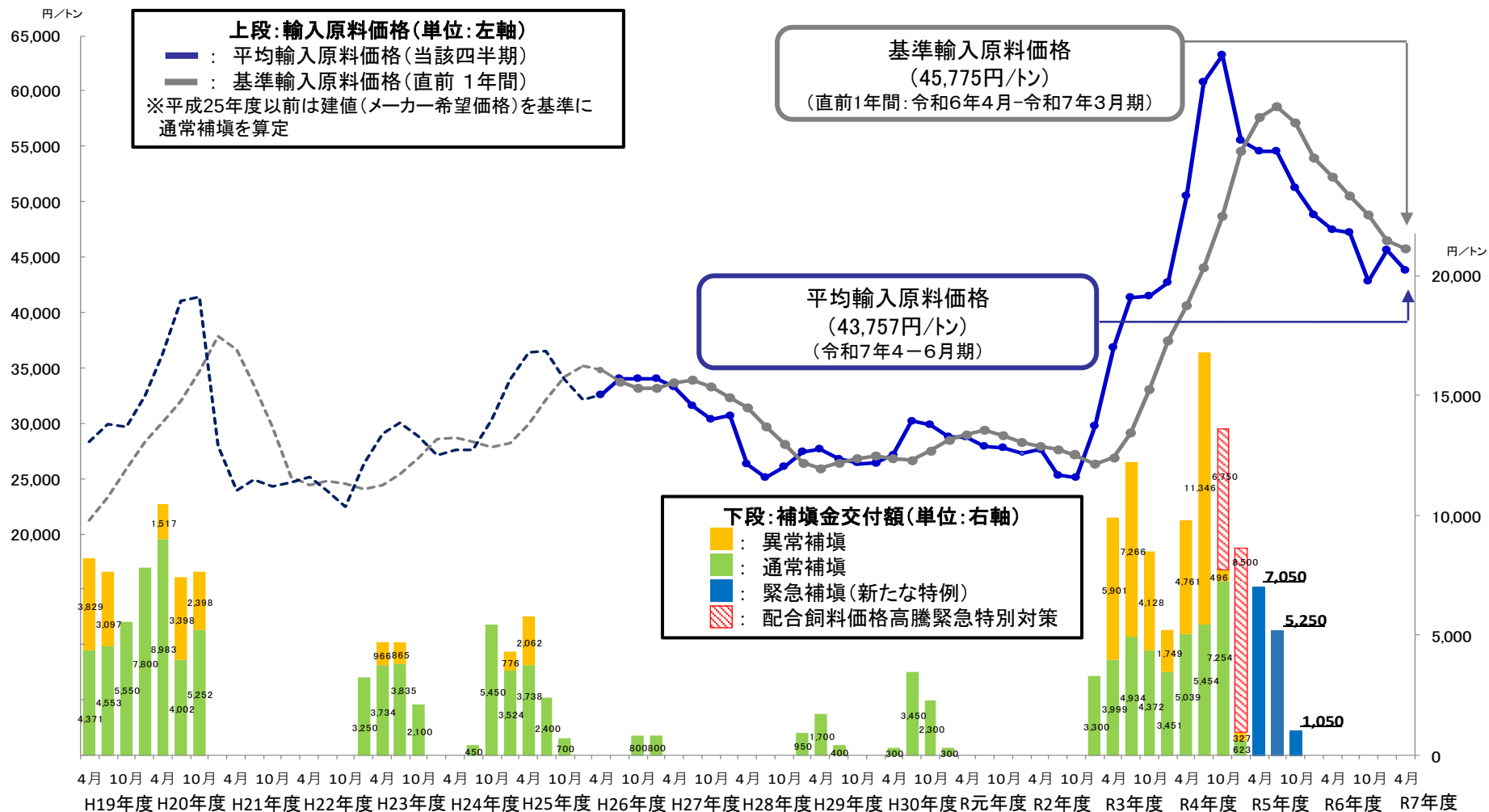
○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

異常補填基金 〔 国とメーカーが 1/2ずつ拠出 〕	・ 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年（直前4四半期）の平均と比べ115%を超えた場合
通常補填基金 〔 生産者（800円/t）と飼料メーカー（1,600円/t）が拠出 〕	・ 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年（直前4四半期）の平均を上回った場合

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出

注4: 令和5年度より、緊急補填による補填金交付(国:民間=2:3)を実施。

注5: 数値は速報値。

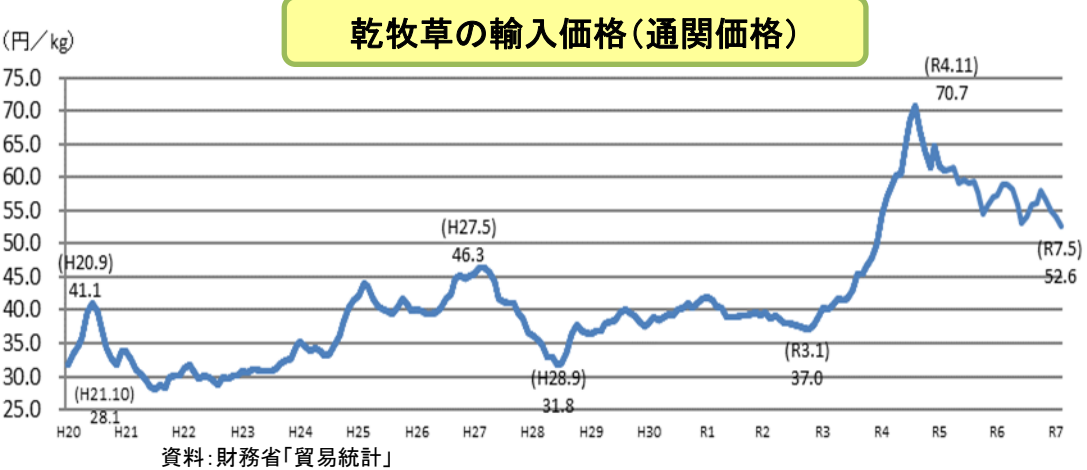
乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間160万～200万トン程度で推移。令和6年度の輸入先については、米国が6割、豪州が2割、カナダが1割と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格（通関価格）は、直近では、52.6円/kg（令和7年5月現在）。
- 為替相場の急激な上昇等に伴い、乾牧草の輸入価格（通関価格）は令和4年11月をピークに高騰、その後下落している。

上段：輸入量（千トン）
下段：輸入シェア（%）

乾牧草の国別輸入量の推移						
年 度	米国	豪州	カナダ	その他	うちロシア	合計 (前年比)
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)		1,866 (102%)
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	0.05 (0.0)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2.85 (0.1)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)		2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	0.05 (0.0)	2,026 (100%)
R3	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	0.39 (0.0)	2,091 (103%)
R4	1,172 (60.9)	489 (25.4)	177 (9.2)	86 (4.5)	0.02 (0.0)	1,925 (92%)
R5 (確々報値)	994 (59.9)	447 (26.9)	156 (9.4)	62 (3.7)		1,659 (86%)
R6 (確報値)	1,049 (62.2)	399 (23.7)	162 (9.6)	76 (4.5)		1,687 (102%)
R7 (4～5月) (速報値)	198 (61.7)	69 (21.6)	38 (12.0)	15 (4.7)		321 (99%)

資料：財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。



国産飼料基盤に立脚した生産への転換

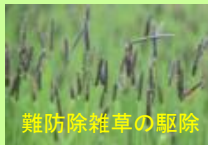
- 畜産経営コストの4～7割程度を飼料費が占めているものの、飼料の多くを輸入に依存している。国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが必要。
- 地域の実情に応じ、青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上、耕畜連携を推進。加えて、飼料生産組織による飼料生産の効率化や、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定や実現に向けた取組に畜産関係者も参加しながら、計画に飼料生産を位置づけることを通じて、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

○ 飼料増産の推進

- ①青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大



- ②草地整備や難防除雑草の駆除による生産性向上



- ③草地や耕作放棄地の活用による放牧の推進



連携・支援

○ コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



連携・支援

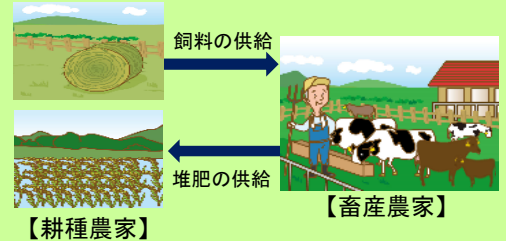
○ 飼料も含めた地域計画の策定

「地域計画」の策定に畜産関係者も参加し、将来の農地利用に飼料生産も位置づけ、飼料産地づくりを推進



○ 耕畜連携等の推進

- ①耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大



- ②子実とうもろこしや稲わら等の生産・利用拡大



※1 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設

(トピックス) 青刈りとうもろこしの生産・利用の状況

- 青刈りとうもろこしは、高栄養価の粗飼料であり、濃厚飼料の低減にも寄与。特に酪農経営において重要な飼料作物。
- 関東以西の暖地では二期作も可能。このほか、麦等の裏作として作付けされるケースもある。
- 近年、北海道の畑地を中心に拡大傾向。令和6年産の作付面積は、約9.7万ha(うち田0.9万ha、畑8.8万ha)。

○ 青刈りとうもろこしとは



- ✓ 飼料用とうもろこしを、**完熟前(黄熟期)**に収穫して、茎、葉、実の全てを利用。
- ✓ 主に乳用牛、肉用牛の一部に給与。
- ✓ バンカーサイロ(主に北海道)又はローレル形態(主に本州)にてサイレージ化する。



収穫



バンカーサイロ

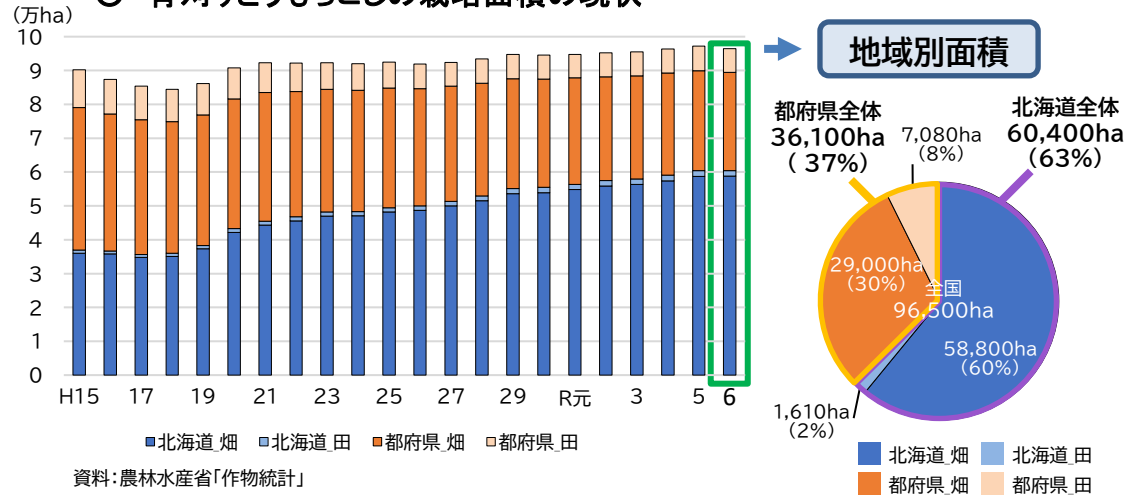


収穫(ローレル)

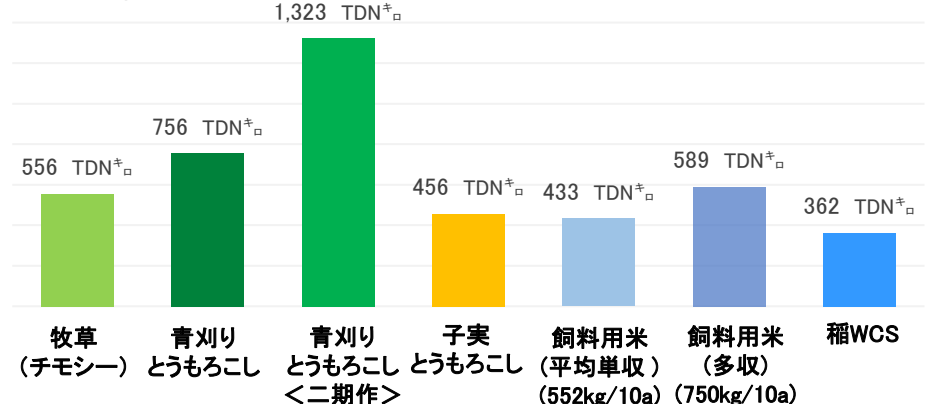


ラップサイレージ

○ 青刈りとうもろこしの栽培面積の現状



○ 飼料作物の単収比較(10aあたりのTDN比較)



○ 10aあたりの労働時間(時間/10a)

水稲	飼料用米	大豆	青刈りとうもろこし	子実とうもろこし	牧草	ソルガム
21.9	18.6	5.8	2.7	1.9	4.8	5.2

資料: 水稲、大豆は「令和5年産農産物生産費統計(個別経営体)」、飼料用米は「令和5年産農産物生産費統計(個別経営体)」(組替集計)、青刈りとうもろこし、牧草、ソルガムは「平成30年度牛乳生産費統計」、子実とうもろこしは農業経営研究60(4):41-46

資料: 農林水産省「作物統計」、中央畜産会「日本標準飼料成分表」等から推計
※青刈りとうもろこしの二期作目の単収は一期作の75%として、また損耗率を加味して算出。

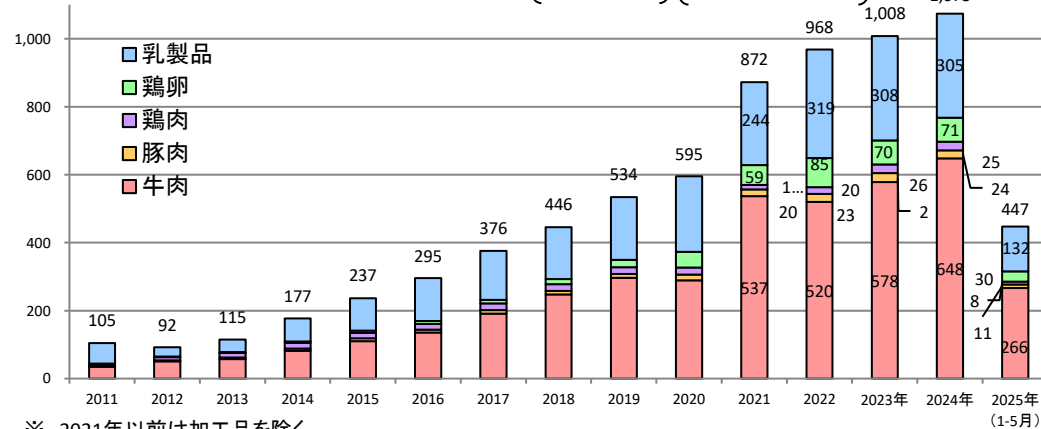
【輸出関係】

畜産物の輸出について

- 2024年の畜産物の輸出実績は1,073億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の648億円、全体の約60%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績

(億円)



※ 2021年以前は加工品を除く。

前年比
(2024年)
金額: 106%

前年同期比
(2025年1~5月)
金額: 109%

農林水産物・食品輸出本部の創設

令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

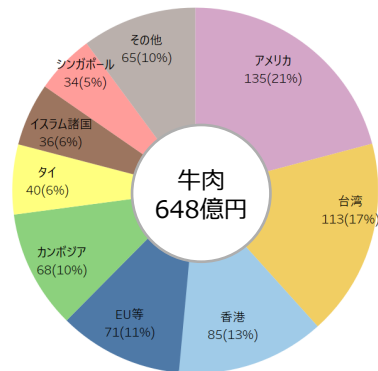
2030年輸出目標額

牛肉 : 1,132億円
豚肉 : 52億円

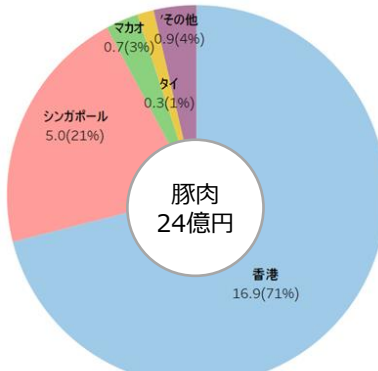
鶏肉 : 44億円
鶏卵 : 109億円
牛乳・乳製品 : 883億円

品目毎の国・地域別輸出実績(2024年)

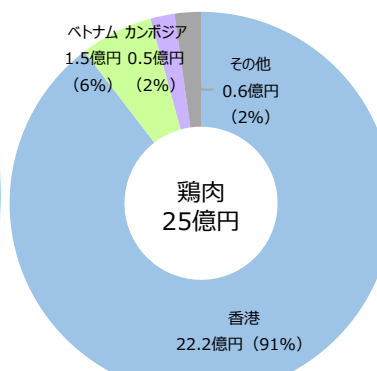
<牛肉>



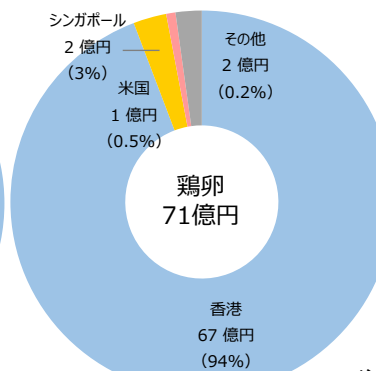
<豚肉>



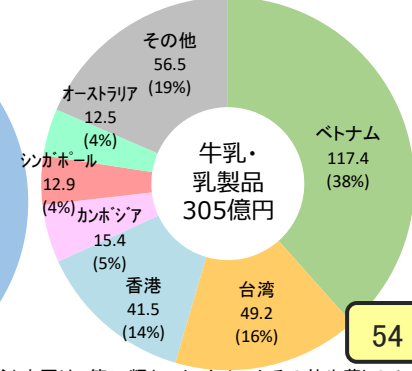
<鶏肉>



<鶏卵>



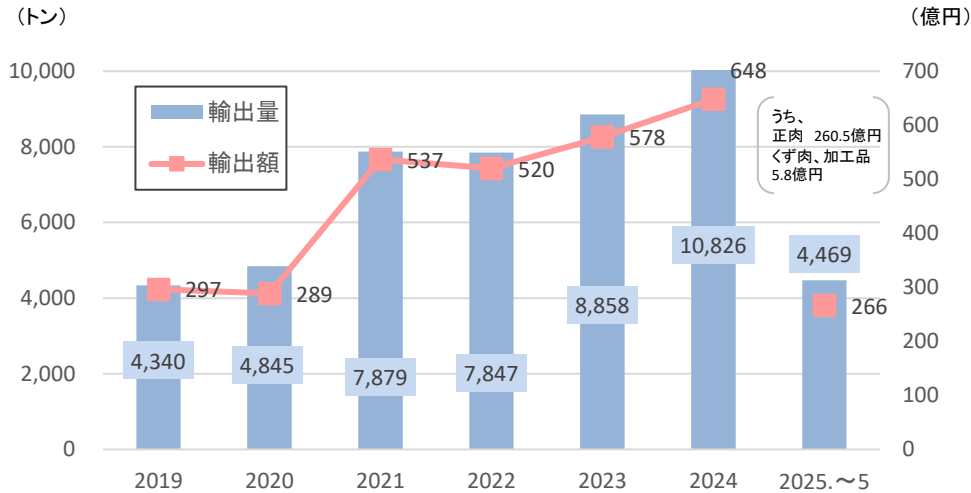
<牛乳・乳製品>



注) 中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

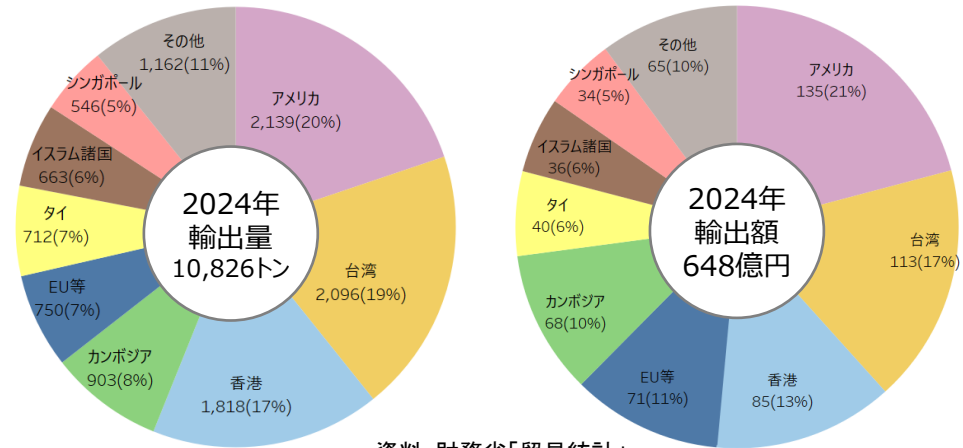
牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

牛肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:1,132億円

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国、ブルネイ、クエート、パラグアイ、ウクライナ

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年6月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	29	17	21	14	84	79

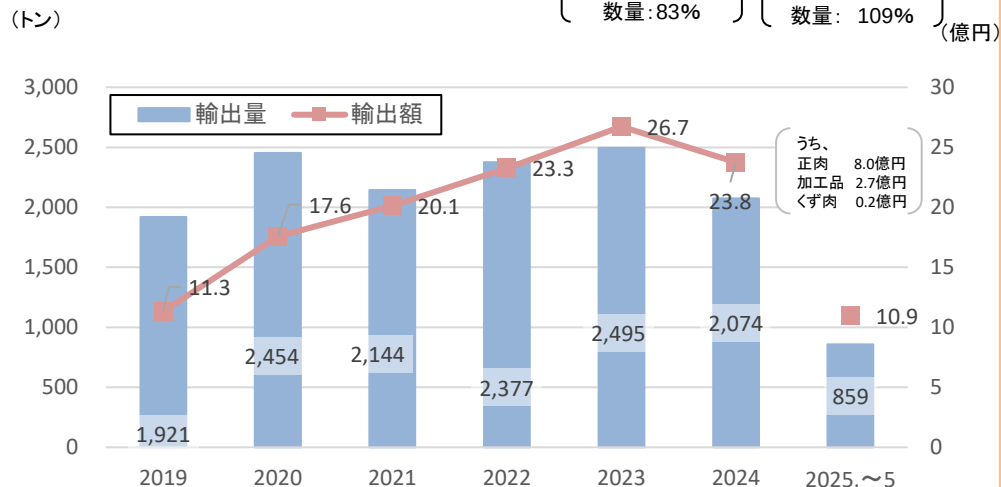
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの和牛認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉、小割肉、食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化



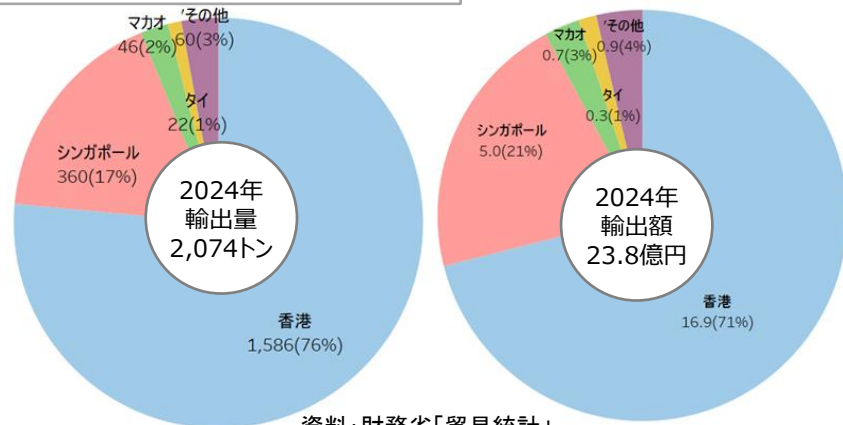
豚肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、豚くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

豚肉の国・地域別輸出実績



資料: 財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 52億円

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

<輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

(2025年6月末現在)

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	12	38	5

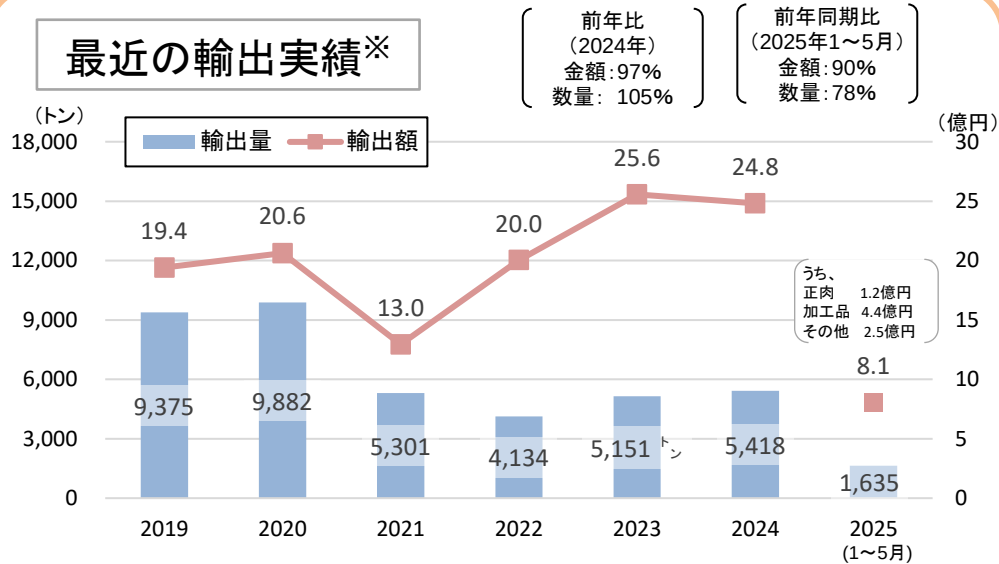
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



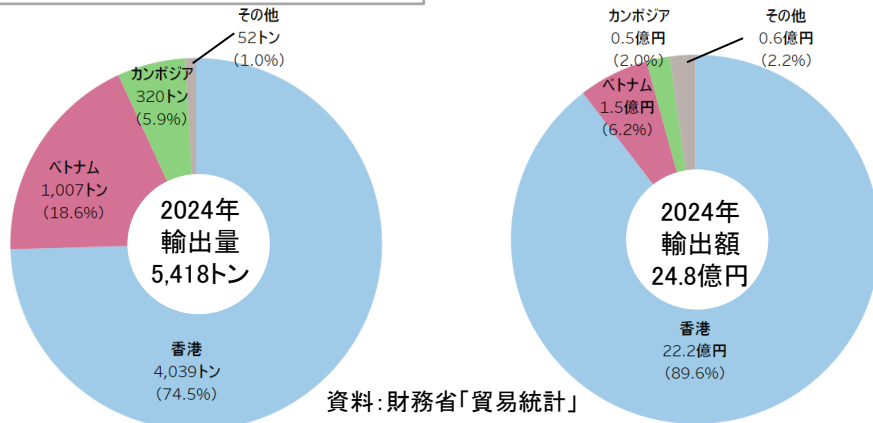
鶏肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、その他の合計。ただし、2022年以降は加工品も含む。
注) 鶏肉(その他)は、丸鶏、手羽、鶏足等。

鶏肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標: 44億円

- 輸出可能国・地域
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞(2025年6月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	76	70	2	23

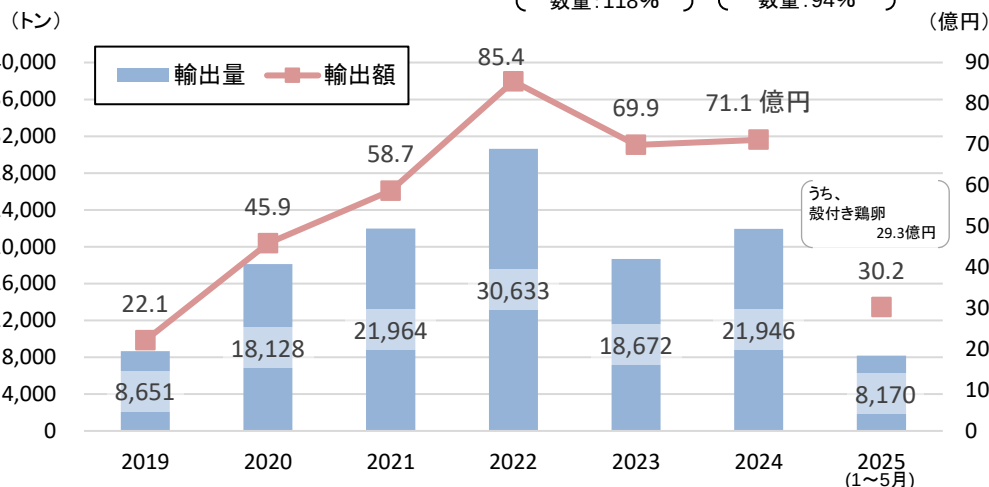
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



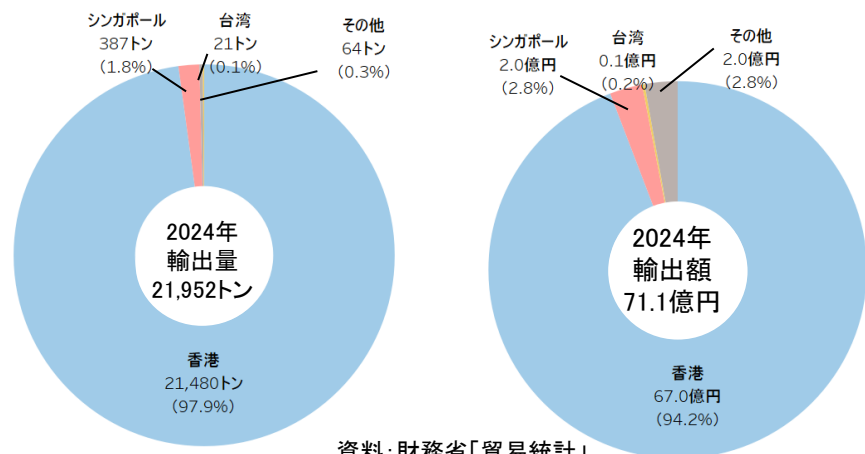
鶏卵の輸出について

最近の輸出実績※



※ 殻付き鶏卵の合計。ただし、2022年以降は加工品も含む。

鶏卵の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:109億円

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞(2025年6月末現在)

	香港 (殻付き卵)	香港 (卵製品)	シンガポール (殻付き卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	253	41	17	6	1

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

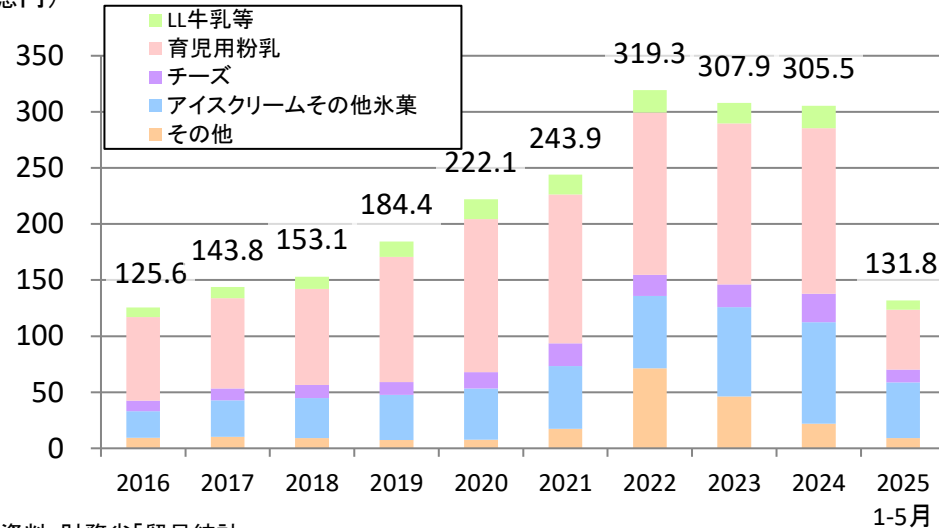
- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

(億円)



資料:財務省「貿易統計」

対前年比
(2024年)
99%

対前年同期比
(2025年1-5月)
99%

2030年輸出目標 883億円

○ 輸出可能国・地域

ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等

○ 輸出解禁協議中の国

中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))、インドネシア

輸出拡大に向けた主な取組

○ オールジャパンでの日本産牛乳・乳製品の認知度向上に

向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション

○ 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで

一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

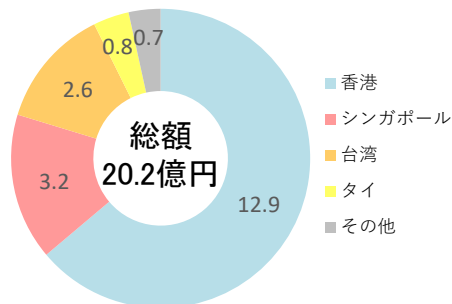


JAPAN MILK
& DAIRY PRODUCTS

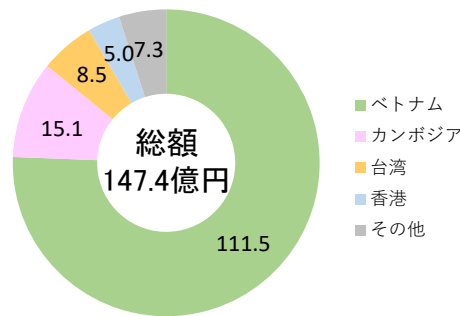
主要品目の国・地域別輸出実績(2024年)

資料:財務省「貿易統計」

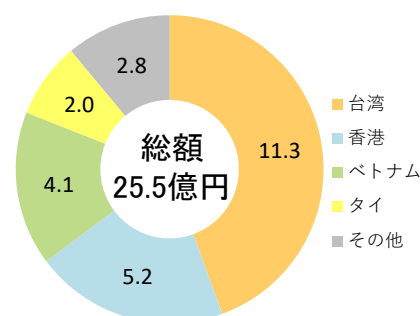
LL牛乳等



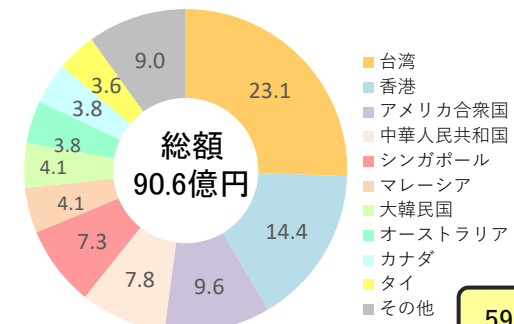
育児用粉乳



チーズ



アイスクリームその他氷菓



【その他】

持続的な畜産物生産の在り方について①

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

検討の背景

- 我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。
- 近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、我が国の温室効果ガス排出量の1%を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。
- また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を図る必要がある。
- 畜産業を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現

【畜産分野の具体的取組（例）】

- ・ 耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
- ・ 牛のげっぶ等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発 等

持続的な畜産物生産の在り方

（検討会中間とりまとめ）

- 今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、みどりの食料システム戦略に位置づけた技術開発を含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき取組を提示

〔みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含めて畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの〕

課題と取組

持続的な畜産物生産を図っていくための課題

- 畜産に起因する環境負荷
地球温暖化、水質汚濁、悪臭 等
- 高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足
高齢化、規模拡大 等
- 輸入飼料への過度な依存
価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、
気候変動や世界的な人口増加による供給不安 等

課題解決に向けた取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開
(家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫)
2. 耕種農家の二一ズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域
流通・資源循環の拡大
3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進
4. 有機畜産の取組
5. その他畜産物生産の持続性に関する取組
6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について②

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

(1) 家畜改良

【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良を引き続き推進

【研究】高い耐病性を有する家畜への改良

(2) 飼料給与

【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進

【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索

(3) 飼養管理

【生産】ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）の更なる普及

【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発

(4) 家畜衛生・防疫

【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底

【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討

【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大

【研究】耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進

【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進

【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について③

持続可能な畜産物生産の取組事例集

- ・ 持続可能な畜産物生産の取組を関係者に促していくためには、具体的な取組を示した上で生産現場の知見や経験を活かしつつ、その普及・定着を進めていくことが重要。
- ・ 全国各地、各畜種において、良質堆肥の生産、国産飼料の生産・利用、放牧、ICT機器の活用等の持続可能な畜産物生産の取り組みが行われている。

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開(飼養管理)

ICT活用と農場HACCP取得を通じた効率的な乳肉複合経営

(鳥取県東伯郡琴浦町：有限会社 岸田牧場)

◆取組概要

- ・ 平成27年に農場HACCPを取得(西日本で初。乳肉複合では全国初)。
- ・ 乳用牛の管理はクラウド管理システムを活用し飼料給餌は自動化。
- ・ ICT技術や農場HACCPによる作業工程の教科書化を通じて、業務の効率化を図り、職員の休日確保(1ヶ月で8日)。
- ・ 耕種農家への堆肥供給による地域貢献や自社ブランド牛乳を通じた消費者に顔の見える酪農にも取り組む。



▲クラウド牛群管理システム

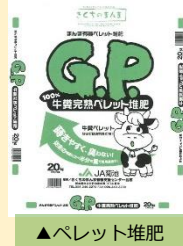
2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

JAが担う堆肥の高品質化・ペレット化・広域流通

(熊本県菊池市：JA菊地)

◆取組概要

- ・ 堆肥の一次発酵は各畜産農家が行い、期間を要する二次発酵による完熟化はJAの堆肥センターで集約的に実施。
- ・ 堆肥はJA菊池が県内の耕種地帯の他のJAに販売。
- ・ 耕種側にストックヤード等を整備。ストックヤードからの運搬は耕種側で対応。
- ・ 堆肥センターにおいて、水分量が低く輸送コストが安価で、かつ専用の散布機械を必要としない「ペレット堆肥」の生産も実施(堆肥生産量の5%)。



▲ペレット堆肥

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売

(山形県天童市：株式会社 なごみ農産)

◆取組概要

- ・ 平成29年から、肥育牛全頭・全期間における国産原料100%の飼料給与体系を確立。
- ・ 粳米サイレージなど飼料用米由来の原料を中心に10種類以上混合したTMRを給与。
- ・ 近年、肥育前期において県産子実とうもろこしの給与試行を開始。県内耕種農家との連携を更に強化し給与量の増加を検討中。
- ・ 精肉販売部門を立ち上げ、自社ブランド牛肉の販売を強化。



▲フレコンラップ法による粳米サイレージ調製

4. 有機畜産の取組

国産飼料に立脚したゆとりの有機牛乳生産

(北海道網走郡津別町：有限会社 石川ファーム)

◆取組概要

- ・ 平成18年、日本初の有機牛乳JAS認証を取得し、製品販売を開始。
- ・ 有機飼料の自家栽培や、有機畑作農家が栽培した飼料用とうもろこしの利用などにより、北海道の平均58%に比べ78%と高い飼料自給率を達成。
- ・ GPSと自動操舵を組み合わせた真空播種機・機械除草や「キャリロボ」等の新技術、TMRセンターの活用や放牧により労働時間を削減。
- ・ 酪農教育ファームの認証を取得し、体験・食育活動を通じた消費者の理解醸成にも取り組む。



▲日本初のJAS認証を取得した有機牛乳

持続的な畜産物生産の在り方について④

我が国で畜産・酪農に取り組む意義

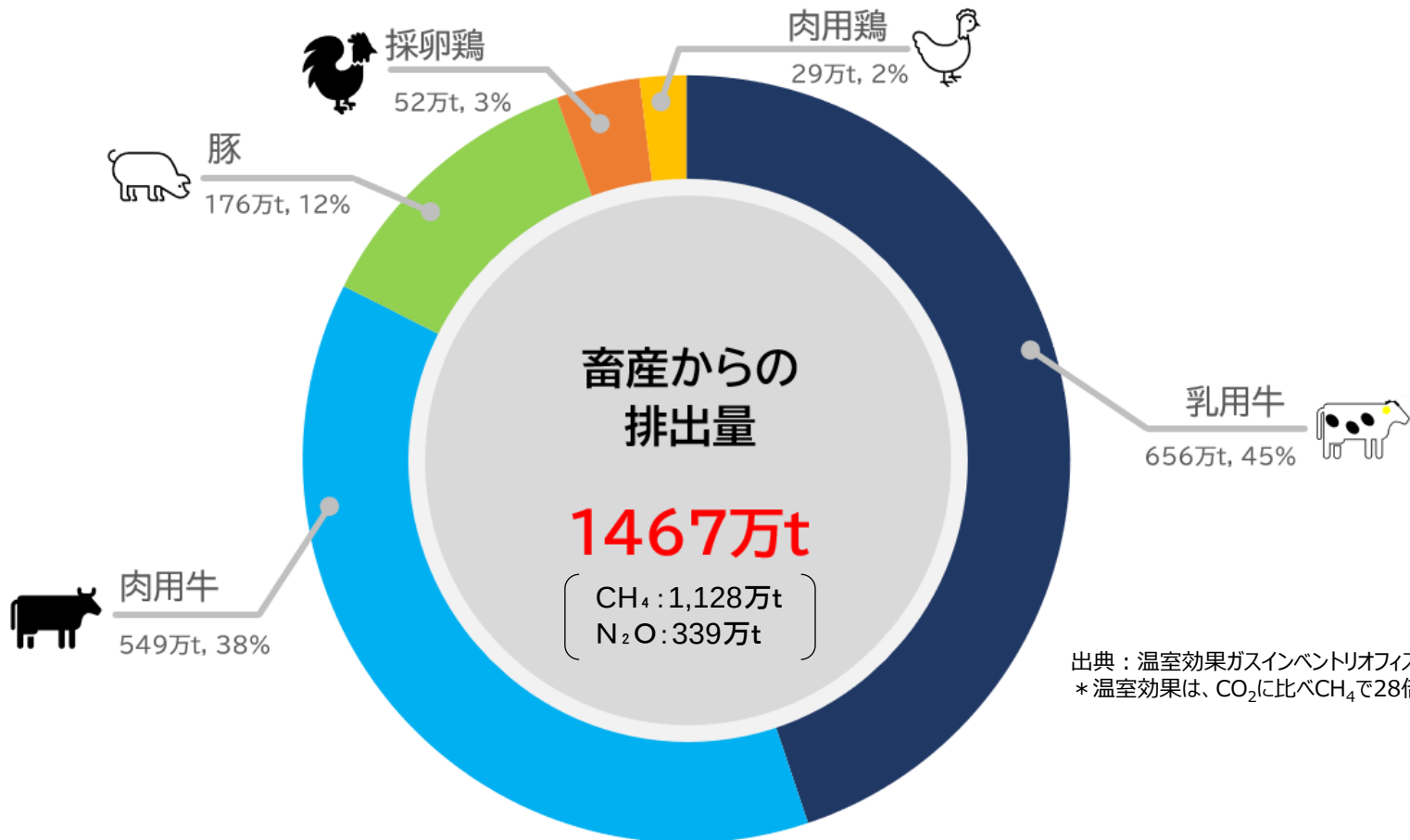
- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

畜産分野の脱炭素化への取組①

畜産分野の温室効果ガスの排出量

- 畜産由来の温室効果ガス（GHG）は、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するメタン（ CH_4 ）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンと一酸化二窒素（ N_2O ）であり、牛由来が全体の約 8 割を占める。

○畜産全体に占める各畜種の割合（CO2換算-万t）



畜産分野の脱炭素化への取組②

新たな地球温暖化対策計画における畜産分野の目標と主な削減手法

- 本年2月、新たな地球温暖化対策計画を策定。日本は2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、GHGを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することとした。
- 今般、畜産分野では初めてとなるGHG排出削減目標を策定し、その達成に向けて対策を進めていく。

地球温暖化対策計画における畜産分野での排出削減目標と対策内容

目標	2030年度	2035年度	2040年度
メタン	22万t-CO ₂	57万t-CO ₂	154万t-CO ₂
一酸化二窒素	7万t-CO ₂	20万t-CO ₂	49万t-CO ₂
合計	29万t-CO ₂	77万t-CO ₂	203万t-CO ₂

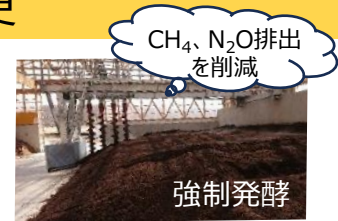
アミノ酸バランス改善飼料の給与

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出されるメタン、一酸化二窒素を削減します。



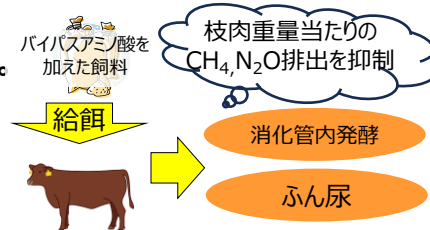
家畜排せつ物の管理方法の変更

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出されるメタン、一酸化二窒素を削減します。



肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与

- ▶ 成長促進により、畜産物当たりのメタン、一酸化二窒素を抑制します。



GHG削減に資する飼料添加物を含む飼料の給与

- ▶ 家畜の消化管から排出されるメタン(ゲップ)を削減します。

※ GHG削減効果や安全性が認められた飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノール (3NOP)」及び「カシューナッツ殻液」が活用できます。



畜産分野の脱炭素化への取組③

GHG削減の取組で活用出来る制度等

- GHG削減の取組には、以下の制度等が活用可能。
- 生産及び消費の両面からGHG排出削減の推進を図る。

J-クレジット制度

国がGHG削減量をクレジットとして認証し、取引を可能とする制度です。畜産農家もクレジットの販売により収入が得られます。



個別の削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録できる「プログラム型」の活用が効果的です。

「プログラム型」を
今すぐチェック！



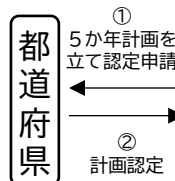
みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づき、GHG削減の取組の認定※を受けると、必要な投資への低利融資や、国庫補助事業での優先採択、生産物の消費者へのPR等につながります。

※ 早期出荷なども認定対象。

<認定事例>

- ✓ アミノ酸バランス改善飼料を肉用牛に給与し、家畜排せつ物由来のGHGを削減。
- ✓ 「地球にやさしいお肉」としてブランド化。



「認定の手引き」を
今すぐチェック！



畜産クラスター実証事業

畜産クラスター協議会で行うGHG排出削減の取組の実証を支援します。

<取組例>

- ✓ アミノ酸バランス改善飼料等の給与試験
- ✓ 早期出荷による肥育期間短縮の調査
- ✓ 飼養管理技術向上のための研修会の開催



<補助対象経費>

試験用飼料代や試験協力費、血液分析費、獣医師等謝金、研修会開催費など
(定額：補助上限240万円)

<取組主体>畜産クラスター協議会

最新情報を
今すぐチェック！



環境負荷低減の取組の「見える化」

(畜産物については、本年度中の運用実証開始を目指して現在検討中)

生産に関するGHGの排出と吸収を定量的に算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすくラベル表示できます。

農産物で先行して運用中ですが、畜産物でも、本年度中の運用開始を目指しており、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進していきます。

見る × 選べる
≡
みえるらべる



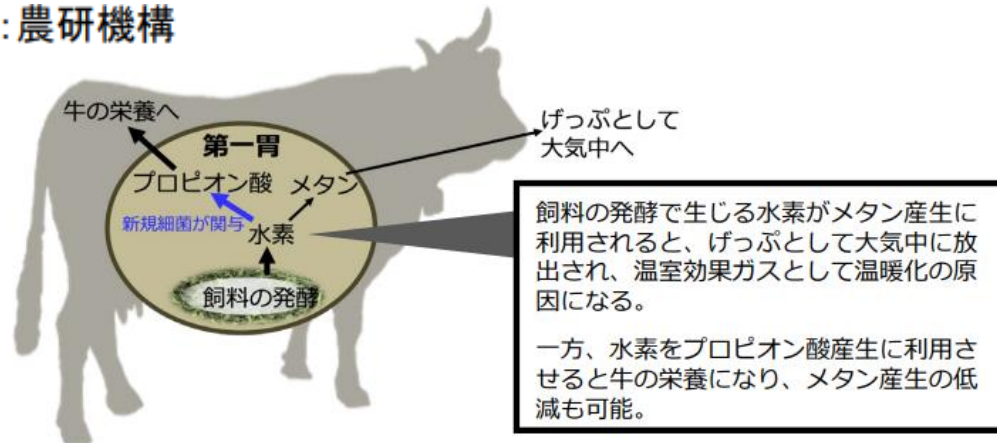
「みえるらべる」を提示した店頭のポップ

畜産分野の脱炭素化への取組④

GHG削減技術の研究開発

- 畜産由来のGHGであるメタンの産生が少なく、プロピオン酸濃度の高い乳用牛の第一胃内に特徴的に多く存在する新規細菌を特定し、分離に成功。新種の細菌はプロピオン酸の前駆物質を多く産生することで、メタン産生の抑制に関与することを解明。
- 飼料エネルギーの6～12%がロスになるメタン産生を、牛の栄養となるプロピオン酸産生に代えることで、GHG削減と生産性向上を両立する技術につながる可能性。

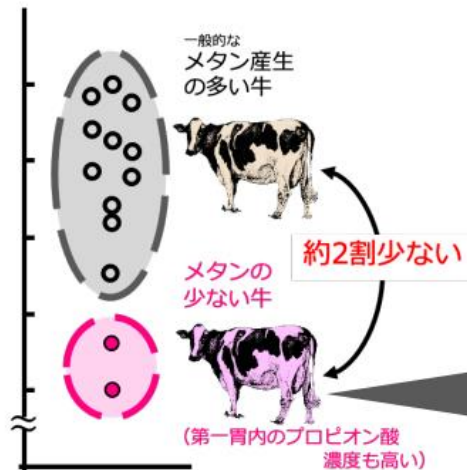
研究機関：農研機構



農研機構にある、国内唯一の牛用の生体ガス精密測定装置

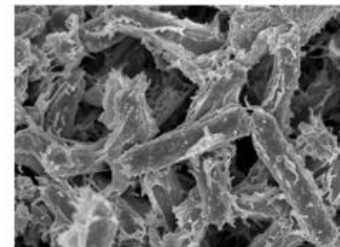


飼料摂取量あたりのメタン産生量



低メタン産生牛から分離された新規細菌種
Prevotella lacticifex

(プレボテラ ラクティシフェックス)

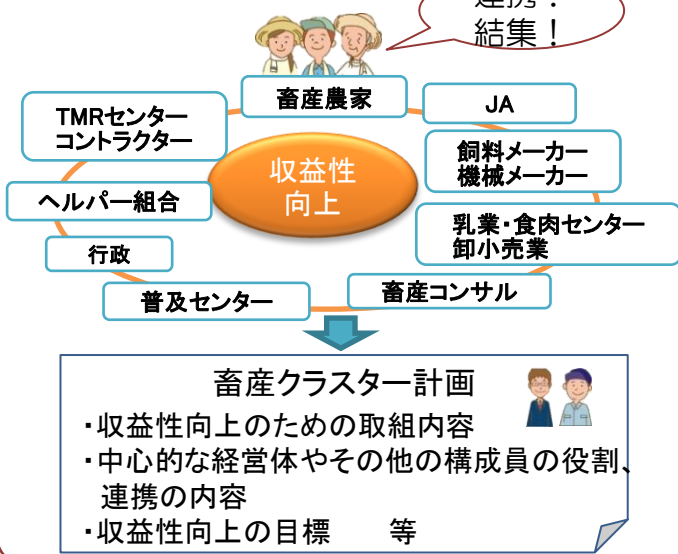


プロピオン酸の前駆物質を多く産生する特徴がある

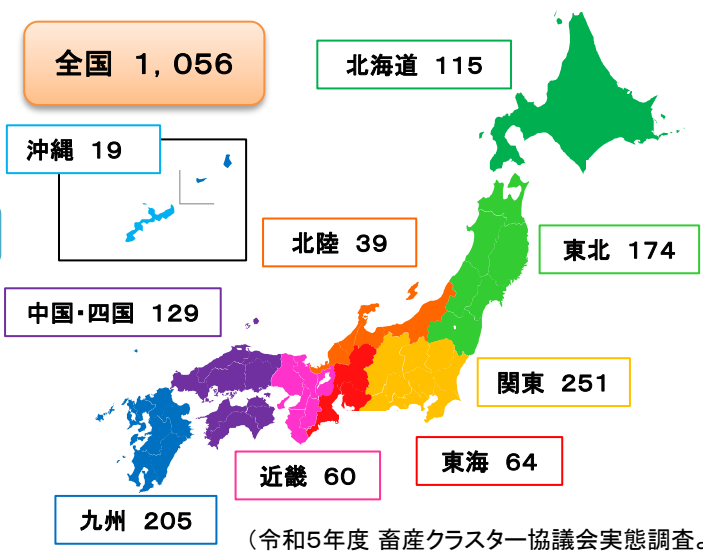
畜産クラスターの支援状況（H26当初～R6補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

○畜産クラスター協議会



○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	484
肉用牛	643
養豚	294
肉用鶏	117
採卵鶏	186

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国1,056)と一致しない。

(参考)事業の予算額

事業		予算額 (億円)	事業		予算額 (億円)	事業		予算額 (億円)
26当初	実証支援	0.7	29補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	665	R4補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 555
26補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	203	30補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	650	R5補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 291
27当初	施設整備・実証支援	76	R1補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	561	R6補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	(所要額) 319
27補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	610	R2補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	462			
28補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	685	R3補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 617			

畜産クラスターの取組事例①

酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、
次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- ・ 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- ・ しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)

地域の酪農家が集まって、協業法人を設立



- 効果
- ・ 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - ・ 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

- ・ 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

酪農

(熊本県 K市)

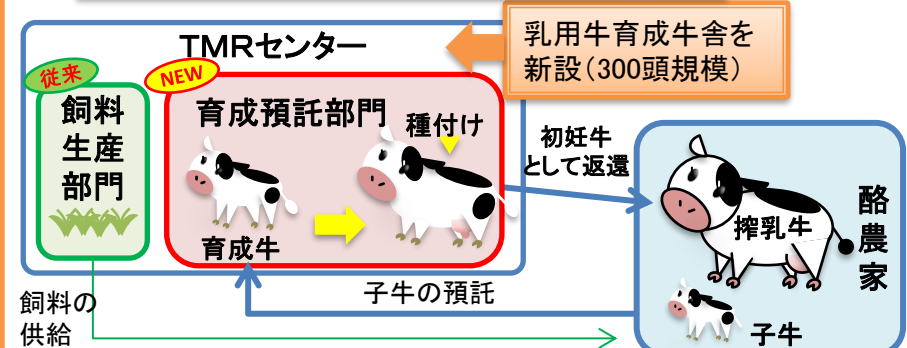
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負う
ことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○現状と課題

- ・ TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- ・ 他方で他地域からの初妊牛導入は高くつく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- ・ 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - ・ 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- ・ 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

(島根県 1町)

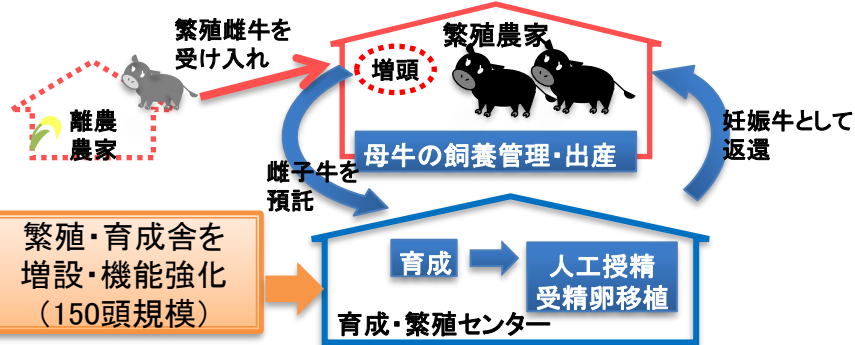
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、
繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



- 効果
- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
 - ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養豚

(茨城県 U市)

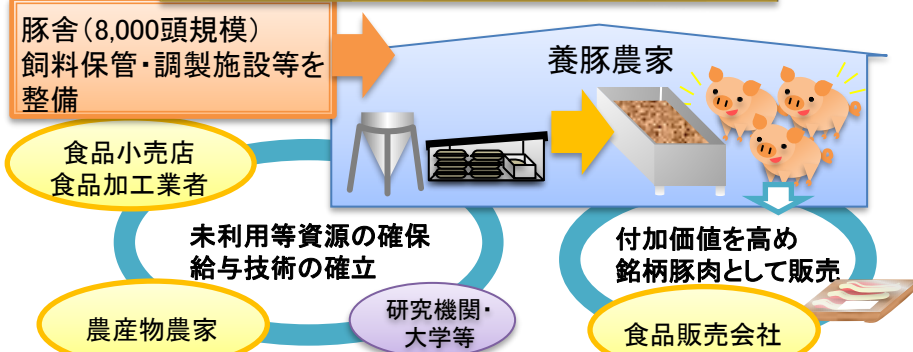
地域飼料資源を活用して飼料費の低減と
豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



- 効果
- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
 - ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

畜舎特例法について

- ・畜産業の国際競争力の強化のために、**省力化機械の導入**や**規模拡大による効率化**に取り組む必要
- ・畜舎を建築する場合、建築基準法の基準に基づく必要があるが、**建築コストが経営実態からみて過大**

令和4年4月1日 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（畜舎特例法）施行

畜舎建築利用計画を作成し都道府県知事の認定を受けた場合に、
建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築等を行うことが可能。



令和5年4月1日 畜舎特例法の対象に保管庫等を追加（省令改正）

対象となる畜舎等

- ・**畜舎**又は**堆肥舎**
倉庫・車庫※、**排水処理施設**、**発酵槽**等
※畜産経営に必要な物資等を保管するものに限る
- ・**市街化区域の外及び用途地域の外**に建築
- ・**高さ16m以下**の**平屋**で居住のための居室を有さないもの
- ・**建築士が設計**したもの

畜舎特例法による畜舎のメリット

- 構造等の基準が緩和
- 面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要
- 工事完了時は完了検査は不要で届出のみ
- 木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぎ3,000㎡超の建築が可能
- 倉庫・車庫について、一定の条件の下で建築基準法の防火基準よりも緩和

認定状況

令和7年3月31日時点

都道府県	認定件数				都道府県	認定件数				都道府県	認定件数			
	R6	R5	R4			R6	R5	R4			R6	R5	R4	
北海道	91	29	28	34	石川県	2	2	0	0	岡山県	4	1	2	1
青森県	8	3	5	0	福井県	—	—	—	—	広島県	6	2	1	3
岩手県	26	12	6	8	山梨県	3	1	1	1	山口県	1	0	0	1
宮城県	27	8	9	10	長野県	8	3	3	2	徳島県	1	0	1	0
秋田県	3	1	2	0	岐阜県	16	6	4	6	香川県	6	1	0	5
山形県	12	2	3	7	静岡県	4	0	4	0	愛媛県	1	0	0	1
福島県	15	8	5	2	愛知県	35	9	12	14	高知県	7	3	1	3
茨城県	25	8	8	9	三重県	8	2	2	4	福岡県	2	1	1	0
栃木県	30	9	10	11	滋賀県	5	2	0	3	佐賀県	4	3	0	1
群馬県	47	13	9	25	京都府	2	0	1	1	長崎県	9	1	4	4
埼玉県	5	0	3	2	大阪府	2	1	1	0	熊本県	22	12	4	6
千葉県	34	15	14	5	兵庫県	8	3	3	2	大分県	8	1	4	3
東京都	—	—	—	—	奈良県	—	—	—	—	宮崎県	60	15	17	28
神奈川県	3	1	2	0	和歌山県	1	0	1	0	鹿児島県	33	3	20	10
新潟県	9	4	2	3	鳥取県	—	—	—	—	沖縄県	8	1	5	2
富山県	—	—	—	—	島根県	9	1	2	6	合計	610	187	200	223



← 畜舎特例法の詳細はこちら

◎手続については、建築予定の都道府県の畜産担当課にご相談ください。

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



- **畜産クラスター事業 【R6補正(一部基金)】:319億円(所要額)の内数**
地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。
特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、中山間地域での所得向上、肉用牛・酪農の生産基盤強化、輸出拡大、飼料増産及び新規就農の取組を支援する優先枠を設定しています。

補助率:1/2以内
支援対象者:中心的な経営体

- **畜産経営体質強化支援資金融通事業 【R6補正(基金)】**
畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体、畜産ICT化応援計画に位置付けられた労働負担軽減経営体又は認定農業者に対し、畜舎の整備や機械の導入など経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠:35億円(既存基金を活用、R7.1月末時点)
基金管理団体:民間団体

- **強い農業づくり総合支援交付金 【R6当初】:121億円の内数**
高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率:都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

【酪農・畜産】 簡易畜舎を整備したい



- **酪農経営支援総合対策事業**
【R7ALIC事業】:46億円の内数
後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等

- **肉用牛経営安定対策補完事業**
【R7ALIC事業】:38億円の内数
生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が行う、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)の整備、器具機材の導入等を支援します。

補助率:1/2以内
事業実施主体:都道府県団体、民間団体



簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等

家畜の導入等に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を導入したい



● 畜産クラスター事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業

【R6補正(基金)】:46億円(所要額)

- ・ 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付します。

奨励金: 10万円/頭(希少な父牛に由来する繁殖雌牛の場合は15万円/頭)
事業実施主体: 民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業 【R7ALIC事業】:38億円の内数

- ・ 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率: 定額(6万円/頭、9万円/頭)
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体

【酪農・畜産】 施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業【R6補正(一部基金)】:319億円(所要額)の内数

- ・ リース方式の施設整備と併せて、家畜導入を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
支援対象者: 中心的な経営体

【酪農】乳用後継牛を確保したい



● 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 【R6補正】:50億円

- ・ 長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、乳用後継牛の生産において、長命連産性能力の高い種雄牛の精液等を利用する取組等に対して奨励金を交付します。

補助率: 定額(6千円以内/回、9千円以内/回)
事業実施主体: 民間団体等

● 酪農経営支援総合対策事業 【R7ALIC事業】:46億円の内数

- ・ 後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。

補助率: 定額(広域預託 上限3.1万円/頭)
事業実施主体: 民間団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【R7ALIC事業】:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、生産者集団等による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内、1/3以内(上限有)
事業実施主体: 民間団体等

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業** 【R7ALIC事業】:46億円の内数
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内 等 事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業** 【R7ALIC事業】:38億円の内数
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。〔補助率:1/2以内 事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **畜産クラスター事業** 【R6補正(一部基金)】:319億円(所要額)の内数
- **酪農経営支援総合対策事業** 【R7ALIC事業】:46億円の内数
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:民間団体〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業** 【R6補正(一部基金)】:319億円(所要額)の内数
畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業** 【R7ALIC事業】:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。〔補助率:定額(上限3.1万/頭)、事業実施主体:民間団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業** 【R6補正(一部基金)】:319億円(所要額)の内数
地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を引き続き措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:飼料生産組織等〕
- **強い農業づくり総合支援交付金** 【R7当初】:120億円の内数
TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:農業者の組織する団体等〕
- **飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち**
飼料生産組織の体制強化等支援【R7当初】:18億円の内数
飼料生産組織における人材確保・育成のための採用活動や大型免許や必要な技術資格の取得等を支援。
〔①人材確保:募集 30万円/人以内、研修 60万円/人以内
②各種資格の取得:大型、大型特殊、けん引免許 20万円/人以内
支援対象者:生産者集団等〕
- **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち**
飼料生産組織の体制強化支援【R6補正】:133億円の内数
①飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械導入や②畜産農家等と長期契約し、規模拡大をする取組(拡大分面積払い)を支援。
〔補助率:①1/2以内、②定額、支援対象者:生産者集団等〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業①

飼料生産組織を強化したい

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

飼料生産組織の体制強化支援

R6補正:133億円の内数

・飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置などの取組を支援します。〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

・飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産販売、作業受託等の規模拡大を行う取組を支援します(拡大分)。

〔1年目:12,000円/10a以内、2年目:5,000円/10a以内〕

支援対象者:生産者集団等

● 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち

飼料生産組織の体制強化等支援

R7当初:18億円の内数

オペレーター確保のための募集活動、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。

〔①人材確保:募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人〕

〔②免許取得:20万円以内/人(大型、大型特殊、けん引)〕

支援対象者:生産者集団等

● 畜産クラスター事業

R6補正:319億円(所要額)の内数

地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産組織や畜産農家等に対し、飼料増産の取組に必要な機械の導入及び施設の整備を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を引き続き措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。〔補助率:1/2以内、支援対象者:畜産農家等〕

● 強い農業づくり総合支援交付金

R7当初:120億円の内数

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:農業者の組織する団体等〕

中山間地域で飼料生産や放牧をしたい

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

中山間地域飼料増産活性化対策

R6補正:133億円の内数

中山間地域の実情を踏まえた「飼料増産活性化計画」の作成、飼料増産活動や活動に必要な機械導入等を支援します。

〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:農業者集団等〕

国産飼料の利用を拡大したい

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

飼料供給連携体制整備事業(連携型) R6補正:133億円の内数

長期の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行い、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します(基準年からの拡大分)。

耕種農家 畜産農家

①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草:8,300円/t以内 7,800円/t以内

②子実用とうもろこし :12,200円/t以内 12,000円/t以内

支援対象者:耕種農家等、畜産農家等

(基準年を3年間固定とし、単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%)

国産飼料の販売を拡大したい

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

飼料供給連携体制整備事業(供給型) R6補正:133億円の内数

国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組に対して奨励金を交付します(前年度からの拡大分)。

〔①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草:8,300円/t以内〕

〔②子実用とうもろこし:12,200円/t以内〕

支援対象者:国産飼料生産者

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

国産飼料の流通推進対策

R6補正:133億円の内数

国産粗飼料取扱業者(販売業者)が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します(拡大分)。

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2,000円/t	5,000円/t	10,000円/t	15,000円/t	20,000円/t

支援対象者:飼料販売業者等

※効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり

● 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

国産飼料流通拠点整備対策

R6補正:133億円の内数

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業②

子実用・青刈りとうもろこし等の飼料作物を生産したい

- **飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産濃厚飼料生産の推進** R7当初:18億円の内数
子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

- **水田活用の直接支払交付金等** R7当初:2,870億円
水田を活用して、飼料作物等を生産する農業者や高収益作物の導入・定着等を図る取組等を支援します。

- ①飼料作物:3.5万円/10a ※1
- ②子実用とうもろこし支援※2:1万円/10a
- 支援対象者:販売農家等

※1:多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a
※2:「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた取組の場合、①に加えて支援

- **畑地化促進事業** R6補正:450億円
水田を畑地化して、飼料作物等の畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行や畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援します。

- ①畑地化支援:10.5万円/10a
- ②定着促進支援:2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括)
- 支援対象者:販売農家等

※畑地化の取組は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外する取組を指す

- **畑作物産地形成促進事業** R6補正:160億円
実需者との結びつきの下で、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。〔子実用とうもろこし:4万円/10a、支援対象者:販売農家等〕
※令8年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算(畑地化加算)
※本事業の支援を受ける場合、「水田活用の直接支払交付金」の①は支援対象外(②は対象)

- **飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援** R7当初:56億円
輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

- ①飼料生産等に基づく良質な飼料生産:15,000円/ha
- ②飼料の有機栽培:青刈りとうもろこし等 45,000円/ha、牧草 15,000円/ha
- 支援対象者:酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会 ※①と②の取組は重複不可

持続的な飼料産地を形成したい

- **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち飼料作物の生産・利用の地域モデル実証** R6補正:133億円の内数
地域一体となって行う持続可能な飼料産地形成に向けて、労働力不足などの地域の抱える課題解決を図るため、飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用の地域モデルを実証する取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:協議会等〕

草地の整備・改良をしたい

- **草地関連基盤整備<公共>** R7当初:3,331億円の内数
大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備を実施します。〔補助率:1/2等、実施主体:都道府県等〕

- **畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共>** R6補正:76億円の内数
肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等の整備を推進します。〔補助率:1/2以内等、実施主体:都道府県等〕

- **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち草地改良技術等普及対策** R6補正:133億円の内数
裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術などの現地実証を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:農業者団体等〕

新飼料資源を活用したい

- **国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち新飼料資源の利用拡大対策** R6補正:133億円の内数
新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:民間団体等〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理 (Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、
①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況 (2025年3月31日時点)

単位: 農場

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP畜産認証取得農場数	延べ295	60	78	59	55	17	実数: 269農場

注1: 1つの経営体で複数の畜種において認証取得している農場があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。
2: 年度途中での認証の返上や品目の変更については反映していない。

・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。

<審査認証機関>

公益社団法人中央畜産会 [JGAP認証農場の公表について](#) | [JLIA](#) | 公益社団法人 中央畜産会 ([lin.gr.jp](#))

エス・エム・シー(株) [JGAP認証農場一覧](#) | [エス・エム・シー株式会社 \(S.M.C\)](#) ([swine-smc.co.jp](#))

鹿児島大学共同獣医学部 [JGAP認証推進室](#) | [鹿児島大学 共同獣医学部](#) ([kagoshima-u.ac.jp](#))

酪農・畜産農家向けの金融支援策について

- 飼料や燃料等の価格上昇等により、
資金繰りに困っている場合

農林漁業セーフティネット資金による 長期・低利融資

- ・農林漁業セーフティネット資金等※1の融資について、
貸付当初5年間は、金利負担軽減措置が受けられます。
更に、実質無担保等での融資が受けられます。
※1 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金（負債整理のみ）等
- ・農林漁業セーフティネット資金について、
物価高騰等の影響を受けた場合は、年間経営費等の6/12※2又は
600万円を別枠として限度額を措置する特例を設けています。
※2 簿記記帳を行っている場合

～農林漁業セーフティネット資金の概要～

償還期限：15年以内（据置3年以内）
借入金利：1.05%～1.65%（R7.7.18現在）
貸付当初5年間の金利負担軽減措置（最大2.0%の金利引下げ）
限度額：年間経営費等の6/12※2又は600万円以内
物価高騰の影響を受けた場合、
年間経営費等の6/12 ※2又は600万円以内を別枠で措置

酪肉支援資金による借換

- ・酪農・肉用牛経営に対し、3年分の償還額の借換えにより資金
繰りの安定を支援します。

～酪肉支援資金の概要～

令和7年度 ALIC事業

貸付対象：酪農・肉用牛経営（65歳以上の場合は後継者を確保していること）
償還期限：25年以内（据置5年以内）
借入金利：1.90%（R7.7.18現在の金利で仮置）
貸付限度額：3年分の償還額

- 借り入れた資金の返済に困っている場合

返済猶予等の条件変更

- ・国は、金融機関等関係者に対し、繰返し、既往負債の返済猶予等の配慮
を要請しています。
- 令和5年3月、10月及び令和6年10月に、
農水省等担当部局連名で畜産経営者に対する償還猶予等の対応を要請
- 令和6年3月、6月、11月及び令和7年3月に、
関係省庁連名で資金繰り等の支援の徹底を要請



さらに、より負債の返済負担を軽減したい場合は、

長期・低利の借換資金

- ・返済が困難となった農業者の方は、畜産リノベ資金、経営体育成強化資金
などの負債整理資金の利用が可能です。

～畜産リノベ資金の概要～ ALIC事業

- ・肉用牛、酪農及び養豚経営については、毎年の
返済額を限度として、長期・低利の借換資金の
融資が受けられます。（R9年度に条件付で残額
一括借換可能）
 - ・併せて、経営改善に向けた取組について、指
導・助言を受けることができます。
- 償還期限：
肉用牛・酪農 25年以内（据置5年以内）
養豚 15年以内（据置5年以内）
借入金利：1.90%（R7.7.18現在）

～経営体育成強化資金の概要～ 公庫資金

- ・経営改善計画を策定し、期間中の5年間（特認
10年間）における既往負債の支払金の合計額に
対する借換資金の融資が受けられます。
 - ・経営再建に必要な範囲内で、前向き投資資金も
融資が受けられます（金利負担軽減措置等の対
象外）。
- 償還期限：25年以内（据置3年以内）
借入金利：1.90%（R7.7.18現在）

※その他、農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）が営農負債の借換に利用可能です。

- 最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。

みどりの食料システム法に基づく「みどり投資促進税制」

- **みどり投資促進税制**は、**青色申告を行う畜産農家が堆肥化施設を導入する場合**に活用できる税制です。
- **補助金や融資との併用が可能**で、導入当初の税負担を軽減（機械等は32%、一体的な建物等は16%の特別償却）。
- 活用にあたっては、みどりの食料システム法に基づき、その取組内容に応じて、**環境負荷低減事業活動実施計画**又は**基盤確立事業実施計画**のいずれかの認定を受ける必要があります。
- 令和8年3月31日までの間に、**認定を受けた計画に基づき対象設備等を導入**した場合に適用されます。

堆肥を自らの農地や牧草地へ施用し、 農作物・飼料を生産する場合に活用できるみどり税制

<税制対象設備>

- ✓ **みどり投資促進税制対象機械及び一体的な建物等**
(ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに導入したものが対象になります。)

<手続き>

- ✓ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に向けた5か年計画(**環境負荷低減事業活動実施計画**)を作成し、都道府県の認定を受けて設備投資

<申請先> 都道府県担当部署

みどり投資促進税制
対象機械はコチラ



環境負荷低減事業活動計画（畜産）の認定事例 越智淳一さん（北海道）

- ・酪農（経産牛：77頭、生乳生産量767トン）を営む自社農場から発生する**家畜排せつ物由来の堆肥を活用**して、デントコーンの栽培（23ha）における化学肥料の使用低減に取り組む。
- ・将来的には、**バイオガスプラント由来の消化液も活用**し、化学肥料のさらなる削減を目指す。
- ・**将来的な事業活用時のメリット措置の活用**に期待し、みどり認定を取得。



堆肥散布の様子

堆肥をJA区域や都道府県域を越えて 広域的に販売する場合に活用できるみどり税制

<税制対象設備>

- ✓ 堆肥の生産やペレット化に用いる機械及び一体的な建物等が**広く対象**
(ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに導入したものが対象になります。)

<手続き>

- ✓ 堆肥の生産・販売拡大に向けた5か年計画(**基盤確立事業実施計画**)を作成し、国の認定を受けて設備投資

<申請先> 地方農政局等



基盤確立事業実施計画の認定事例 (有)営農企画（北海道）

- ・**地域のバイオマス資源（もみ殻燐炭、鶏糞など）を活用した堆肥**の生産拡大に向けて必要な設備を新たに導入するとともに、周辺地域の農業者にも販路を拡大することで化学肥料の使用低減を推進。
- ・**自動攪拌機等の設備の導入にあたり、みどり投資促進税制を活用。**



自動攪拌装置

堆肥製造に関する みどり投資促進税制の対象機械

(令和6年2月現在)

<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること



アイケイ商事株式会社(千葉県香取市)

種類	名称
家畜排せつ物の 固液分離機	wコンベア スーパースクリーンプレス
家畜排せつ物の 自動攪拌機	ファームクリーン ファームクリーンwオーガー



固液分離機



自動攪拌機

株式会社デリカ(長野県松本市)

種類	名称
堆肥積込機	搭載ダンプバッセル
堆肥切返機	堆肥切返機



搭載ダンプバッセル

株式会社天神製作所(宮崎県都城市)

種類	名称
家畜排せつ物の 自動攪拌機	TM垂直発酵攪拌機 TM片懸垂式発酵攪拌機 TML型地走式発酵攪拌機 TMO-タリ-発酵攪拌機



スクリー式発酵攪拌機



ロータリー式自動攪拌機

中部エコテック株式会社(愛知県名古屋市)

種類	名称
堆肥化装置	密閉縦型コンポスト(HPコンポ) 密閉縦型コンポスト(エコリーフ)



密閉縦型コンポスト

藤樹運搬機工業株式会社(福岡県久留米市)

種類	名称
家畜排せつ物の自動攪拌機	フジキ式W スクリュー攪拌発酵機 フジキ式スクリーン攪拌発酵機 フジキ式ロータリー攪拌発酵機 ロータリー式攪拌乾燥機 トラバーサー式ロータリー発酵機 スクープ式攪拌発酵機 フジキ式エンドレス攪拌発酵機 フジキ式ウォールレス型攪拌発酵機



フジキ式スクリーン
攪拌発酵機



スクープ式
攪拌発酵機

株式会社岡田製作所(群馬県館林市)

種類	名称
家畜排せつ物の 自動攪拌機	ロータリー式攪拌機 エンドレススクープ式攪拌機 基礎なしロータリー式攪拌機



ロータリー式攪拌機



スクープ式攪拌発酵機

II TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

② 経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

- 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。
- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
 - ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ることで、農林水産物の輸出を促進する。

III 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

② 経営安定・安定供給のための備え

主要施策はIIに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)